

第七編 民生



私たちにとっていちばん身近な社会福祉は明治七年の恤救規則からはじまり、昭和四年の救護法、昭和十三年の方面委員令が出されました。戦前の社会福祉は慈善救済的な性格のもので、戦時中は戦時体制の強化の支柱となりました。

戦後の新憲法の基本的人権の尊重のもと、少子高齢化社会を背景に、現在どのような社会福祉制度が整い、実施されているかを見ていきます。

また、日常生活に直接影響する保健衛生、公共事業としての土木・河川・港湾・漁港・都市計画・水道などの事業、交通、通信、安全な暮らしを守る警察・消防などが記載されます。

特にマイカー社会を迎え、朝夕渋滞をきたす道路交通網の整備は急がれる問題です。

さらに、この編には兵事の記録として戊辰の役から太平洋戦争までの戦没者の芳名が記されます。

第一章 社会福祉

第一節 戦前・戦中の社会福祉制度

わが国の戦前・戦中の社会福祉制度は慈善・救済的なもので、明治七年（一八七四）に社会事業法として初めて「恤救規則」が制定された。この規則は、身寄りのない単身で生業のない老衰者や傷病人・廢疾者および幼児の救済のために制定された。

救護法は、昭和四年（一九二九）に制定されたが、経済恐慌のため延期され、昭和七年（一九三二）一月から施行された。この救護法によって、地方自治体も救護に充てる経費が予算化されるようになった。救護の種類は生活扶助・医療扶助・助産扶助・埋葬扶助の四種類とした。救護費の負担は、国が二分の一、府県が四分の一、市町村が四分の一であった。

救護の実施機関は市町村とし、方面委員がこれを補助

する形をとった。方面委員は町の推薦によって県知事が任命するもので、従来よりは一步前進する形となった。政府は少年保護法をはじめとして、あらゆる福祉制度に関する法律を次々に制定するとともに、昭和十三年（一九三八）に厚生省を新設し、これまで内務省社会局で行っていた社会福祉行政を全面的に移管し、社会福祉行政を総合的に進展させるようにした。

少年保護法・児童虐待防止法 昭和八年（一九三三）に制定され、児童福祉施設の整備などを規定した。

方面委員令 昭和十一年（一九三六）に制定され昭和十二年一月十五日から民生委員の前身として保護救済の役割を担った。

母子保護法 昭和十三年（一九三八）に公布され、十三歳以下の子を有する配偶者のない貧困母子家庭の生活養育・生業・医療の扶助を目的とした。

社会事業法 昭和十三年（一九三八）三月に公布され、公私社会事業活動に対し、国庫補助・地方税の免除等の助成措置を図るものである。

軍事扶助法 昭和十五年（一九四〇）に従来の軍事援護

法を改正して、傷疾軍人および軍人遺族家族の援護を目的とした。

医療保護法 昭和十六年（一九四一）三月に制定され、救護法・母子保護法等にも規定されていた医療保護制度を統合したものである。

喜入町の昭和十八年（一九四三）度の救護費を見ると、三一五円が予算化されており、救護活動に力を入れている。

第二節 戦後の社会福祉制度

戦前の社会福祉事業の基本は慈善救済的な性格のものであり、戦時中はあくまで戦時体制の強化が支柱であったが、戦後の社会福祉事業は新憲法の基本的人権の尊重に置いた。戦後、もまたにあふれる失業者・浮浪児・引揚者・復員軍人などの救済が急がれるとともに、人権の尊重を土台として、被救護者の権利者としての立場を第一にしたことが特色であった。政府は終戦による社会経済情勢の急激な変化にこれまでの救済制度では強力な救済措置は望めない状況から、総司令部に提出した「救済

福祉に関する計画」に基づき、新時代に対応する各種救済制度の抜本的改正に乗り出した。

一 生活保護

政府はまず統一的な公的扶助の基本法規としての、「生活保護令」を昭和二十一年（一九四六）九月に制定した。

この法律は歴史的なもので、これまでの救済法的な制度から、貧弱者存在の公的責任を明確にし、国家責任による近代的で統一的な社会保障制度への前進を示す画期的なものであった。

生活保護令の制定とともに「民生委員会」が制定され、従来の方面委員に代わって、

生活保護実施状況（旧救護費）（第1表）

単位・千円

	昭和7年	昭和10年	昭和14年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
生活扶助費	560	960	816	34,998	40,623	26,846	19,019	14,428
医療	12	60	60	82,990	101,204	45,583	51,533	44,754
埋葬	30	36	36	80	0	0	157	174
助産	18	18	18	0	0	0	201	0
教育	—	—	—	1,874	1,641	593	108	0
住宅	—	—	—	622	1,076	440	1,583	1,525
介護	—	—	—	—	—	—	—	2,271

各市町村長の補助機関として、民生委員が第一線事務に当たることになった。その後、生活保護法は数度にわたる改正ののち、昭和二十五年（一九五〇）には全面的な改正が行われ、社会福祉主事・福祉事務所に関する規定を設け、保護事務の専門化が強化され、民生委員は協力機関となった。

さらに昭和三十五年（一九六〇）には知的障害者福祉法・昭和三十八年（一九六三）には老人福祉法が、また昭和三十九年（一九六四）には母子福祉法が成立し、従来の福祉三法は、福祉六法と呼ばれるようになった。

本町の生活保護法による保護実施状況は第一表のとおりである。

二 老人福祉

戦後、社会・経済の変化により、高齢者の生活に大きな変化をもたらした。とくに高齢人口の増加と家族制度の変革・扶養意識の変化・核家族の進行・住宅事情の悪化などによって高齢者の生活が孤立化し、その保護を社会的に行う必要性が強まってきた。このため昭和三十八年（一九六三）に老人福祉法が制定され、高齢者の福祉

行政を総合的に進めることになった。

本町では、高齢者が身近な住み慣れた場所で安心して豊かな生活を送れるように、喜入町総合振興計画・介護保険事業計画・地域保健医療計画・住宅マスタープラン・介護保険法・老人福祉法・老人保健法・諸事業などの町づくり施策などと連携しながら在宅福祉サービスのよりいっそうの充実を図り、高齢社会は、町民一人ひとりにかわる事柄であるという理解を深め、高齢者のための住みやすい福祉の町づくりを推進している。

（一）高齢者のための町単独事業

● 紙おむつ給付

在宅寝たきり老人およびこれに準ずる重度身体障害（児）者で、紙おむつ使用者に対して、年三六〇枚を二二回に分け、該当者に無料給付している。

● 地域福祉システムづくり

ひとり暮らしの高齢者や、高齢者夫婦だけの世帯、ひとりでは生活の困難な心身の不自由な方などを援助するため、近隣福祉ネットワーク活動をして、保健・医療・福祉サービスを行っている。

単位：円

敬老祝金	支給額	支 給 資 格	支給日	開始 年月
	75歳以上 1万円	毎年9月15日現在、町内に在住し、かつ住民基本台帳に登録された75歳以上の者	9月15日	昭和55年

区分 年度	敬老祝金	
	件数	金額
平成9	1,326	17,470,000
平成10	1,368	13,680,000
平成11	1,425	14,150,000
平成12	1,531	15,310,000
平成13	1,598	15,980,000

● **寝たきり老人など介護手当支給**
町在宅の寝たきりや重度痴呆性の高齢者などを介護している人に対して、介護手当を支給している。

● **敬老祝金支給**
七十五歳以上の方を対象に、これまでの社会への貢献に対して感謝し、長寿を祝福するため祝金を支給している。

● **「愛の一声」乳酸飲料配達事業**

八十歳以上の一人暮らしで、同集落に身寄りがなく、週三回以上福祉サービスなどを受けていない方を対象に、安否確認と孤独感解消のため、月・水・金に乳酸飲料を配達している。

● **合同金婚式**

夫婦で結婚五十周年を迎えた方を対象に、敬意と感謝の意を込めて十一月二十二日（いいふうふの日）に合同金婚式を開催している。

● **ひとり喜寿祝賀会**

ひとりで七十七歳を迎えられた方を対象に、敬意と感謝の意を込めて、喜寿祝賀会を開催している。

● **満九十歳長寿者訪問**

満九十歳の方を敬老の日に訪問し、長寿を祝っている。

● **満百歳誕生日祝金支給**

満百歳の誕生日を迎えられた方の長寿を祝っている。

(二) 施設・在宅福祉サービス

● 生活支援型ホームヘルプサービス

日常生活に支障がある高齢者などの世帯に、ホームヘルパーを派遣し、食事や洗濯、家回りの手入れなど日常生活に困らないように世話をしている。

● 生活管理指導短期宿泊ショートステイ

寝たきりの高齢者を介護している人が、病気などで介護できない場合に、一時的に養護老人ホームなどに入所させ、家族の負担減を図っている。現在喜入園に四床整備されている。

● 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者や寝たきりの高齢者に対して、入浴・給食・生活指導・日常動作訓練・健康チェックなどのサービスを提供している。

● 給食サービス

日常生活に支障のある一人暮らしや夫婦二人暮らしの高齢者などを対象に、休日および年末年始を除いて毎日、昼食と夕食を自宅まで配食し、食生活の改善と健康増進、孤独感の解消などを図っている。

● はり・きゆう施術補助

老人だけでなく多くの町民の健康を促進するため、あんま・はり・灸・マッサージ・指圧の施術代のうち一回あたり五〇〇円を補助している。

● 高齢者日常生活用具給付など

町在宅の六十五歳以上の寝たきりや一人暮らし高齢者などに対して日常生活用具の給付をしている。

● 寝具洗濯乾燥消毒サービス

一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯・寝たきりなどの方の衛生管理のため日常生活に欠かせない寝具の洗濯・乾燥・消毒を年二回行っている。

● 訪問理美容サービス

理容院・美容院に出向くことが困難な高齢者などが自宅でサービスが受けられるように、理容師・美容師に自宅まで訪問してもらっている。

(三) 社会福祉

社会福祉法関係の制定状況は、次のとおりである。
災害救助法…昭和二十二年（一九四七）十月制定
児童福祉法…昭和二十二年（一九四七）十二月制定

民生委員法：昭和二十三年（一九四八）七月制定

失業事業対策法：昭和二十四年（一九四九）五月制定

生活保護法：昭和二十五年（一九五〇）五月制定

身体障害者福祉法：昭和二十四年（一九四九）十二月制定

定

社会福祉事業法：昭和二十六年（一九五一）三月制定

戦傷病者戦没者遺族など援護法：昭和二十七年（一九五二）四月制定

二 四月制定

社会福祉事業振興法：昭和二十八年（一九五三）八月制定

定

未帰還者留守家族等援護法：昭和二十八年（一九五三）八月制定

八月制定

精神薄弱者福祉法：昭和三十五年（一九六〇）三月制定

知的障害者福祉法：昭和三十五年（一九六〇）三月制定

老人福祉法：昭和三十八年（一九六三）七月制定

母子福祉法：昭和三十九年（一九六四）七月制定

介護保険法：平成九年（一九九七）十二月制定

本町ではこれらの法律にのっとり、国や県の施策に従い町の実状に則して、「福祉の町喜入」を目指して、各種の福祉活動に努力している。

第三節 保険と年金

一 国民健康保険

国民皆保険制度が実施されて、国民健康保険が全国的に普及したのは、昭和三十三年（一九五八）十二月、国民健康保険法が公布され、ほかの社会保険に加入しない者は、国民健康保険の被保険者となることを義務づけられてからである。

本町では、翌昭和三十四年（一九五九）から実施した。従来の衛生係を保険衛生係として、健康保険業務を相当し、国民健康保険運営協議会を組織して、これの円滑な運営に寄与している。

二 老人（医療）保険

国の老人保健医療対策は、昭和三十八年（一九六三）に老人福祉法が改定され、昭和四十八年（一九七三）には、法改正により、七十歳以上の老人医療保険制度における受診時の一部負担を無料とした。

第一章 社会福祉

国民健康保険の給付状況

単位：千円

種別 年度	療 養 諸 費							高額療養費		その他の給付		
	件数	費用額	保険者負担	被保険者負担	公費負担	1件当たり費用	件数	費用額	助給	産付	葬給	祭付
平成9年	一	22,085	579,683	403,589	168,163	7,931	26	922	64,907	3,900	980	
	老	34,226	1,548,128	1,446,593	101,535		45					
	退	10,054	223,926	172,866	49,242	1,818	22	172	11,377			
平成10年	一	22,432	554,969	384,194	162,435	8,340	25	825	50,579	4,200	990	
	老	38,882	1,623,159	1,505,896	117,263		42					
	退	11,408	241,014	185,042	53,948	2,024	21	144	12,071			
平成11年	一	22,901	564,605	391,024	165,119	8,462	25	844	56,774	4,500	1,050	
	老	42,826	1,901,569	1,770,115	131,454		44					
	退	12,048	250,888	192,945	55,672	2,271	21	170	12,810			
平成12年	一	23,789	558,162	386,249	165,218	6,694	23	868	56,474	3,000	980	
	老	44,373	1,547,693	1,420,654	127,039		35	7	86			
	退	12,884	274,901	211,387	61,666	1,848	21	175	14,388			
平成13年	一	24,194	639,894	443,503	187,133	9,258	26	828	61,672	2,700	1,290	
	老	45,304	1,630,119	1,494,749	135,370		36	277	3,582			
	退	12,732	237,731	182,032	54,073	1,626	19	173	16,895			

資料：保健衛生課

その後、高齢化が進行する中で、一部負担の無料化が老人医療費の急増を招き、特に国民健康保険制度では、負担が大幅に上昇し始めた。このような負担の不均衡がある事を踏まえ、昭和五十七年（一九八二）八月、老人保険法が制定され、昭和五十八年（一九八三）二月から施行された。

この制度は、高齢化社会の到来に備え、老人保険医療対策を推進するとともに、老人医療費を国民全体で公平に負担することを目的とした。

また、平成三年（一九九二）十月には、老人訪問看護制度が創設された。

本町における老人医療費の推移は、表のとおりである。

三 介護保険制度

わが国の高齢化は、年を経るにつれて高くなり平成に入ると子どもの少子化と共に世界に類を見ないスピードで進み、「高齢化社会」から「高齢社会」へと移行してきた。

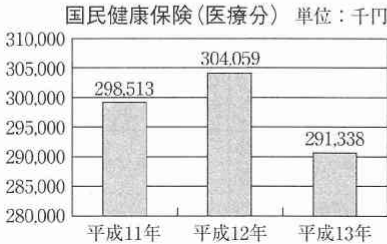
このような背景の中で、平成九年（一九九七）十二月十七日に、介護保険法および介護保険法施行法がそれぞれ

国民健康保険の被保険者と保険税

年度		被保険者数		保険税 (現年度, 千円)	一世帯当たり保険税			被保険者1 人当たり平 均保険税(円)
		世 帯 (人)	人 員 (人)		最高限度額 (円)	最 低 (円)	平 均 (円)	
平成11年	医療分	2,630	4,889	298,513	530,000	13,500	113,503	61,058
	介護分	—	—	—	—	—	—	—
平成12年	医療分	2,692	4,973	304,059	530,000	13,500	112,949	61,142
	介護分	774	992	20,016	70,000	2,600	25,860	20,177
平成13年	医療分	2,716	4,957	291,338	530,000	13,500	107,267	58,773
	介護分	764	983	18,920	70,000	2,600	24,764	19,247

資料：保健衛生課

注：一部負担金は退職被保険者の場合、世帯主負担20%、家族負担は入院20%、外来30%である。



れ公布された。

高齢者に対する介護サービスは、従来、老人福祉と老人保健の二つの異なる制度の下で行われていたが、利用手続きや利用者負担の面で不均衡となっていたことなど、利用者の立場に立った総合的なサービスの提供、サービスの利用のしやすさ、効率的なサービスの提供などの観点からさまざまな問題が指摘されてきた。これらを踏まえ、現行制度の再構築を図り、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を必要とする人の介護を支える新たな仕組みとして、介護保険制度が創設されることになった。

この制度は、利用者の選択により、保健、医療、福祉にわたる介護サービスを総合的に利用できる仕組みを創設するものであり、さらに、社会保険制度とすることにより、給付と負担の関係について国民の理解を得ながら、今後増加が見込まれる介護費用を支えていくというものである。

施行は、平成十二年(二〇〇〇)四月一日からである。これに先立ち、本町では、いきいき対策課内に介護保険係を新設し職員一人は指宿広域市町村組合へ配属されて

第一章 社会福祉

老人保健医療費の状況

単位：千円

年度	合 計		入 院		人 院 外		歯 科		そ の 他	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成9年	45,960	2,065,601	2,448	735,110	32,557	869,445	1,438	31,040	9,517	430,006
平成10年	51,195	2,116,183	2,304	661,673	34,319	789,192	1,502	29,967	13,070	635,351
平成11年	55,310	2,390,989	2,377	763,421	35,685	814,747	1,737	33,842	15,511	778,979
平成12年	56,217	1,852,570	2,631	883,624	37,334	658,455	1,903	36,099	14,349	274,392
平成13年	57,357	1,864,319	2,744	941,495	37,888	646,861	1,773	34,243	14,952	241,720

資料：保健衛生課

注：その他は調剤、施設療養費、現金給付を含む

平成15年度の主な事業予定表

母子保健事業

事業名	内容（期日・対象者など）
乳 児 産 婦 健 康 診 査	5月29日（木） 平成14.12～平成15.2生の児と母親
	8月28日（木） 平成15.3～5生の児と母親
	11月27日（木） 平成15.6～8生の児と母親
	2月26日（木） 平成15.9～11生の児と母親
1， 6 歳 児 健 康 診 査	4月25日（金） 平成13.8～10生の児
	7月22日（火） 平成13.11～平成14.1生の児
	10月29日（水） 平成14.2～4生の児
	1月27日（火） 平成14.5～7生の児
3 歳 児 健 康 診 査	5月20日（火） 平成11.11～平成12.2生の児
	9月4日（木） 平成12.3～6生の児と母親
	12月18日（木） 平成12.7～10生の児と母親
乳 児 健 康 診 査	随時（県内病院委託） 9～11カ月児
妊 婦 健 康 診 査	随時（県内病院委託） 妊婦
妊 婦 健 康 相 談	月2回 妊婦
母 子 健 康 相 談	第4月曜日午後 思春期から乳幼児
面 談	1回につき2コースを年2回 妊婦・その夫および家族
訪 問 指 導	随時 妊婦から乳幼児まで
む し ば 予 防 教 室	7月29日（火） 平成13.5～10生の児とその保護者
	7月30日（水） 平成12.11～平成13.4生 〃
	1月29日（木） 平成13.11～平成14.4生 〃
	1月30日（金） 平成13.5～10生 〃

老人保健事業

事業名	内容（対象者・実施時期など）
健康手帳の交付	健診・医療・生活習慣の記録のための手帳の交付
個 別 健 康 教 育	個人の生活習慣を具体的に把握し継続的に指導
集 団 健 康 教 育	教室・講演会などでの健康教育
健 康 相 談	毎月第4月曜日午後 保健センターにおいて実施ほか
健康診査 自己負担無し	複 合 健 診 （基健診・胃がん検診・腹部超音波検診） 40～64歳の男女 集団検診 5月
	基 本 健 康 診 断 40～64歳の男女 個別検診 8月
	65歳以上の男女 個別検診 8、9月
	胃 が ん 検 診 40歳以上の男女 集団検診 11、12月
	大 腸 が ん 検 診 40歳以上の男女 集団検診 5月
	肺 が ん 検 診 40歳以上の男女 集団検診 7月
	子 宮 が ん 検 診 30歳以上の女性 集団検診 12月
	乳 が ん 検 診 30歳以上の女性 集団検診 隔年毎実施
	歯 周 疾 患 検 査 40・50歳の男女 個別検診 6月
	健 康 度 評 価 生活習慣病・介護を要する状態などの予防・改善についての指導
訪 問 指 導	40歳以上の者であって心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るために必要な指導

予防接種事業

区分	種 別	対 象 年 齢	実 施 時 期
集団	ツ反・BCG	生後12～4歳未満	4月ごろ
	ポリオ	生後3～15カ月	5、11月ごろ
	二種混合	小学6年生	11月ごろ
	日本脳炎（2期）	小学4年生	6月ごろ
	日本脳炎（3期）	中学3年生	6月ごろ
個別	三種混合	生後4～46カ月	8～11月ごろ
	麻疹	生後12～32カ月	12～1月ごろ
	風しん	生後34～46カ月	2～3月ごろ
	日本脳炎（1期）	生後38～62カ月	6月ごろ
	インフルエンザ	満65歳以上	10～12月ごろ

いる。

1 介護認定審査

介護保険のサービスを受けるには、要介護（介護サービスの必要度）などの認定を受ける。

2 居宅介護（支援）サービス

要介護認定で「要介護」および「要支援」と認定された人に対して在宅での介護サービスが給付される。

3 施設サービス

要介護認定で「要介護」となった人に対し施設（介護老人施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）でのサービスが給付される。

4 居宅介護（支援）福祉用具購入

要介護認定で「要介護」および「要支援」と認定された人に、腰掛け便座や入浴補助具などを購入する費用が給付される。

5 居宅介護（支援）住宅改修

要介護認定で「要介護」および「要支援」と認定された人が、介護予防や自立した生活が送れるよう、家の手すりを付いたり、床の段差解消など軽微な改修をするための費用が給付される。

6 居宅介護支援

要介護認定で「要介護」および「要支援」と認定された人がサービスを利用するには「介護（支援）サービス計画（ケアプラン）」を作らなければならない。本人や家族がその作成を居宅介護支援事業所に依頼した場合その事業所に給付される。

7 高額介護支援

介護保険における一割の自己負担が高額になった場合に、申請があれば限度額を越えた分については払い戻しをする。

四 国民年金

1 国民年金制度

国民年金制度は、お年寄りになった時や病気・障害によつて生活が不安定にならないように、年金を受け取ることにより生活の安定が図られるように国民みんなが支え合う制度である。

昭和三十四年（一九五九）四月、国民年金法が制定され、無拠出制の福祉年金制職土は同年十一月から、拠出制の国民年金制度は昭和三十六年（一九六一）四月一日

第一章 社会福祉

戦後、敗戦により数年間は社会の混乱から児童たちは、地域や家庭においても虐待、酷使・放任など不当な取り扱いをうけた。このような社会情勢のもと、国が憲法の精神に基づいて、浮浪児対策と児童保護の問題を根本的に解決するため、児童保護事業の法制化作業が進められ、昭和二十二年（一九四七）に児童福祉法が制定された。

第四節 児童福祉

から保険料の納付を始めた。これに伴い、被保険者の保険料納付の便宜を図るため、各集落ごとに「年金日」を定めたり、組織を確立したりして収納率の向上に努めてきた。

その後の国民年金被保険者数および免除状況は、次のとおりである。なお平成十四年（二〇〇二）四月からは、納付先が市町村から国（社会保険庁）に変わった。

国民年金関係状況は、表１・表２のとおりである。

国民年金被保険者数および免除状況（表１）

単位：人

区分 年度	被保険者数				付加保険料加入者		免 除					
	総数	第1号	任意	第3号	強制	任意	法免者数	法免率	申免者数	申免率	免除者数	免除率
昭和55	3,858	3,031	827	—	103	700	274	9.0	73	2.4	347	11.4
〃 60	3,163	2,244	919	—	41	405	222	9.9	135	6.0	357	15.9
平成 2	3,040	1,784	28	1,228	38	169	213	11.9	120	6.7	333	18.7
〃 7	2,951	1,629	27	1,295	30	92	176	10.8	198	12.2	374	23.0
〃 12	3,011	1,767	25	1,219	23	74	154	8.7	425	24.1	579	32.8
〃 13	3,019	1,799	29	1,191	20	70	157	8.7	465	25.8	622	34.6
〃 14	3,040	1,839	29	1,172	15	64	150	8.2	352	19.1	502	27.3

年金受給権者給付状況（老齢・障害・遺族）（表２）

単位：円

区分 年度	老齢給付				障害給付				遺族給付				計	
	老齢基礎		老 齢		障害基礎		障 害		遺族基礎		母子・遺児・寡婦			
	受給者数	金 額	受給者数	金 額	受給者数	金 額	受給者数	金 額	受給者数	金 額	受給者数	金 額		
昭和55	—	—	1,389	328,633,200	—	—	101	58,436,400	—	—	34	19,227,500	1,524	406,297,100
〃 60	—	—	1,916	541,187,900	—	—	120	79,570,000	—	—	28	16,470,300	2,064	637,028,200
平成 2	179	70,496,500	1,904	604,207,900	287	230,847,400	102	77,875,800	11	6,498,000	15	9,683,100	2,498	999,698,700
〃 7	820	518,302,500	1,650	601,431,600	305	276,137,400	78	67,583,400	37	25,557,300	9	5,143,500	2,900	1,494,155,700
〃 12	1,531	1,047,904,200	1,293	481,676,300	302	278,231,600	55	49,258,500	62	46,381,600	5	2,437,200	3,248	1,905,889,400
〃 13	1,647	1,137,395,800	1,216	452,559,100	302	277,490,500	53	47,449,000	63	48,585,000	5	2,437,200	3,286	1,965,916,600
〃 14	1,780	1,236,248,000	1,141	426,937,800	297	272,527,400	48	43,226,900	61	47,968,000	4	2,048,000	3,331	2,028,956,100

この法律の制定によつて、孤児・浮浪児・捨て児などの児童だけでなく、広くすべての児童に公的福祉事業の手が差し伸べられることになった。

さらに児童福祉については、母子及び寡婦福祉法・母子保健法・児童扶養手当法・児童手当法などの諸立法により、総合的に推進されている。

1 児童手当

この制度は、児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成および資質の向上に資することを目的としている。

児童手当は、昭和四十六年（一九七二）に制定された。

児童手当は当初、義務教育終了前の第三子以降の児童を対象としていた。昭和六十年（一九八五）の改正で義務教育就学前の第二子以降の児童が支給対象となり、さらに平成三年（一九九一）の改正で支給対象が第一子に拡大され、三歳未満の児童となった。

平成十四年（二〇〇二）度における児童手当の月額は、第一子・第二子が五千円、第三子以降が一万円である。

2 児童扶養手当

この制度は、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される世帯に手当を支給し、福祉の増進を図るものである。

昭和三十六年（一九六一）に年金法体系とは別個の法律として児童扶養手当法が制定された。これにより、生き別れ母子家庭に対しても社会保障の措置が講じられることとなった。

3 特別児童扶養手当

この制度は、精神または身体に障害を有する二十歳未満の児童を監護、養育している人に特別児童扶養手当を支給し、福祉の増進を図るものである。

4 誕生祝金

子どもの誕生を祝福し健やかな成長を祈って、また、町の活性化を図るため、出生三人目からの子どもを対象に祝金を支給している。

喜入町民として生まれた子どもの保護者に、満一歳の誕生日をもつて、第三・四子に三十万円、第五子に四十万円、第六子以降に二十万円が支給されている。

5 保育所運営費負担

共働きの家庭などで、両親が昼間に児童を十分に保育できない場合、その児童を保育所に預けて保育してもらい保育所の運営にかかる費用を、国・県・町・保護者がそれぞれ負担している。

6 入学祝品支給

乳幼児を健全に育成した苦勞に感謝し、また、子どもの小学校入学を祝って、新入学児童の全員に冬の標準服一着を支給している。

7 ひとり親家庭医療費助成事業

母子家庭・父子家庭の親や児童が各健康保険法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成し健康の保持と生活の安定を図っている。

第五節 心身障害者福祉

わが国の身障者のための福祉対策は全くみるべきものがなく、生活扶助の一環として救護法などにより取り扱われていたが昭和二十四年（一九四九）の身体障害者福祉法の制度により、一般身体障害者の福祉が推進される

ことになった。

昭和二十五年（一九五〇）には精神衛生法が制定され、知的障害児を含む知的障害者の医療的措置が取られることとなった。さらに、昭和三十五年（一九六〇）に知的障害者福祉法が制定された。

昭和四十五年（一九七〇）、心身障害者対策基本法が制定された。

平成五年（一九九三）、心身障害者対策基本法は、障害者基本法に改められ、障害者対策に関する新長期計画が策定された。

本町における心身障害者福祉施策の主なもの、次のとおりである。

1 身体障害者更生医療給付

身体に障害のある人が日常生活を容易に送れるように、障害を軽減したり改善したりするための医療にたいして助成している。

対象となる医療の例（角膜移植術・網膜剥離手術・人工関節置換術・人工透析療養・ペースメーカー埋め込み術など）

2 身体障害児（者）補装具給付

身体に障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図るために、障害部分を補うための用具（補装具）の交付や修理を行っている。

対象となる用具の例（義手・義足・義眼・盲人安全杖・歩行補助杖・車いす・補聴器・人工喉頭・ストマ用装具など）

3 重度身体障害児（者）日常生活用具給付

4 知的障害児（者）日常生活用具給付

在宅の重度の障害のある人が自立した日常生活を送れるよう、障害の程度に応じた日常生活用具を支給している。

対象となる用具の例（盲人用時計・点字図書・点字タイプライター・特殊便器・特殊寝台・入浴補助用具など）

5 心身障害児小規模通園事業

指宿市郡内在住の心身に障害のある幼児に対して、障害の軽減・心身の発達の援助・自立へ向けての援助を行うために施設を設け、その運営にかかる費用を国・指宿市郡の市・町が負担し、施設の建設にかかった費用も一

市四町で返済する。

6 身体障害者更生援護施設措置

身体に障害のある人が、施設に入所または通所することで十分にリハビリテーションを受け自立できるようにまた十分な介護を受けて生活できるように、施設の運営に必要な費用の一部を支払う。

7 重度心身障害者医療費助成事業費

心身に重度の障害をもった人が各健康保険法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成する。

第六節 福祉施設

1 町立養護老人ホーム喜入園

町民の福祉増進のために、老人福祉法に基づいて昭和四十二年（一九六七）九月、養護老人ホーム喜入園が新築工事し、昭和四十三年（一九六八）三月に完成・四月一日開園した。収容定員は五〇名の、ブロック平屋建て三棟から成っていた。

嘱託医一名・職員七名で運営し、昭和五十三年（一九七八）末の入園者は五三名であった。

総工費二、四一八万円・所在地は喜入八八三番地

その後、老朽化と養護老人ホームの重要性に伴い、平成八年（一九九六）三月宮坂神社の近くに、移転改築工事に着手し、平成九年（一九九七）三月八日、入居を開始した。

養護老人ホーム喜入園は、六十五歳以上の身体・精神上または環境・経済上の事情により居宅などにおいて生活することが困難な人が利用できる。

所在地 喜入町喜入八四六二番地

入所定員 一般五〇名 ショートステイ四名
規模構造 鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積 二、四四七・七六平方メートル
設備概要 一人部屋四二室・二人部屋四室
ショートステイ四室・食堂・集会室・浴室・面会



喜入町立養護老人ホーム 喜入園

室・洗濯室・理容室・リハビリ室・事務室・会議室・寮母室・医療室・厨房室・太陽光利用発電

2 老人憩の家

老人憩の家は、六十五歳以上の老人の健康増進・教養の向上・親睦を目的として開設した。温泉にひたりながら談笑したり、お茶を飲みながらレクリエーションを楽しむ場所である。

所在地

中名一〇〇〇番地

敷地面積 二、〇〇〇平方メートル（六〇五坪）、鉄

筋コンクリート平屋建て

建築面積 五〇九・六平方メートル（二五二坪）

昭和四十九年（一九七四）三月竣工

工事費 四、四〇二万円 設計委託料・備品・什器費などを合計すると四、七五六万円となる。施設利用者数は表のとおりである。



老人憩の家

老人憩いの家利用状況

単位：人

年次 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成7年	1,991	2,153	2,292	1,977	1,994	2,085	1,928	1,599	1,677	1,870	2,064	2,091	23,721
平成8年	2,048	2,203	2,418	2,395	2,299	2,430	2,092	1,944	1,780	2,439	2,239	2,259	26,546
平成9年	2,287	2,337	2,565	2,375	2,316	2,056	2,022	1,874	1,807	2,109	1,989	1,842	25,579
平成10年	1,921	1,955	2,198	1,795	1,725	1,921	1,694	1,320	1,322	1,770	1,715	1,624	20,960
平成11年	1,638	1,695	2,045	2,014	1,586	1,974	1,872	1,701	1,568	1,710	1,801	1,671	21,275
平成12年	1,616	1,958	2,199	2,096	1,886	1,998	1,603	1,475	1,374	1,676	1,734	1,649	21,264
平成13年	1,622	1,694	1,861	1,777	1,866	1,861	1,597	1,518	1,505	1,931	2,067	1,758	21,057

資料：いきいき対策課

町内に居住している人ならだれでも利用ができる。六十五歳以上および未就学児は無料、小中学生五〇円、一般二五〇円、福祉バスが運行されている。

委託先 社会福祉協議会

3 在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、福祉サービスなどの全体調整や情報集約を行う基幹型と、二十四時間体制で、高齢者に関する相談やサービスの申請代行などを行う地域型の二種類がある。

地域型在宅介護支援センターは、サンシャインきいれと喜入の里が相談を受け付けている。

所在地 喜入町前之浜七、七八八番地

基幹型在宅介護支援センターは、社会福祉協議会が相談を受け付けている。

所在地 喜入町中名一〇〇〇—二三番地

4 児童福祉施設

明治、大正年間における児童保護施設は、孤児・貧困家庭の救済施設であったが、昭和になると農漁業の農繁期や盛漁期には、児童福祉対策として、託児所の設置が奨励されるようになった。

その後、昭和十三年（一九三八）に制定された社会事業法の中で、託児所が社会事業の一つとして位置づけられた。

昭和二十二年（一九四七）、児童福祉法が制定されると、託児所は保育所として位置づけられた。設置許可は、原則として社会福祉法人だけに限られた。

保育所は、幼稚園の教育機能に加えて、子どもを守り育てるという養護の機能を持つものである。

本町においては、瀬々串保育園、中名保育園、喜入保育園、前之浜保育園、生見保育園の五施設が開園され現在に至っている。（詳細は、幼児教育の欄に）

第七節 福祉団体

1 町民生委員協議会

昭和二十一年（一九四六）、民生委員令が制定され、民生委員の活動は、地域住民の身近な相談・援助活動・地域の子育て家庭への相談、高齢者・障害者家庭への身近な相談、人権・同和問題に関する理解と認識を一層深めて、民生委員・児童委員の任務の遂行と活動の強化に

努める。

2 町社会福祉協議会

昭和五十八年（一九八三）の法改正以後、社会福祉に関する活動への住民参加のための援助を踏まえ、平成十二年（二〇〇〇）、制定された「社会福祉法」に基づき、在宅介護支援事業、居宅介護サービス事業、訪問入浴サービス事業、老人給食サービス事業、生活支援事業などを積極的に推進するため、地域福祉の充実に努めている。

3 町身体障害者協会

本町では、身体障害者相互の親睦と自立更生し地域社会の人びとの、正しい理解と援助を促進するために、補助金を助成し、地域の実情に則した事業を推進している。現在の会員数は三〇六名となっている。

4 町母子・寡婦福祉会

戦争によって戦争未亡人が発生し、生活困難に陥り扶養する児童に対して福祉対策が必要になってきた。

昭和三十九年（一九六四）に、母子福祉法が制定され、母子福祉基本法の体系が整った。昭和五十六年（一九八一）、母子福祉法が母子および寡婦福祉法に改定され、

母子家庭に準じた福祉対策が図られるようになった。

本町では、会に対して補助金を助成し、会員は自主的に活動している。平成十四年（二〇〇二）四月現在の会員は一二名となっている。

5 町遺族会

本町では、戦没者の英霊を慰めるため遺族会に対して補助金を助成し、会員は自主的に活動運営している。平成十四年（二〇〇二）四月現在の会員は、正会員五一名・準会員二七四名・壮年・婦人会員八七名・計四二二名となっている。

6 町手をつなぐ育成会

本町では、知的障害者の親子の会に対して補助金を助成し、スポーツ活動・ボランティア活動・宿泊研修を通して子どもたちの育成に当たっている。

平成十四年（二〇〇二）四月現在の正会員は、三四名となっている。

7 町老人クラブ連合会

各校区に高齢者で組織する老人クラブがある。老人クラブは、人生に希望と光を持つことを目的とするものである。各クラブでは、役員を選出し、年間計画を立てて

会員相互の研修・地域との交流や奉仕活動等を行っている。

ゲートボールのほか、平成六年（一九九四）、八幡温泉保養館の隣に、多目的グラウンドができ、今ではグラウンドゴルフの愛好者が高齢者の間に普及し、健康づくり、仲間づくりになっている。

8 町シルバー人材センター

定年退職し、生きがいづくりとしてシルバー人材センターに会員として登録している者は、平成十五年（二〇〇三）四月現在、一二〇名である。仕事内容は、駐車場管理、受付事務、集金、配達、介護の手助け、植木剪定、除草、草刈りなどを行っている。

仕事を発注したい方は、気軽にシルバー人材センターに申し込めば対応する。

第二章 保健衛生

第一節 保健衛生行政の変遷

保健衛生行政の変遷をごく大まかに言えば、警察による取り締まりの消極的あり方から、一般行政による指導的、積極的あり方に変わったと言える。

明治二十二年（一八八九）の町村制施行前は、戸長の下に衛生委員が置かれ、種痘の実施や清潔検査の立ち会いなどの取り締まりの事務に当たっていた。町村制施行以後は、市町村に衛生組合の結成を奨励したので、各市町村とも組合の結成がなされたが、本町における結成の経緯はつまびらかでない。明治二十六年（一八九三）、県は警察部内に衛生課を設け、伝染病の予防や、食品営業認可および取り締まりに当たった。明治二十八年（一八九五）、県に衛生組合規則が制定され、二〇戸〜四〇戸をもって衛生組合を組織し、伝染病対策や衛生思想の

普及に努めた。明治三十年（一八九七）九月、衛生組合規則が改正されて、組合は大字の区域によることを原則とすることとされた。これによつて本町では瀬々串・中名・喜入・前之浜・生見に衛生組合が組織され、組合ごとに次のような規約を定め、組長・副組長・部長を置いた。

衛生組合規約（瀬々串衛生組合）

第一章 総則

第一条 本組合ヲ瀬々串衛生組合ト称シ、事務所ヲ瀬々串世話人所ニ置き、衛生ノ普及ヲ計ルヲ以テ目的トス

第二章 役員

第二条 本組合ニ組長一名、副組長二名、部長二名ヲ置き、組合員ノ互選トス

第三条 組長ハ衛生上一切ノ事務ヲ管理シ、副組長ハ組長事務故アルトキ代理スルモノトス

第四条 組長ハ常ニ組合内ヲ巡視シ、規約ノ実行ヲ監督スルモノトス

第五条 副組長・部長ハ組長ノ指導ヲ受ケ、伝染病予防消毒等ノ諸務ニ従事スルモノトス

第六条 組長ハ副組長・部長ヲシテ毎月一回組合内ヲ巡視し、監督セシムルモノトス

第三章 会議

第七条 組合会議ハ通常・臨時ノ二種トシ、通常会ハ毎年三月ニ於テ之ヲ開キ、臨時会ハ組長必要ト認ムルトキ之ヲ開クモノトス。但シ組合議員三名以上ノ請求アル場合ハ臨時会ヲ開クコトヲ得

第八条 組合会議員八名ヲ置キ、組合ノ互選トス。但シ議員ノ任期ハ四ヶ年トシ、再選スルコトヲ得

第九条 職員ハ名誉職トス

第十条 組合会議ハ専ラ衛生上ニ関スルコトヲ協議議決スト雖モ其ノ概目左ノ如シ

一、經費ノ収支及決算報告ヲ認定スルコト

一、賦課徴集ニ関スルコト

一、其ノ他衛生上ニ必要ナル事項

第十一条 組長ハ議長トナリ、組長事故アルトキハ副組長代理シ、議決事項ハ議事録ヲ製シ之ニ詳記シ、議長及議員三名以上記名捺印スルモノトス

第十二条 会議ニ書記一名ヲ置キ、議長ニ隸屬シ、庶務ニ從事セシム

第十三条 開会期日ハ、組長ヨリ開会五日前議員ニ通知スルコト、同時ニ村長ヘ通知スルモノトス

第十四条 議事ハ普通議事法ニ依ル

第四章 經費

第十五条 組合ニ要スル費用ハ組合員ノ負担トシ、組合員ヨリ平等ニ之ヲ徴集スト雖モ、赤貧等ニシテ費用ノ負担ニタ

エ難キ者ハ、會議ノ決議ニ依リ免除シ、又ハ費用ノ幾分ヲ負担セシムルコトアルベシ

第十六条 經費ハ毎年二期二分チ、第一期ハ三月、第二期ハ八月之ヲ徴収スルモノトス

第十七条 組長ハ部長ノ受特區ヲ定メ、經費ノ納期ニ至レバ、第一号書式ノ賦課書ヲ部長ニ発シ、部長ハ直ニ之ヲ取纏メ組長ニ送納スルモノトス

第十八条 經費ハ組長ニ於テ支出スト雖モ、會議ニ於テ議決費目ノ外支出スルコトヲ得

第十九条 組長ハ第二号ノ賦課台帳及第三号書式ノ受払日計簿ヲ備ヘ、収支ヲ明カニスベキモノトス

第二十条 組長ハ第四号第五号書式ニヨリ、翌年度ノ予算ヲ調整シ、毎年通常会ニ提出シ認定ヲ受クベキモノトス

第二十一条 經費ノ決算ハ通常会計年度ニ依ルモノトス

第二十二条 組長ハ前年度ノ經費決算ヲ毎年通常会ニ報告シ、認定ヲ受クベキモノトス

第二十三条 組長ハ組合財産台帳ヲ備ヘ置キ、異動アル毎ニ加除訂正シ、財産ハ適當ノ場所ニ保管スルモノトス

第二十四条 組長ハ帳簿ヲ備ヘ置キ、消耗品ノ収支ヲ明カニスベキモノトス

第五章 報酬

第二十五条 役員ニハ左ノ金額ヲ報酬スルモノトス
一 組長年報金八円、一副組長年報金六円、一部長年報金四

円。

第二十六条 役員伝染病予防消毒ニ従事スルトキハ、報酬ノ

外左ノ日当ヲ支給スルモノトス

一 虎列刺、一 発疹瘰癧扶私、一 ペスト病 一日金六拾銭

一 赤痢其ノ他ノ伝染病 一日金參拾銭

第二十七条 役員職務執行ノ為伝染病ニ感染シタルトキハ、

左ノ金額ヲ支給スルモノトス

一 治療料一日金八銭 一 救助料一日金拾銭

第二十八条 前条ニ依リ死亡シタルモノニハ、遺族ヘ左ノ金

額ヲ贈与スルモノトス

一 弔祭料 金五円

第六章 執行

第二十九条 組長ハ日誌ヲ備ヘ置キ、役員ノ執務其他此規約

ニ依リ取扱タル事項ハ総テ詳記シ置クベキモノトス

第三十条 井戸側・下水・井戸流・台所・溝渠・水溜・厠圍

・肥料溜・畜舍等ノ構造ハ、衛生上不都合ノ点多キヲ以テ、是等ハ着々石又ハ厚板ヲ以テ完全ナル構造ニ改ムルモノトス

第三十一条 前条各項ハ常ニ掃除シ不潔ナカラシムルハ勿論

ナルモ、毎月一回一日ヲ以テ掃除ヲナシ、役員ノ検査を受

クベキモノトス

第三十二条 飲料水ハ各自生活上最も必要ナルモノナレバ、

井戸側ヲ清潔ニシ惡水其他ノ不潔物侵入セサル様注意スル

ハ勿論、組合中ニ於テ其道ノ人ヲ雇入レ、或ハ其筋ノ出張

ヲ請ヒ、井水ノ分析ヲナシ、若シ適セザルモノアラバ其使用ヲ禁ズル等改良ノ方法を計ルモノトス

第三十三条 種痘ハ種痘規則ニ依リ接種スルハ勿論ナリト雖

モ、若シ組合内ニ未種痘者アリト認ムルトキハ、組長ニ通

知シ、組長ハ直ニ接種セシムルモノトス

第三十四条 衛生思想ノ発達ヲ計ラン為毎年春季ニ衛生談話

会及幻燈会ヲ開クモノトス。但シ開会日時ハ組長之ヲ定メ、

開会三日前、組合員及村長ヘ通知スルモノトス

第三十五条 飲食物ニ覆蓋ヲ設ケ、不潔物ノ侵入セザル様注

意スヘキモノトス

第三十六条 夏季ニ至レバ勉メテ蚊蠅ノ駆除ヲ計ルヘキモノ

トス

第三十七条 個人ニ於テ清潔方法・消毒方法ノ施行ヲ命セラ

レ本人不得止事情ノ為執行能ハザル場合ハ、組長ヨリ施行

スルコトアルベシ

第三十八条 各自ニ於テ平素摂生スルハ勿論ナレドモ、未熟

の果物ヲ食セザル様互ニ注意スベキモノトス

第三十九条 病家ノ井水ヲ他家ニ於テ共同セザルモノトス。

但シ止ムヲ得ザル場合ハ組長ノ認可ヲ得、煮沸シテ用ユル

モノトス。

第四十条 伝染病疑似患者アルトキハ直ニ組長ニ通知シ組長

ハ速ニ医師ノ診断ヲ受ケシメ、若シ伝染病ナルトキハ予防

消毒ヲ厳行セシムルコト

第四十一条 伝染病流行ノ際ハ、隠蔽患者^{いんぴく}発見ノ為、密告投書函ヲ設ケ部長ノ受持ヲ定メ、時々開函調査セシムルモノトス

第四十二条 伝染病流行ニ於テハ如何ナル患者ト雖モ、売薬等ニ任セズ、互ニ注意シ速ニ医師ノ診断ヲ受クベキモノトス
 第四十三条 清潔方法・消毒方法其他予防方法ヲ施行スル資力ナキモノハ、組合ノ費用ヲ以テ施行セシムルコトアルベシ
 第四十四条 組合内ニ於テ行旅人伝染^かニ罹リタル者アルトキ又ハ全家伝染病ニ罹リ、或ハ独身患者アルトキハ村ニ於テ治療スルニ至ル迄ハ、組合費ヲ以テ之ヲ救護スルモノトス
 第四十五条 組合内ニ伝染病発生シ交通遮断ノ場合ニ於テハ、食物其他ノ需要品ハ總テ組合ヨリ供給スルモノトス
 第四十六条 伝染病流行時ニハ、飲食物ハ熟煮シテ用ユルモノトス

第四十七条 宅地周リ竹木ニシテ往来ニ差掛リタルモノハ總テ伐採スルモノトス

第四十八条 本規約ヲ改正変更セントスルトキハ、會議ノ決議ニ依リ村長ヲ經テ部長ノ認可ヲ受クベキモノトス

第七章 罰則

第四十九条 此規約ヲ履行セザルモノハ、組長ハ組合会ノ議決ニ依リ金五拾錢以上五円以下ノ違約金ヲ徴集スルモノトス

明治三十一年（一八九八）度の瀬々串衛生組合の歳入

歳出予算を略記すると次のとおりである。

入		
個 別 割	53円23銭5厘	16銭9厘×315戸
合 計	53, 23, 5	

出		
役員報酬	28円00銭0厘	組 長 8円×1
		副組長 6円×2
役員手当	6, 00, 0	部 長 4円×2
		30銭×20 役員患者ニ接シタ 時ノ口当
雇 入 費	3, 00, 0	50銭×6
		雇人足賃
備 品 及 消毒薬費	15, 63, 0	
消耗品費	51, 0	
翌年度へ 繰 越 金	9, 5	
合 計	53, 23, 5	

當時の主な品物の物価表を示せば次のとおりであるが、これと対照して衛生組合予算の状況を察知することができる。

物 価 表 明治31年(1898年)		
品 目	価 格	
白 米 1升	15銭	厘
豆 腐 1箱	7	5
白砂糖 1斤	24	
石 油 1合	3	
醬 油 1合	2	
焼 酎 1升	30	
酢 1合	2	
木 綿 5尺	13	
ローソク 1斤	28	
卵 1コ	1	5
木 炭 1俵	17	
叭 1俵	3	
鶏 肉 510匁	55	
白 灰 1俵	25	
石炭酸 1本	38	

明治四十二年（一九〇九）に市町村単位に衛生組合を組織することになったが、大字ごとの衛生組合を廃止するものではなく、これはそのまま存置し、実際の業務はこれによって運営され、この制度は終戦まで存置され、住民の保健衛生に尽くした功績は大きかった。

満州事変・日華事変を契機として、戦力や生産力の増強という見地から、国民の体位・体力の向上をはかるという積極的な考え方になり、保健衛生行政事務は警察の手から一般行政部門に移された。昭和十二年（一九三七）に保健所法が定められ、昭和十三年（一九三七）には厚生省が設置されると、一切の保健衛生行政は厚生省に移り、昭和十三年（一九三八）、川内保健所を皮切りに、昭和十九年（一九四四）には鹿児島保健所、指宿や加世田と次々に保健所が設置され、保健衛生指導に乗り出したが、戦局悪化して十分な機能を發揮できずに終戦を迎えた。

戦後連合司令部は、日本の衛生状態の荒廃について、政府に対して諸般の指導命令を行った。県は保健衛生行政に力を注ぎ、機構改革を行って指導を強化し、保健衛生の向上に努力した。昭和二十三年（一九四八）に衛生

課を衛生部に改め、画期的機構整備を行い、昭和三十九年（一九六四）から医療・業務・予防・環境衛生の四課を置いている。新憲法に示されている人権尊重の思想は、保健衛生行政の強化をさらに高め、県下に保健所網が整備され、各保健所は年々内容が充実されて、地域住民の保健衛生の中心機関として、重要な使命を果たしている。本町においても指宿保健所を中心に、民間医療機関の協力を得て、保健衛生業務の遂行に努力を傾注している。

そのほか、昭和五十九年（一九八四）四月、町内に衛生自治協議会が設けられ各集落では、年二回の一斉清掃をし、町内の環境の美化と整備および衛生害虫対策、空き缶散乱防止や指定袋によるごみの減量資源化の意識高揚を高める活動を展開している。

第二節 保健衛生業務

1 生活習慣病の予防

昭和五十八年（一九八三）から老人保健法に基づいた各種保健事業などを展開し、壮年期からの健康づくりを推進している。平成十二年（二〇〇〇）度からは、保健

事業第四次計画に基づき、壮年期死亡の減少および、痴呆もしくは寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）の延伸などを目標に、健康日本21の運動を推進している。

重点事項としては、

- ◎生活習慣改善などを通じた疾病予防の推進
- ◎介護を要する状態となることを予防する対策などの推進
- ◎健康度評価の実施
- ◎多様な主体の参画による健康づくりの展開
- ◎計画的な保健事業の展開と基盤整備
- ◎適切な保健事業の評価

個別健康教育の導入などにより、食事および栄養・運動・ストレス・喫煙飲酒などについて、一人ひとりの対象者が生活習慣改善に向けて行う努力を支援するとともに、健康度評価を実施して、個々の疾病や介護を要する状態に陥る危険性やこれらを予防するためのサービスの必要性を把握・評価してその結果を対象者に還元して、適切なサービスの選択を支援している。

2 結核予防（レントゲン撮影）

本町では、県民総合保健センターのレントゲン車に依

頼して、毎年十八歳以上の町民を対象にレントゲン検診を実施し、結核予防を行っている。

3 感染症の予防

平成十年（一九九八）十月に感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律が制定され、翌年四月から施行されるに伴い、伝染病予防法は廃止された。同時に、指宿広域市町村圏組合の隔離病舎も廃止された。

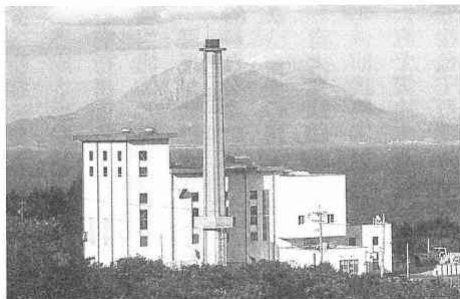
4 環境衛生対策

本町の衛生自治協議会では、感染症発生源撲滅対策として、春と秋に乳剤を各集落ごとに二回散布している。

5 町クリーンセンター

昭和二十九年（一九五四）四月、新しい清掃法が制定された。これに基づき町では、各集落ごとに収集場所や収集日をきめて週二回は、各家庭の塵芥が町清掃車によって処理されるようになったが、環境衛生管理上ごみ焼却炉が必要となり中名地区に、クリーンセンターが建設されるようになった。平成元年（一九八九）度からクリーンセンターの建設が始まり平成二年（一九九〇）三月二十六日に完成し、四月十日から操業を開始した。

その後、施設の老朽化と機能の低下、さらにダイオキ



町クリーンセンター

シン類の公害防止対策を図るため、平成十二年（二〇〇〇）から十三年（二〇〇一）にかけて排ガス高度処理施設整備工事を行い、安定した焼却と有害物質排出の抑制をはかっている。

資源ごみとして収集している缶・ビン・鉄・アルミ類および古紙・ペットボトル・発泡スチロールなどは、民間業者が処理を行っている。

ごみ出しのルール、マナーを守るため町では平成十年（一九九八）十月から指定袋によるごみの収集（分別収集）を実施し、名前を書いて収集所に出すようになった。

また、平成十三年（二〇〇一）四月から青い袋（ペットボトル・発泡スチロール）や新聞紙など、古紙類の新たな資源ごみの収集も行われるようになった。

家庭での堆肥^{たいひ}つくり、生ごみコンポスト購入補助金を助成して環境衛生に努めている。

施設場所

喜入町中名

五一一番地一

敷地面積

二、七二五平方メートル

ル

処理方法

機械化バッチ、ピット&クレーン方式

処理能力

焼却設備

不燃物処理

資源化施設

委託職員 四名

年間ごみ量

約四、〇三〇トン

ごみの増加経緯

単位(トン)

項 目	H2年度	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度
燃えるごみ	収集車 2,654	2,702	2,730	2,897	3,070	3,184	3,274	3,496	3,413	3,352	3,478	2,923
	一般車 180	228	283	168	405	501	579	525	678	755	881	658
搬入量	合 計 2,834	2,930	3,013	3,065	3,475	3,685	3,853	4,021	4,091	4,107	4,359	3,581
燃えないごみ	収集車 405	380	374	410	401	395	436	423	378	340	393	288
	一般車 66	85	104	135	135	144	158	160	210	246	358	161
搬入量	合 計 471	465	478	545	536	539	594	583	588	586	751	449
搬入量合計	3,305	3,395	3,491	3,610	4,011	4,224	4,447	4,604	4,679	4,693	5,110	4,030

※燃えないごみ搬入量には資源ごみ（缶・ビン）を含む

6 指宿・喜入火葬場「天翔の里」

平成十三年（二〇〇一）三月、指宿市と喜入町で火葬場を指宿市に建設し、平成十四年（二〇〇二）四月から供用開始した。

町民がこの火葬場を利用する場合は、火葬場使用料は無料となる。

7 畜犬登録・狂犬病予防

畜犬登録はその犬の一生に一回、狂犬病予防注射は毎年一回接種する。

町で実施する際に受けなかった犬は、個別に動物病院で接種する。

8 保健センターの業務

保健センターは、町民の健康づくりを支援している。

母子保健業務としては、両親学級・乳幼児健診・母子健康相談・むしば予防教室・親子教室など、親と子どもが健やかに暮らせるような環境づくりや育児の相談体制の強化に力を入れた取り組みを推進している。

成・老人保健業務では、早世（早死）の減少・健康寿命の延伸・生活の質の向上を目的に、生活習慣病などの疾病や介護を要する状態に陥ることをできる限り予防し

ていくことを目指して、健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導などの事業を実施している。

また、予防業務としては、各種の予防接種を実施している。

これらの事業は、平成十四年（二〇〇二）三月に見直した喜入町母子保健計画と、平成十五年（二〇〇三）三月に見直した喜入町老人保健福祉計画に基づき、展開している。

さらに、保健センターでは、町民の自主的健康づくり活動への支援に力を入れた取り組みを実施している。

所在地 喜入町喜入六一〇番地

規模構造 鉄筋コンクリート造平屋建

建築面積 七一九・九〇平方メートル

設備概要 機能回復訓練室・集団指導室・診察室・

母子指導室・調理実習室・検査室・健康相談室・歯

科診察室・一般診察室・資料室・事務室・玄関ホー

ル

業務開始 平成七年三月

職員 四名

9 旧歯科診療所

町内には従来池上歯科開業医があつたが、昭和五十一年（一九七六）ごろから閉鎖されたため町民は鹿児島・指宿方面の病院を利用せざるを得なくなり、歯科医の設置を望む声が高くなつたので、歯科診療所を設置することになり、昭和五十三年（一九七八）十二月、喜入七一九九番地に診療所が竣工し、翌五十四年（一九七九）一月十日から業務を開始した。経費の概要は次のとおりである。土地購入費一五、六八七千円。工事請負費一九、五〇〇千円。備品費一六、八八八千円。事務費その他八六三千円。

約七年間、町歯科診療所として開業したが、昭和六十一年（一九八六）三月二十八日をもって、民間へ移管された。

10 し尿処理施設

従来は肥料として重要視されていたし尿も、兼業農家が増加し、農業経営者の高齢化が進み、化学肥料への依存度が高まるにつれて、非農家はもちろん、農家においても、し尿処理に困るようになった。そのため、生活環境の保全および公衆衛生の見地から、昭和四十一年（一

九六六）、一倉字陣之

元（旧小田代競馬場）

に素掘りの投棄場所を設定して、年間約六六

〇トンのし尿を投棄し

て処理していた。しか

し素掘りであるので、

投棄場所を転々と変え

なければならぬ関係

から、場所的に無理が

あり、また公衆衛生の

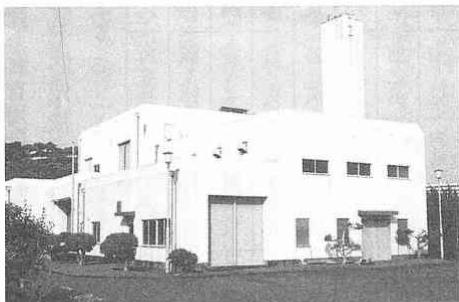
面から、廃棄物整備事業による敏速な処理の必要に迫られるようになった。

住民の要望に應えるため、いろいろ研究検討し昭和五十三年（一九七八）にいたり、中名五九二三番地に、近代的なし尿処理施設を建設することになった。施設の概要は次のとおりである。

名 称 愛宕園

敷地面積 三、四一五平方メートル

処理方式 好気性酸化方式



し尿処理場（愛宕園）

処理能力 三〇キロ
リットル（一日当
たり）
総事業費 四五一、
八八八千円
本体工事四二八、
三六六千円
その他 二三、
五二二千円
着 工 昭和五十
三年一月十二日
竣 工 昭和五十
四年三月二十日
この施設は高度処理
酸化方式で、放流水質
の万全を期し、臭気の
完全処理にも意を用い
ており、昭和五十四年
（一九七九）四月から
稼働を開始している。

衛生処理状況

単位：kl

年度	計 画 人 口	収 集 人 口			収 集 量			自 家 処理量	備 考
		生し尿	浄化槽	計	生し尿	浄化槽	計		
平成 7 年	13,363	7,375	5,960	13,335	3,961.8	4,716.0	8,677.8	14.0	昭和54 年 4 月 16日操 業開始
平成 8 年	13,378	7,031	6,319	13,350	3,896.1	5,221.0	9,117.1	14.0	
平成 9 年	13,347	6,060	7,260	13,320	3,832.2	5,776.2	9,608.4	14.0	
平成10年	13,307	5,753	7,527	13,280	3,757.5	6,265.8	10,023.3	14.0	
平成11年	13,298	5,443	7,833	13,276	3,664.8	6,809.4	10,474.2	14.0	
平成12年	13,193	5,168	7,999	13,167	3,565.8	7,281.9	10,847.7	13.3	
平成13年	13,172	5,000	8,147	13,147	3,412.8	7,612.2	11,025.0	12.8	

資料：保健衛生課

11 合併処理浄化槽設置補助

小型の合併処理浄化槽を家庭に設置して、生活排水による水質の汚濁を防ぐため、町では設置にかかる経費の一部を助成している。

第三節 民間医療機関

昭和五十三年（一九七八）までには、町内の医療施設は七医院があつて、どの医院でも毎日多くの患者が治療を受けていた。しかし、診療科目では眼科、婦人科などがなくて多少の不便があるが、平成十三年（二〇〇一）度現在の医療機関は、次のとおりである。

医療機関名		代表者		所在地		診療科目	
福元医院	福元喜公男	福元喜公男	瀬々串	内外科・麻酔科			
浜田医院	浜田 巳則	喜 入	内外科・放射線科				
田中医院	田中孝一郎	喜 入	外科・胃腸科				
喜入クリニック	黒岩 義文	喜 入	内科消化器・循環器				
よぎクリニック	與儀 喜邦	喜 入	内外科・麻酔科				
新田クリニック	新田 則孝	前之浜	内外科・胃腸科・リハビリ				
生見クリニック	徳田 哲	生 見	内外科・リハビリ・居宅支援				

大山 菌科	大山 正和	喜 入	一般菌科・矯正
吉 元 菌科	吉元優美子	喜 入	一般菌科・矯正
ファミリア菌科	上之蘭武史	喜 入	一般菌科・矯正
上之蘭菌科	上之蘭昭一	中 名	一般菌科・矯正

本町出身者で、町外に医療・医学界で活躍した医師、また現在活躍している医師が多数いるが、その中で喜入出身の東条経治は名医として県内外に名声が高く彼が医学界に残した功績は偉大であった。

東条経治伝

明治十六年（一八八三）七月、伊牟田耕栄の長男として麓^{ふもと}に生まれた。耕栄は蘭法医で知覧町永里に開業していたので、漢方医である祖父重養の元で成長した。伊牟田氏は肝付氏が喜入移封の時、加治木から移住した郷士で、耕栄のとき東条姓を名乗った。祖父重養は英才で、当時産医として名声が高かった。祖母美津は愛孫の将来のため厳格な訓育をした。「祖父父母の薫陶^{くんたう}が生涯を通じて身に沁^{しみ}みて役に立つ」と経治はよく述懐した。経治は幼少のころから記憶力抜群で、学齡前「千字文」を暗誦して大人たちを驚かした。喜入小学校卒業後、鹿児島一中に進んだ。在学中十六歳のとき父を失った。母は頭が

よく、優しさの中に困難にめげない心の持ち主であったが、父の死は人生の重大な岐路であった。経治は生涯をいかに生きるかについて母とともに悩んだが、「どんな苦学をしてでも医者になる」と決心して、一中二年を修了すると早くも東京遊学を思い立ち、東京神田の私立中学校四年に一年とばして編入学した。明治三十三年（一九〇〇）、十八歳の時長崎医専へ進学し、牛乳配達・新聞配達など働きながら苦学をした。頭脳・体力ともに抜群で、彼の名は校内に高まった。「お母さんあと一年だ。あと一年だ」と母の苦勞に感謝しつつ、明治三十七年（一九〇四）、四年間の学業成つて医専を卒業、三十八年（一九〇五）、喜入に開業、丸二年一応母を安心させ得たと考え、田舎に埋もれたくない研学の心を母に打ち明け、相談して出郷することになった。明治四十年（一九〇七）、京都帝大福岡医科大学住田外科の介補となり、翌年選ばれて助手を拝命したが、ドイツ語が達者で教授連に重宝がられた。住田教授に代わり中山森彦教授となり、同教授の指導のもと「特発性脱疽^{とくはつていとうしゅ}病の病源性」について論文を完成、大正元年（一九一二）、ドイツ臨床外科雑誌にドイツ語で発表されて、内外人を驚かした。これにより

大正五年（一九一六）、医学博士の称号を得た。かくて二年間福岡医大で研究後、結婚して明治四十二年（一九〇九）、台湾総督府台北医院に就職、大正三年（一九一四）、再び福岡医大に戻り、整形外科講師となった。大正四年（一九一五）、単身米国へ留学した。当時米国では日本人移民を排斥していた時で、米人は日本人を信頼しなかったが、東条が米人某病院の一室を借りて開業するや、東条だけは深く信頼され、特に盲腸の手術では最高の成績を挙げ、「ドクトル・トウジョウ」の名は日に高まった。彼が手術をする時は、米人医学関係者が多数見学に押しかけ、それが手術の時の頭痛の種だった。大正九年（一九二〇）、米国より帰国して鹿児島市に開業するや、非凡な技術と彼の人格に対する信頼とで、たちまち鹿児島医学界を風靡し、患者は門前市をなし手術の神様と呼ばれた。東条は寸暇を見つけては医学の研究に没頭し、貴重な業績を発表して学会に裨益した。特に腸閉塞症の研究は優れていた。大正期から昭和初期にかけて、外科の東条、内科の西と称せられ、当時県下で医学博士の称号を持つ人は、東条と西盛之進の二人であった。「六十歳を過ぎたら視力不十分だから医者を辞める」と

彼は考えていたので、霧島山麓の安楽に広大な別荘を求めていた。太平洋戦争の敗戦の色が濃くなると、家族とともに安楽に疎開していたが、やがて市の病院も本宅も空襲のため灰燼に帰した。それ以来医業を再開せず、農林業に転向した。広大な土地を購入して植林に専念、役夫とともに毎日鎌・鉈を取って手入れをし、県下随一の美林模範林を造った。また村の百姓そっくりの服装で米作りにも精出し、彼の科学性と努力によって不良田を改良して良田となし、専門農家を上回る成績を挙げた。このころの東条経治を世人は「今様大西郷」と呼んだ。

終戦後鹿児島市は灰燼に帰し、市内は病院皆無の状態となり、市にとって医療施設の復興は、切実な叫びとなっていた。田辺航空工業（後の新生工業）の一部がわずかに焼失を免れていた。田辺健吉社長の熱意に動かされて同社の附属診療所で、東条が新生病院の経営を無報酬で条件に引き受けた。隔週水曜日病院に行き、一週間滞在するのであったが、東条は安楽と谷山を徒歩で通い続けた。これより先昭和十二年（一九三七）、東条は財団法人三船療養所理事長に就任していたが、終戦後国の経済が危機に瀕すると、三船療養所は受難の時代に入り、一

時壊滅の状態になった。東条は苦難の日々を職員とともに隠忍自重して経営に心を砕き、私財を投じて療養所を維持し病床に苦しむ不幸な人びとの救済に努力すること二十余年、当時この種の機関は極めて少なかった。世に先がけてこの療養所を創設した東条経治の達見と、その奉仕的精神は誠に崇高で、世人彼を「三船聖人」と呼んだ。彼の死後、遺書に従って妙見植林の大部分が三船療養所に寄付された。樹齡三〇年の杉・桧ひのき一万数千本、面積一三ヘクタール、時価二、〇〇〇万円以上であった。「子孫の為に美田を買わず」という西郷南州の遺訓を地で行ったといえる。

昭和二十九年（一九五四）には選ばれて県の公安委員となり、死去するまで三年余り務めた。その間妙見から二時間近い田舎道を、バスに揺られて委員会に出席し、一回の欠席もなかった。離島にも出張し、警察署の実状を視察し、警察官の労をねぎらった。視察の時各署で歓迎会を催すのを禁じたり、委員会専用の車をジープに替えるなどして少ない警察予算を節約し、警察機動力の増強につとめた。

昭和三十三年（一九五七）十二月、公安委員会を終え

引き続き予定されていた三船療養所理事会開会直前急死した。七十四歳。平素用意されていた遺書に、葬儀のあり方、自分の棺桶の寸法、その製作材料、製作依頼先まで記してあった。

第三章 公共事業

第一節 土 木

一 道 路

道路の開発は、産業・経済・文化の進歩発展の基盤であり根幹である。道路の整備と交通機関の発達は地域の発展に大きな影響を及ぼしている。藩政時代は、中央と藩庁を結ぶ道に限られていた。

県は西南の役によつて標柱の多くが無くなっていたので、明治十一年（一八七八）十月から吏員をもつて改めて実測を行い、標柱を再建した。

明治十三年（一八八〇）に県内一六路線の実測を行い、里程を定め、標柱（石柱に里程と地名を刻んだもの）を建て、旅人に便利を与えた。現在は、生見の米倉に一基残つていて昔を偲しのばせる。大正後期から昭和の初期に

において、県道改良・町道の新設など、土木工事が行われ、現在は町内主要道・集落道のほとんどが幅員拡張・舗装がなされ、瀬々串地区・中名地区・喜入地区・一倉地区・前之浜地区・生見地区の町内各地区の里道といわれていた道路まで改修された。また喜入地区農免道路の整備事業は、昭和四十一年（一九六六）度から、昭和四十四年（一九六九）度まで工事、これらの舗装工事を昭和四十七年（一九七二）度から、昭和五十一年（一九七六）度までに延長四、九九三メートル、幅員六メートルが全線舗装された。農耕車・乗用車ともにこの道路の利用は多くなった。特に、農家の利用がはかられたので農業の発展に大いに貢献した。さらに観光の路線として、喜入池田湖を結ぶスカイラインが昭和四十四年（一九六九）に開通した。また第二期工事によつて喜入から谷山線のカイラインが、池田湖へと接続した。東は錦江湾・西は東シナ海を望み、千貫平の展望所や池田湖を含む絶景観光道路である。現在、喜入から指宿までは無料化されている。

一般国道二二六号は、鹿児島市を起点とし、本町から指宿市・枕崎市・加世田市を結ぶ実延長一四二・三キロ（本町の行政区域内一六・二八キロ）の幹線道路である。同線は、昭和三十三年（一九五八）十一月に供用開始され、町内の重要路線として、利用されている。

県道は、主要地方道、指宿鹿児島インター線・谷山知覧線の二路線、総延長三四・四キロ（町内七・八キロ）で改鋪率一〇〇パーセントである。

また、一般県道の知覧喜入線・石垣喜入線・飯山喜入線の路線があり、実延長四〇・一〇キロ（本町の行政区域内一一・九キロ）で、改良率九五・五パーセント・舗装率一〇〇パーセントとなっており、町外および町内集落を結ぶ重要路線として利用されている。

とくに町道は、平成十四年（二〇〇二）八月一日現在三六二路線を数え、実延長一八三・三キロのうち改良済み延長七〇・八キロ、改良率六三・パーセント、舗装済み延長は一七六・二キロ、舗装率九六・パーセントとなっている。

町道の認定路線状況は、次のとおりである。

喜入町認定路線（平成十四年四月現在）

瀬々串路線

瀬々串中央線・永野線・瀬々串小学校線・内木場線・長畠線・長畠2号線・平山線・追立線・追立ノ浜田線・松ヶ称線・芝原線・草平線・出し道線・野屋敷線・中黒石線・街道上門口線・榎田1号線・榎田2号線・時シラス線・大木崎線・今吉線・中野線・中野2号線・上之原線・上之原2号線・下大久保線・寺城戸線・星和中央線・星和外回り線・星和1号線・星和2号線・星和3号線・星和4号線・星和5号線・星和6号線・星和7号線・東西1号線・東西2号線・東西3号線・東西4号線・東西5号線・東西6号線・東西7号線・坂下線・樋高線・黒石線・上村迫線・松久保線・外戸元線

中名路線

中名中央線・中名ノ中学校線・中名停車場線・金山線・屋敷比良線・永迫線・大開線・大開2号線・大開3号線・山下比良線・大久保線・豊玉線・大迫線・中名公営住宅線・孤ヶ迫線・上松原線・上り浜1号線・上り浜2号線・上り浜3号線・上り浜4号線・上り浜5号線・上り浜6号線・上り浜7号線・上り浜8号線・上り浜線・片野線・逆戻し線・奥之木場線・釜付線・外菌線・清水線・塞浜線・ダリ山線・釜付3号線・石外戸線・仁田迫線・上村迫2号線・

朽馬場線・北村線・兔田線・中名小学校線・中名小学校西線・迫田線・井手藪線・井手藪2号線・折木場線・柳田線・梅田2号線・梅田3号線・梅田4号線・清水2号線・鳥屋尾線・唐人潟3号線

喜入路線

麓ノ刈田線・宮坂一倉線・喜入線・町ノ野元ノ停車場線・宮坂神社線・宮地線・麓線・宮地中学校線・麓中央線・塞平線・上之筋線・大丸線・町ノ喜入線・野元線・刈田線・上之筋2号線・野元中央線・早馬下線・野元ノ飯屋崎線・早馬下2号線・枕口線・唐人潟4号線・選果場線・喜入中学校線・瀬戸ノ上線・刈田中央線・杉山迫線・向原線・下刈田線・榎田線・山崎田線・飯屋崎中央線・松原平線・宇都線・喜入線・東原線・六本松線・尾立線・喜入前之浜線・米山線・飯屋崎ノ旧麓線・寺前線・国道役場線・麓西線・土橋線・上之筋中線・向原2号線・坂元線・高野西線・福田線・土橋2号線・旧県道線・小畑線・土橋3号線・野元十一面線・国料線・大藪線・小谷線・西原頭線・宮地2号線・武道館線・上之筋西線・八幡川左岸線・土橋4号線・土橋5号線・土橋6号線・土橋7号線・土橋8号線・領南線・領南2号線・野元2号線・旧麓1号線・旧麓2号線・旧麓3号線・旧麓4号線・天神免線・飛松線・陣ノ尾線・諏訪後線・旧市線・小松比良線・東郷坂線・北黒

林線・サクリ線・旧市ノ中央線・高野線・福田2号線・屋敷原線・喜入地区公民館線・田中線・唐人潟1号線・唐人潟2号線・旧市2号線・マリンピア喜入線・二重橋線・野元公民館線・野元ノ迫線・寺の跡1号線・寺の跡2号線

一倉ノ弓指路線

涼松線・地藏山線・松ノ尾線・池之上線・池之上2号線・一倉線・一倉ノ小田代線・弓指線・山神添線・山神添2号線・上野原1号線・上野原2号線・外戸ノ口1号線・外戸ノ口2号線・永尾1号線・永尾2号線・陣之元線・鎌塚平線・小田代ノ知覧線・向平線・後畑線・後畑2号線・小田代線・荒平線・鉄山線・一倉ノ横井線・一倉小学校線・後村線・旧牧線・工場団地線・一倉ノ小田代2号線・涼松2号線・上松線・馬之平線・鎌塚平2号線・小田代2号線・弓指中央線・山神線・上村線・弓指二重橋線・上村2号線・一倉小田代3号線・一倉小田代4号線

前之浜路線

新田線・中野原線・管牟田線・管牟田2号線・川上中線・横峯線・横峯2号線・有田線・川上2号線・後庵線・川下ノ川中線・有田下ノ3号線・有田下4号線・有田下5号線・妙現田線・川上3号線・政崩線・善蔵木場線・油木場線・下床線・駄床線・南比良線・水越線・有田原線・大迫2号線・山之口線・鈴線・赤井谷線・前之浜住宅線・櫓ヶ

平線・貝底川右岸線・川中線・川中2号線・川中3号線・川下線・川下2号線・川下3号線・前之浜駅前線・横峯3号線・水神線・水神2号線・有田下6号線・喜入生見線・飯屋園線・飯屋園2号線・前之浜漁港線・小原線・鈴公民館線・鈴山神線・貝底線・赤坂線・みどり団地1号線・みどり団地2号線・川上線

生見路線

久津輪線・青矢線・米倉く後生見線・後生見線・後生見2号線・長谷線・生見公民館線・前生見線・前生見2号線・吉見線・大久保線・永迫線・帖地線・蔵角線・川畑2号線・平原線・小学校く森満線・崩下線・田貫く小牧線・田貫く中央線・田貫く瀬崎線・古殿線・西園線・湯口線・生見公営住宅線・上原線・古久く森満線・永迫2号線・田貫川畑線・帖地中央線・久津輪2号線・川頭線・米倉線・桑迫線・西園2号線・横尾線・田貫1号線・田貫2号線・田貫3号線・古殿2号線・古殿3号線・岩下線・川畑3号線・生見駅前線・田貫原線・帖地2号線・ひまわり団地1号線・ひまわり団地2号線・ひまわり団地3号線・川畑線

第二節 河川・港湾・漁港

一 河 川

本町の河川は、二級河川として、八幡川・愛宕川・貝底川・田貫川がある。二級河川は県の管理であるが県の直接管理当局として町があたっている。この四つの川の両岸が大雨や暴風雨の際に堤防がたびたび決壊し、川の築堤は大変であった。最近では岩石を用いないでセメント製の築堤用材を使用して、底壁から堅固に築かれて被害を被らないようになった。この四つの河川で、八幡川の四、〇〇〇メートル・貝底川の二、三〇〇メートル・愛宕川の二、二〇〇メートル・田貫川の二、〇〇〇メートル・総延長一〇・五キロメートルの護岸工事、さらに普通河川の護岸工事なども逐次行っている。このほか、排水施設工事として、昭

河川の状況（二級河川）

種 類	河川名	管内の延長 m
二級河川	愛 宕 川	2,200
〃	八 幡 川	4,000
〃	貝 底 川	2,300
〃	田 貫 川	2,000

町内の河川名

地区名	番号	河川の種類	水 系	河川名	延長(m)
瀬々串地区	1	普通河川	水 無 川	大 原 川	172
	2	普通河川	水 無 川	水 無 川	1,855
	3	普通河川	浜 田 川	天 神 川	481
	4	普通河川	浜 田 川	木 場 川	1,005
	5	普通河川	浜 田 川	浜 田 川	1,088
	6	普通河川	波 止 川	波 止 川	797
	7	普通河川	駒 返 川	駒 返 川	564
中 名 地 区	8	普通河川	樋 高 川	樋 高 川	921
	9	普通河川	前 田 川	前 田 川	709
	10	普通河川	清 水 川	清 水 川	1,453
	11	普通河川	竜 毛 川	竜 毛 川	1,429
	12	普通河川	愛 宕 川	ダ リ 川	1,038
	13	普通河川	愛 宕 川	山 下 川	179
喜 入 地 区	14	普通河川	愛 宕 川	愛 宕 川	1,786
	15	普通河川	八 幡 川	宮 地 川	1,082
	16	普通河川	八 幡 川	測 田 川	1,276
	17	普通河川	八 幡 川	宇 都 川	1,188
一 倉 地 区	18	普通河川	八 幡 川	八 幡 川	4,367
	19	普通河川	八 幡 川	新 田 川	1,995
	20	普通河川	新 田 川	横 井 川	572
	21	普通河川	新 田 川	下横井川	409
	22	普通河川	八 幡 川	弓 指 川	1,799
	23	普通河川	八 幡 川	冷水ヶ谷川	656
	24	普通河川	八 幡 川	小田代川	523
前之浜地区	25	普通河川	貝 底 川	貝 底 川	639
	26	普通河川	貝 底 川	城ノ後川	886
	27	普通河川	鈴 川	外戸元川	892
	28	普通河川	鈴 川	鈴 川	1,620
生 見 地 区	29	普通河川	久津輪川	久津輪川	866
	30	普通河川	柳ヶ谷川	柳ヶ谷川	195
	31	普通河川	八 枝 川	八 枝 川	1,175
	32	普通河川	井 手 川	井 手 川	1,503
	33	普通河川	井 手 川	吉 見 川	3,000
	34	普通河川	田 貫 川	田 貫 川	1,153
	35	普通河川	田 貫 川	岩 下 川	433

和五十三(一九七八) 十月から五十四(一九七九)

三月までに完成したのが中名の新日本石油基地前、国道

から愛宕川までの幹線排水路の四六九メートル、支線排

水路の一九七メートルで、これに要した金額は三、四〇

〇万円であつた。

平成十四年(二〇〇二)度の河川補修工事は、災害等

防止のため中名清水川と生見・八枝川の補修にとりかかっ

ている。

町内の河川名は前の表のとおりである。

二 港湾・漁港

海岸関係では、昭和四十一年(一九六六)から護岸お

よび海岸道路舗装がなされ、また道路幅員の拡張で国道

二二六号線はさらに車の往来が便利になった。

漁港関係では、昭和五十年(一九七五)から五十二年

(一九七七)にかけて、生見漁港の海岸保全施設工事と

して、三〇〇メートルにわたって消波工事が事業費六、

三六一万八、〇〇〇円で施工された。続いて、昭和五十

三年（一九七八）から二カ年で、局部改良工事として、七四〇メートルの防波堤が工事費四、六五〇万円で実施された。

漁港は、河川を利用した船だまりではなく、干潮時には船の出入港が不可能であつたためと、漁港の振興のため港湾・漁港の建設に着工した。瀬々串港湾の建設は、昭和五十六年（一九八一）八月から着工し、平成六年（一九九四）三月に完成した。

生見漁港の整備は、さらに昭和五十九年（一九八四）六月から着工し、平成十二年（二〇〇〇）七月に第九次漁港整備の完成により岸壁・物揚場・道路など漁港としての機能が整った。あとは、防波堤の一部を残すのみとなった。

前之浜漁港建設は、平成元年（一九八九）十一月漁港としての指定を受け平成二年（一九九〇）五月から着工し、防波堤・離岸堤の一部は整備されたが、諸般の事情により現在では中断している。

喜入港新設緩衝緑地工事は、将来の漁港兼工業港と国道二二六号線沿いに緑地公園・公共施設用地として、平成四年（一九九二）十月から大丸海岸の埋め立てに着工

し、年次的に整備される予定である。

平成十四年（二〇〇二）度は、生見沖防波堤改修事業・喜入海岸高潮対策事業・瀬々串沖に離岸堤づくりが計画されている。

第三節 都市計画

一 住宅（町営・県営）

本町では、都市計画係が平成十三年（二〇〇一）四月に設置され平成十四年（二〇〇二）度から喜入町都市計画マスタープラン策定計画が、実現に向けて始まった。

町営住宅

昭和五十三年（一九七八）の町営住宅数は、五五戸であつたが終戦直後に建築されたものが多く面積が狭かつたり老朽化したため建て替えが進められた。

平成十四年（二〇〇二）度では、耐火木造三二戸・木造二四戸・簡易住宅一六戸・計七二戸があり地域活性化住宅として役立っている。

平成十五年（二〇〇三）以降、毎年度五戸ずつ整備さ

県営住宅の推移

単位：戸

年度	総 数	第 1 種	第 2 種
		中耐 3 D K	中耐 3 D K
平成 8 年	48	24	24
平成 9 年	48	公営住宅法の改正による	
平成10年	48		
平成11年	48		
平成12年	48		
平成13年	48		
平成14年	68	平屋建て 2 D K 4 戸	2 階建て 3 D K 16 戸

資料：指宿土木事務所

町営住宅の推移

単位：戸

年度	総 数	第 1 種		第 2 種		
		木造	簡易 住宅	耐火 木造	木造	簡易 住宅
平成 5 年	52			20	16	16
平成 6 年	56			24	16	16
平成 7 年	60			28	16	16
平成 8 年	62			32	14	16
平成 9 年	64			32	16	16
平成10年	66			32	18	16
平成11年	68			32	20	16
平成12年	69			32	21	16
平成13年	72			32	24	16
平成14年	72			32	24	16

資料：企画課

れる予定である。
県営住宅

本町に県営住宅を誘致し、平成五年（一九九三）三月から喜入駅前に建設がはじまり、平成六年（一九九四）三月に四八戸が完成し入居した。

また、平成十四年

（二〇〇二）三月から

中名の町社会福祉協議

会老人憩いの家の北隣に、県営住宅ラメール中名の建設

がはじまり二〇戸が完成した。

通常タイプ四戸（平屋建て・二 D K）メゾネットタイ

プ一六戸（二階建て・三 D K）

平成十五年（二〇〇三）度には、あと五戸完了する予定である。



県営住宅ラメール中名

第三章 公共事業

二 公 園

公園は、地域住民の憩いの場・ふれあいの場・地域づくりの場として広く利用されている。

本町で管理運営している公園

総合運動公園

町民の健康と社会体育スポーツの振興を図るため、町総合運動公園として、昭和五十九年（一九八四）十二月に完成した。

所在地 喜入町喜入六一六六の三番地

総合運動公園の施設は、次表のとおりである。

田^{たぬ}貫川地区運動広場

所在地 喜入町生見三三七八の一番地外

井手之河公園

所在地 喜入町生見二二七四番地外

ひまわり公園

所在地 喜入町生見二二七六の一〇番地

みどり公園

所在地 喜入町前之浜七七七七の三番地

星和公園

喜入町総合運動公園〔75,176㎡〕内の施設

1) 総合体育館	延床面積：4,824.525㎡〔1階3,604.779㎡・2階1,219.746㎡〕 競技場：61.61m×34m=2,094.74㎡ 天井高 最高14.5m 収容人員：競技場 約4,000人 観客席 676人 競技場設備：バレーボール4面、卓球8台、バスケットボール3面、テニスコート4面、バドミントン12面、ハンドボール1面、会議室 トレーニング室 更衣室 シャワー室 舞台
2) 陸上競技場	面積：27,950㎡〔うち芝面2,532㎡〕 トラック：1周400mトラック7コース 第4種公認 競技設備：ソフトボール場3面、軟式野球場1面（ソフトボールと兼用） 収容人員：約5,000人 夜間照明施設：野球場1面・ソフトボール1面
3) テニスコート	面積：6,768㎡ 競技設備：セミアンツーカーコート8面〔軟硬兼用〕 夜間照明施設：北側4面
4) 相撲場	敷地面積：832㎡ 構造：柱 鋼管（径355.61φ）屋根付公認 木造和式小屋組入母屋造り 53.29㎡
5) 多目的グラウンド	面積：11,800㎡ 競技設備：ソフトボール2面、軟式・硬式野球で1面（兼用） サッカー1面
6) ジョギングコース	外周コース：1,100m
7) 児童公園	面積：4,498㎡ 野外ステージ 公園遊具 便所付

所在地 喜入町瀬々串六〇四の三三九番地
月野公園

所在地 喜入町瀬々串六〇四の三〇三番地
かじか公園

所在地 喜入町一倉一一三四四の二番地外
飯屋崎公園

所在地 喜入町喜入一三五二の二〇番地外
集落で管理運営している公園
弓指農村公園

所在地 喜入町一
倉字弓指一一三

二八の三番地

鈴地区農村公園

所在地 喜入町前

之浜字小野尾一

一二九一の一二

三番地

旧麓農村公園

所在地 喜入町喜

入字天神山七九



旧麓農村公園

六四の一番地

森満農村公園

所在地 喜入町生見字森満二六四五の六外番地

米倉農村公園

所在地 喜入町生見字川ノ原四八六の二外番地

三 地籍調査

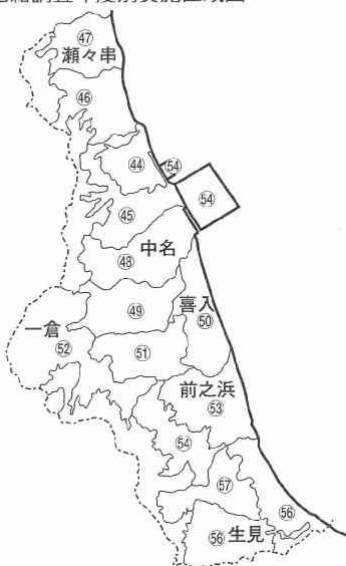
わが国の土地調査の歴史は古く、歴史上特筆される土地調査は主に次の三つがあげられる。

第一が、大化の改新における班田収授のための土地調査。第二に天正・文禄年間における太閤検地。第三に明治維新における地租改正のための土地調査である。

これに類すると言われる現在の土地（地籍）調査は、昭和二十六年（一九五二）に施行された国土調査法に基づき、毎筆の土地について、その所有者、地番および地目の調査ならびに境界および地積に関する測量を行い、地図（地籍図）や地籍簿を作成するものである。

本町での地籍調査事業は、昭和四十四年（一九六九）度から昭和五十七年（一九八二）度まで実施され、一筆調査は、農業構造改善事業実施地域、国有林を除く五

地籍調査年度別実施区域図



一・六七平方キロを、昭和四十四年（一九六九）度中名地区を皮切りに昭和五十七年（一九八二）度の生見地区までに行われ、町内全域の地籍調査を終えている。

調査事業は企画課地籍管財係で進められ、事業終了後もその管理が行われている。総事業費は、国・県の補助金を含めて一億三、二八一万一、〇〇〇円であった。

昭和四十四年（一九六九）度から昭和五十七年（一九八二）度まで年度別に実施された調査区域は次のとおりである。（○番号は実施年度）

第四節 水道事業

一 簡易水道

水道は、人の健康な生活と産業経済の発展を支える重要な役割の施設である。

本町の生活水は、昭和三十年（一九五五）ごろまでは、町民の飲料の大部分は井戸水であった。一部山間の集落や台地の集落では、谷川の水や湧き水を命の水として飲用していた。

本町は、地下水に恵まれ、良質の水が得られた。個人で宅地内に井戸を掘ったり、数世帯共同で井戸を掘って、飲料水や用水に使用していた。長い竹竿の「つるべ」が使用され、各所に「はねつるべ」も見られた。滑車を利用したつるべもあった。

昭和三十五年（一九六〇）ごろに入ると、つるべは次第に姿を消し、ポンプに代わっていった。また電気ポンプを設置する家も多くなった。

しかし、湧き水や谷川の水を利用する集落では、水汲

みに大変な労力と時間を要した。梅雨時期や豪雨時には、汚染が流入して伝染病発生の危険が多く、渇水期には水不足に悩まされることもあった。

町水道課では、保健衛生的見地から水源確保と配水管改良工事による簡易水道給水を年次的に推進してきた。しかし、すでに三十五年から五十年を経過して、老朽化もみられるので、次のとおり、改修や、改良工事を実施している。

昭和五十六年度 瀬々串地区

昭和五十七年度 一倉地区

昭和五十九年度 中名・前之浜・生見地区

昭和六十二年度 帖地地区・喜入地区

昭和六十三年おだしろ度 小田代地区

平成六年度から平成八年度

喜入地区水源増補拡張工事

(さく井・配水池・電気施設・ろ過施設)

平成七年度 喜入地区取水施設工事・中名地区配水管改良工事

管改良工事

平成八年度 瀬々串地区水源さく井工事

喜入地区電気施設工事

中名地区配水管改良工事
平成八年度から平成十四年度

瀬々串地区水源増補拡張工事

平成十年度 (さく井・配水池・電気施設・ろ過施設)
瀬々串地区(取水・浄水・送水)施設工事

平成十一年度 瀬々串地区配水管布設工事

平成十二年度 瀬々串地区ろ過機施設工事

平成十二年度から平成十三年度

喜入地区配水管布設工事

平成十三年度 喜入地区配水管改良工事

平成十四年度 瀬々串地区配水管および加圧装備工事

二 集落水道

昭和三十三年(二九五八)ごろの小田代集落の一部は、山間湧き水を竹樋とぎを引いて飲料水に使用して非衛生的であったので、昭和三十四年(一九五九)、新農村漁村振興対策事業の指定を受けて飲料水供給施設とし、国庫補助二分の一・町負担二分の一で実施した。

三 工業用水道

工業用水道は、平成元年（一九八九）四月より創設され、渕上ミクロ喜入工場・協和製作所（株）・薩南工業（株）・喜入カントリークラブの町内四事業所に給水している。

第五節 交通

一 陸上交通

道路は前にも述べたように道路開発により交通の発達と産業の発展がみられる。これらの条件が経済の伸展をもたらす基で、道路の開発は地域発展に貢献する役割が極めて大である。江戸時代には大名の参勤交代が行われたがこれは中央と藩庁を結ぶ道に限られていた。薩摩藩内には、上方に通ずる道路として、東目（鹿児島・加治木・横川・大口・山野・水俣）と西目（鹿児島・伊集院・苗代川・市来・出水・水俣）の二街道があった。県は西南の役後、馬車の往来に支障のないよう、勾配は一（一・八メートル）に二寸五分（約八センチ）、幅員

は二間三尺（約四・五メートル）以上四間（約七・三メートル）以下とし、左右に溝渠こうきょおよび並木敷を設置するとの地方道の開発計画をたてて、第一期工事は主要路線から整備にかかった。南薩地方は、第二期計画で明治二十五年（一八九二）から二十九年の間に鹿児島・指宿間が改修整備された。その他の地方はおくれて、明治の末期によりやく山川・枕崎間の工事が始まった。明治十三年（一八八〇）一月、県内主要十六路線の実測を行い、標柱（石柱）を建てて里程と方向（一里〓三六町）を表した。例を挙げると、知覧街道では喜入・渕田下・永崎山・小田代の入り口に、また鹿児島から谷山間、谷山から喜入へと道程一里ごとに建てられて山川・頼娃・枕崎に通ずる道しるべの大本となっていた。



一里塚（米倉）

明治九年（一八七六）、道路は国道・県道・里道の三種に分けられ、それぞれを三等級に区分されていた。明治一四年（一八八一）七月に鹿児島・山川・頴娃・枕崎に至る路線は三等県道と定められた。明治維新前後、山川街道の中程にあつて交通の要所となつていた喜入の茶屋宿は、頴娃・開聞から今和泉を経て鹿児島に向かう人の休憩場所としても大いににぎわつた。

知覧街道も同様、喜入で休息をして鹿児島に行くのであつた。大正八年（一九一九）に道路制度が制定された。従来の道路区分の等級を改め、国道・府県道・郡道・市道・町村道の五種となつた。明治十八年（一八八五）、県制定の県道制度を廃し、大正九年（一九二〇）四月、県内八三路線の名称および里程を認定し、大正後期から昭和初期に時局匡救土木事業として県道の改良、市町村道の新設など、改良土木工事が盛んに行われ、その結果、町内の道路も第二次世界大戦までの間に整備が進んだ。大正六年（一九一七）、喜入・別府・石垣間の県道が開通した。この県道開通によつて一段と交通が便利となつた。大正四年（一九一五）ごろから交通手段も変わつてきて箱馬車の時代となる。箱馬車が喜入村に導入され、

村内同業者で、喜入馬車組合を組織して、喜入の町に馬車問屋ができた。喜入を中心として、瀬々串・五位野・谷山方面と、前之浜・生見・今和泉・宮ヶ浜方面への馬車が発着して、交通の中継要地となり茶屋もできた。大正十三年（一九二四）には自動車が導入された。清水自動車屋と呼んでいた。ついで堀之内自動車・岩下自動車・樋高自動車など、喜入を中心として鹿児島へ往復し、交通がさらに便利となつた。昭和初期となると、大正時代に利用された汽船が姿を消して、乗合馬車へ、乗合自動車へとかわり、荷馬車から貨物自動車へと移行した。現在は町内至る所の農道も改良され、町の中はもちろん道路のほとんどが舗装された。自動車の普及はものすごく、オートバイ・トラック・タクシーなど、特に家用車の増加が目立っている。町内道路の整備に伴つて交通量も急増した。

千貫平せんがんびらスカイラインの利用車・指宿観光の大型車・観光バス・家用車など、道路は自動車の流れている。今輸送機関へんせんの変遷を考えると、旧藩時代から、明治・大正の中期のころまで、物資運搬は、頭上にのせたり、肩で担ったり、背に負ったり、腰にさげたり、手に持つ



指宿スカイライン

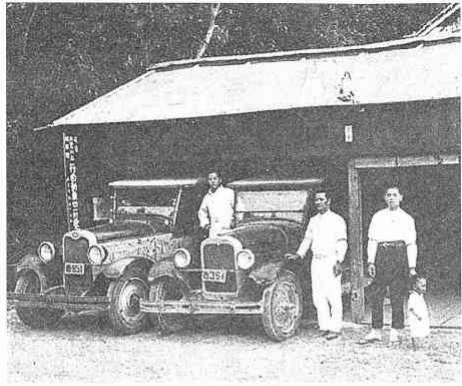
て人の力で運搬した。漁村の地域では、籠^{かご}に魚を入れて担い棒（イネサシ）で、担い売り（ダウイ）に出かけた。農産物は縄で編んだ「カガリ」に入れて肩に担い、「カマス」に入れて背負うなどして、人力によって運搬した。また馬や牛は大切な輸送機関であった。明治時代までの百姓たちは、独特の一輪車「ネコ車」を利用または土や砂など竹で編んだ「モッコ」を運搬用具としていた。やがて箱車「一輪車」が考案され、さらに二本の丸太に木車一個をつけた「ダシゴロ」を牛に引かせて、大木や石材などを運搬した。大正・昭和初期には荷馬車ができて、トラック輸送が始まるまで使用された。大正十四年（一九二五）ごろの荷馬車賃は一日三円五〇銭で、人夫賃は男九五銭、女六五銭であった。県道開発に伴って貨物用自動車が普及した

ので、鹿児島から生鮮食料品・日用品などを購入運搬し、あるいは鹿児島へ農産物その他の出荷輸送が速やかになったので、海上輸送は大打撃を受けた。貨物運送業を始める業者がこのころから出現した。昭和四年（一九二九）のころから貨物自動車の利用者が多くなり、次第にその数が増加した。

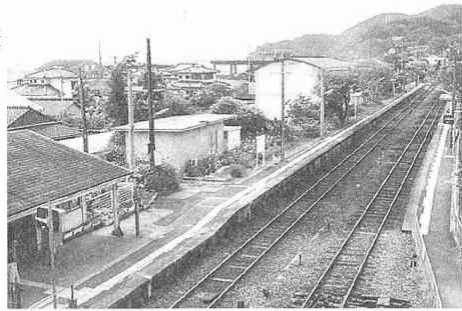
建設業者はそれぞれ運搬用のトラック・ダンプカーや工事用の車輛を所有している。人の輸送は明治三十一年（一八九八）から人力車が使用された。特に医者^{いしや}は車夫まで雇っていた。

明治末期から大正にかけて、南薩では宮ヶ浜・鹿児島間を、役人や金持ちたちが人力車を利用する姿が見受けられた。昭和五、六年までは、鹿児島市では人力車をよく見かけた。大正四年（一九一五）から乗合馬車の営業が開始された事は前述のとおりで、喜入の町に馬車問屋が設けられ、毎朝ラッパを吹き鳴らし、指宿方面と鹿児島方面へ六人乗りの箱馬車が走っていた。馬車の車輪は大正十年（一九二一）のころまで鉄輪^{ばてい}で、でこぼこ道路を走るガタガタ音、ラッパの音、馬蹄^{ばてい}の音が入り乱れて聞こえていた。やがてゴム製車輪に換えられて馬蹄の音

のみがパカパカと響いたものであった。大正初期に嵯川自転車店が喜入の町に開業した。二輪車でうまく走る姿は珍しく、車は大人用、子ども用とがあつて、時間単位で自転車を貸していたがやがて一般にも普及台数が増えはじめた。大正の末から昭和の始めには大衆の足となり、広く普及した。このころ最初は自転車を購入すると「鑑札」が必要とされ、税を納めていた。納税と鑑札制度は昭和三十三年（一九五八）から廃止されて自転車の数は増加した。



乗合自動車



瀬々串駅



喜入駅

明治三十八年（一九〇五）に初めて鹿児島県に自動車とバイクが移入されたといわれ、本町では大正十三年（一九二四）、伊牟田医師が自転車で発動機をつけたアズキ色塗装の自動自転車で往診していた。これをオートバイと呼び、大変珍しがられた。その後オートバイの横に舟形の運搬用車をつけたサイドカーも走るようになってきた。戦後は小型のエンジン付きバイクやスクーターなどが増加した。現在は軽乗用車の普及が目ざましく、特に女性の利用者が増加している。明治末期から大正初期に

主要交通機関であった人力車と馬車は昭和の初期以後自動車増加と鉄道開通により影をひそめた。

鹿児島で乗合自動車が始めた大正十三年（一九二四）のころから喜入でも自動車が多く利用されるようになったことは前述のとおりである。現在は自家用車を持つ家庭が多く、自家用車のない家庭が少なくなつて、車の道路となり、道行く人よりも車のほうが多くまさに車の時代である。

鉄道の開通が陸上交通の役割を大きく果たすようになったことは誰もが知りつくしている。明治五年（一八七二）、新橋から横浜間に初めて鉄道が開通し、鉄道唱歌までできて、日本全国で歌われた。明治二十二年（一八八九）に久留米・博多間、二十四年（一八九一）には熊本まで延長、二十九年（一八九七）に八代まで敷設された。明治三十六年（一九〇三）、やっと鹿児島・吉松間が開通、明治四十二年（一九〇九）十一月二十日、鹿児島本線（現肥薩線）が全通した。これにより鹿児島から東京まで行けるようになった。東京・鹿児島間は、一、五一・八キロ、所要時間は四八時間五四分を要した。大正三年（一九一四）、鹿児島・川内間が開通、伊集院・

加世田間（南薩鉄道）開通、大正四年（一九一五）に鹿屋・高須間開通、昭和二年（一九二七）に本線最後の米之津・八代間が敷かれて、鹿児島本線全線の開通となった。揖宿地区の鉄道敷設は、困難な情勢であつたが、大正の末期に揖宿地区内町村長が、鉄道建設期成同盟会を結成し、国会議員の協力を得て、当局に陳情した結果、西鹿児島・指宿間の国有鉄道の着工が決定し、第一期工事が始まり、西鹿児島・五位野間が昭和五年（一九三〇）十二月に開通した。満州事変のため一時中断となつてしたが再び着工、第二期工事は、五位野・喜入間が、昭和九年（一九三四）五月に完成した。また、第三期工事は、昭和九年（一九三四）十二月に待望の喜入から指宿まで

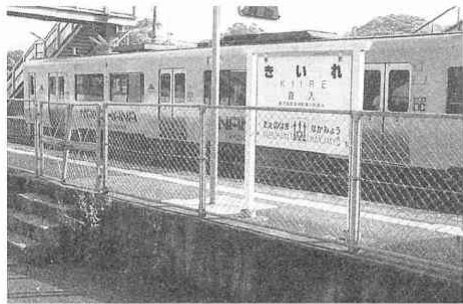


喜入駅開業三十周年記念碑

開通した。さらに、昭和十年（一九三五）十月、省営バスが指宿・枕崎間に運行を開始し、その後、第四期工事で昭和十一年（一九三六）三月、指宿・山川間が完成した。これで西鹿児島・山川間が結ばれて指宿線が全通した。

南薩方面の交通が便利

となつて汽車の利用者が増加し、文化の発展に大きく貢献した。これによつて刺激されたのが南海鉄道建設計画であつた。枕崎・知覧・頴娃・山川の関係町村は、この計画に努力したが、経済不況のため一時断念せざるを得なかつた。しかしこの計画を遂行して、南薩鉄道に連絡の路線整備を達成したい関係住民の念願は大きかつた。特に頴娃村は沿線が長いので、その熱心さは最高であつた。昭和二十二年（一九四八）、村長柳成芳ほか三名、上京して建設陳情をした。昭和三十二年（一九五七）に



J R 電車（なのはな号）

山川・枕崎間の鉄道工事に着手し、三月二十二日、山川・西頴娃間が完成、昭和三十七年（一九六二）三月には水成川まで開通、昭和三十八年（一九六三）十月三十一日、山川から枕崎間の三七・九キロメートルの鉄道が完成開通した。

これまでの指宿線を指宿枕崎線と改称し、西鹿児島・枕崎間の八七キロ九〇〇メートルの全線開通となつた。

昭和六十二年（一九八七）四月一日に、JRに移管したため瀬々串・中名・前之浜・生見駅は無人駅となり喜入駅のみが、駅員が配置され現在に至っている。

平成十一年（一九九九）三月のダイヤ改正後の運行状況は、快速「なのはな号」三往復を含め、上り四〇本、下り四〇本となっている。

二 海上交通

藩政時代、海外交易、特に海外防備について薩摩・大隅の両半島・錦江湾の海岸一带に、「番所」「砲台」が設置されて海上監視を厳重にしていた。南薩海岸では山川・大川・坊泊に置き、ルソン・中国との交通路になっていたたびたび南方人らが、黒潮にのり漂流して来たの

で、監視所として重要地点とされていた。特に坊津・山川港は、古くから良港として有名で、唐船や避難船などが、寄港して海運が盛んであった。明治十年（一八七七）十月、鹿児島県下の諸港の船舶の出入を解禁したので、海上交通は平常に復した。このころの喜入では二〇〇石未満の小型漁船のみといつてよかった。湾内汽船といつても鹿児島湾内を往復する小型客船で、明治十一年（一八七八）に運航が始まり、この後同業者が出て競争がはげしくなり、大隅・垂水・福山・浜之市・加治木・喜入・指宿など、各所に寄港するようになった。その後明治十五年（一八八二）、共同で功成社を結成し鹿児島港汽船株式会社と改称した。明治三十二年（一九〇八）ごろ三山汽船が就航するや、鹿児島港汽船株式会社との競争となり、ついに明治四十一年（一九一九）一月、両社合同して鹿児島港湾内汽船株式会社を組織した。明治年間には指宿・鹿児島間を定期航路として祁答院^{けどういん}どんの船（生陽丸）と九州商船が就航していたが、明治三十年代の生陽丸の運航は毎日午前九時、鹿児島出航で途中瀬々串・喜入・今和泉^{いまいずみ}を経て正午宮ヶ浜沖に投錨。帰路は宮ヶ浜沖を午後一時、出航して、午前の逆に各港に寄港

して午後五時鹿児島寄港となっていた。当時の乗船賃は次のようであった。

宮ヶ浜―今和泉（五銭） 宮ヶ浜―喜入（二六銭）

宮ヶ浜―瀬々串（二〇銭） 宮ヶ浜―鹿児島（三〇銭）

当時は米一升が約一〇銭であったので、米三升売らなければ汽船の利用ができなかった。大部分の人はこの汽船の利用をせず徒歩で出鹿していた。生見の殿ヶ峯の銀鉱運搬をしていた生陽丸は、現地精錬をするようになったのでお客専用船と変わったが鉱山は閉山となったため運航をやめることとなった。九州商船は鹿児島湾東岸を就航、新川丸、松尋丸が毎日山川を出航し午前八時に指宿湊浦に寄港し、小根占・大根占・古江を経て鹿児島湾に、午後二時鹿児島港出航して逆コースをとり山川港停泊となっていた。生陽丸の運航停止後は、西岸航路も就航するようになった。このころ照国丸も姿を見せるようになった。昭和五年（一九三〇）のころ乗合自動車が出現し、船と自動車とが競争することになった。昭和五年のころは喜入・鹿児島間の自動車賃が一円二〇銭から八〇銭に値下げされ、汽船は六〇銭を五〇銭に値下げとなったが、乗船客は自動車の方にうばわれるありさまと

なつた。さらに国鉄指宿線の鉄道が開通したので、商船会社は昭和十年（一九三五）、ついに湾内就航を閉じてしまった。喜入海岸の中名地区を中心とした石油原油備蓄基地が設置されて前之浜地区への喜入海岸も大変にかわつてきた。現在原油輸送のタンカーの出入りはほとんどたえる間がない。こうして昔の喜入海岸の面影は消失してしまつた。今、昔日の喜入寄港時代を追憶すれば、海岸が遠浅で、夏は子どももの楽しい海水浴場であり、潮干狩りのできるきれいな海岸で、砂浜からキス釣りもでき、波打ちぎわには釣り糸をたれている大公望の数は数えきれぬほどであつた。また汽船問屋の前には数本の老松が枝ぶりよく海面に向かつて美しい風情を添えていた。現在はその面影は全くなく、今の子どもたちは昔日の風情、娯楽は全く味わえない。

第六節 通 信

一 郵便事業

藩政時代における通信の方法は普通郵便物であれば、

飛脚によつて届けられた。明治初期まではほとんど郵便物をてんびん棒の端にくくりつけて、定められた時間内に宿場から宿場へと飛脚が運んで渡されて目的のあて先にとどけられるのであつた。その経路は薩藩では次のように定められていた。重富筋・郡山筋・谷山筋・桜島筋・伊集院筋・吉田薩摩筋の六筋があつた。谷山筋の宿次を見ると、谷山―喜入―今和泉―指宿―山川―穎娃―知覧―川辺―加世田―阿多―田布施―伊作―永吉―吉利―日置の順となつていて薩摩半島一周。加世田からは、加世田―木原（枕崎）―坊泊―久志―秋目となつて、これが主要経路とされていた。沿道の各所に宿場があつて、書状廻文の送達は百姓の夫役により、宿次夫や送人馬を仕立てる制度であつた。明治の時代となり、明治三年（一八七〇）、国で郵便規則が制定され、明治四年（一八七一）には、東京・大阪間でまず実施された。本町では明治七年（一八七四）三月一日、郵便取扱所が設けられ、集配事務が開始された。

その後昭和十七年（一九四二）ごろまでに各地区郵便局が設置されて大変便利になつた。

平成十五年（二〇〇三）四月一日郵政事業庁から日本

郵政公社として発足した。

喜入郵便局

本町に初めて、明治七年（一八七四）三月一日、白浜宅・新納宅跡に郵便取扱所が設けられた。初代局長は山本七弥で取扱業務を略述すると次のようである。

明治七年（一八七四）通常郵便、明治二十九年（一八九六）内国為替と貯金が加わる。明治三十二年（一八九九）に小包郵便・外国為替、明治四十年（一九〇七）電信業務が加わる。



喜入郵便局

大正五年（一九一六）
簡易保険、大正七年
（一九一八）電話通信、
大正十五年（一九二六）
郵便年金、昭和二年
（一九二七）電話交換、
昭和二十六年（一九五
二）放送事務、昭和四
十二年（一九六七）引
受配達、昭和四十五年
（一九七〇）電話自動

化により電話交換事務廃止、昭和五十九年（一九八四）簡易保険郵便年金業務開始となって、現在は、郵便・郵便集配・郵便貯金・簡易保険が業務である。

現所在地 喜入町喜入七〇一三ノ一番地

現移転日 昭和六十三年六月八日

局長以下職員数 二二名

歴代郵便局長は、山本七弥・永田重道・永田秀・新納積弥・黒岩政芳・浜田三郎・馬場流石・野田忠昭である。

瀬々串郵便局

瀬々串郵便局は、昭和十年（一九三五）十二月十一日、瀬々串三三九五番地に創立された。昭和四十二年（一九六六）十二月十一日、瀬々串三四九〇番地に移転した。初代局長は内木場寛次で、業務内容を記すと、昭和十年（一九三五）十二月十一日、郵便・為替・貯金・保険・年金、昭和十三年（一九三八）電信・電話、昭和三十二年（一九五七）六月電話交換事務が追加された。現在は郵便・郵便貯金・簡易保険が業務である。

現所在地 喜入町瀬々串三三九四番地

現移転日 平成五年十一月十三日

局長以下職員数 四名

歴代郵便局長は、内木場寛次・志々目義宏・志々目司である。

前之浜郵便局

前之浜郵便局は、昭和八年（一九三三）五月に郵便取扱所として創設された。初代局長は増永金之丞で、業務内容は、郵便貯金・為替・小包郵便・簡易保険・電報・電話などである。現在は、郵便・郵便貯金・簡易保険が業務である。

現所在地 喜入町前之浜七九五ノ三番地

現移転日 平成三年七月一日

局長以下 二名

歴代郵便局長は、増永金之丞・堀正市・中釜春市・堀正人である。

生見郵便局

生見郵便局は、昭和十六年（一九四一）一月二十一日、生見二八三七番地に創立された。初代局長は宮原正三郎で、業務内容は、郵便貯金・為替・小包郵便・簡易保険・電報・電話・電話交換などである。現在は郵便・郵便貯金・簡易保険が業務である。

現所在地 喜入町生見二八三七番地

現移転日 昭和五十三年九月十八日

局長以下 三名

歴代郵便局長は、宮原正三郎・宮原良夫・宮原良樹である。

中名簡易郵便局

中名郵便局は、昭和三十七年十二月一日、中名八四五番地に創設された。郵便局の代表者は緒方勝二で、業務内容は、郵便・貯金・保険などであった。現在は、新築移転し、初代局長は追立ちづるで、郵便・郵便貯金・簡易保険が業務である。

現所在地 喜入町中名九五四ノ六番地

現移転日 平成十二年一月十一日

局長以下 二名

一倉簡易郵便局

一倉郵便局は、昭和三十七年十二月一日、一倉一三七三番地に創立された。初代郵便局長は弓指虎雄で、業務内容は、郵便・郵便貯金・簡易保険などである。所在地は同じ 局長以下 二名

二 電信・電話

電信、電話は、遠く離れている相手に意向を伝える大切な役割のものである。

わが国では、明治二年（一八六九）十二月から東京・横浜間で一般の電報取り扱いが始まり、明治八年（一八七五）までには日本縦貫の電話線が完成した。

明治十年（一八七七）には、延岡・鹿児島間に電信が開通し、官用や民間にも使用され始めた。そして、明治十四年（一八八一）ごろには全国に有線網が出来上がり、着々と制度が整っていった。明治二十七年（一八九四）三月、電信が開設され郵便・電話局になった。

最も全国的に普及したのは、大正八年（一九一九）ごろからである。

電話は、明治二十二年（一八八九）に東京・熱海間に架設され、便利さに急速に普及し始めた。明治三十九年（一九〇六）、鹿児島市に電話が架設されたが、加入料は九五〇円であった。昭和十年（一九三五）ごろになると、鹿児島市を中心に電話が広く普及し始めたが、地方では役場、郵便局のほか大きな商店ぐらいで多くはなかった。

昭和十九年（一九四四）十二月、鹿児島郵便局の電話課が独立して鹿児島電話局が発足した。

電報・電話は長い間、郵便局で取り扱われてきたが、戦後の経済復興には、電報・電話が不可欠であった。

昭和六十年（一九八五）には、民営化により電々公社は西日本電信電話株式会社（NTT）となり、移動式の電話が小型のシヨルダーホンとして普及し始めた。

さらに、通話機の小型化と通話エリアが広がり、携帯電話を家庭・職場・学生まで利用するようになった。

〔注記〕

前原助市略伝 喜入町中名出身

前原六助の三男にして明治十年（一八七七）七月十五日生。伯父前原佐左衛門の養子となり、明治三十八年（一九〇五）、東京帝国大学工科大学電気科卒業後通信省に入り爾来昇進して、同省電気局技術課長となり、内外の信望ますます厚く、多年の功勞により正四位勲三等高等官一等に陞叙せらる。昭和六年（一九三一）官を離れ、すぐに関西共同火力発電株式会社取締役兼技師長となったが、昭和七年（一九三二）一月一日病を得て大阪医科

大学病院において没す。行年五十六歳。



前原助市

第四章 兵 事

一 戊辰ぼしんの役

慶応三年（一八六七）十二月、王政復古の大号令を発し、新政府樹立を宣言した新政府の処置に腹をすえかねた旧幕臣らは、討薩に名をかりて兵を京都に進めたが、薩軍の攻撃によつて破れ、慶喜は江戸に逃れた。新政府は熾仁親王を東征大総督として、慶応四年（一八六八）正月七日、慶喜討伐の命を下し、東海・東山・北陸の三道から江戸に向かった。慶喜は前非を悔い、勝海舟を使者として西郷隆盛と会談させ、両者の決断によつて江戸は戦火を免れることができた。これより先、大政奉還前の京都は不穏の空気に満ちていた。京都守護の任にあつた薩摩藩では、不慮の事態を憂慮して兵を京都に送ることになった。慶応三年（一八六七）七月、喜入からも出兵することになった。喜入小隊は、小隊長志々目平内左

衛門の率いる一一五名で、平佐・苗代川・垂水の士兵とともに八月一日に出発し九月二日に大坂着、願教寺に泊した。十五日、垂水・山田・平佐・苗代川・指宿・隈之城・加世田の各小隊とともに大坂を出発し、翌十六日に京都二本松御屋敷に着き、浄花院に駐屯した。慶応四年（一八六八）正月三日、一万五千の兵をもつて京都に迫った旧幕軍を、薩長の連合軍は鳥羽・伏見に迎え撃った。激戦は六日まで続いたが薩長軍の総攻撃によって大敗を喫した敵軍は、大坂から海路江戸に逃走した。出兵当時の員数は、兵士八四、夫卒三三、樂隊三であった。判明者九〇名の氏名は次のとおりである。

小隊長 志々目平内左衛門
分隊長 肝付九郎左衛門
同 邦水 矢三太
同 前田 雄助
普請方 志々目五郎右衛門
兵粮方 勝目 正兵衛
医 師 徳永 宝右衛門
笛^{しやう}手^て役 白浜 勇左衛門
喇叭^{らっぱ}役 佐藤 連乗院

伍長	牧瀬 彦六
同	前田 佐左衛門
戦兵	川野 市之丞
同	佐藤 慶助
半隊長	税所 藤右衛門
同	西村 織右衛門
同	前田 弥四郎
同	隈元 磯治
玉薬方	勝目 仲左衛門
人馬方	大塚 茶右衛門
医 師	郡山 静哉
小大鼓役	日高 新太郎
伍長	永田市郎左衛門
同	村尾 金左衛門
戦兵	山野八十右衛門
同	池上 藤右衛門
同	松崎 清之丞
同	池上 清右衛門
同	中山 正右衛門
同	中島 弥藤太

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 戰
兵

岩田 弥右衛門
山口与三左衛門
池島 勇助
鳥越 十郎太
有川 与右衛門
室田 弥九郎
佐藤 良助
坂口 仲弥
黒岩 与助
伊牟田 太兵衛
勝目 勇左衛門
竹内 軍兵衛
永浜 与右衛門
伊牟田 泰順
森山 喜左衛門
山口 五右衛門
浜田 喜左衛門
岩田 戸右衛門
白浜 助右衛門
鳥越 正太郎

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 戰
兵

志々目 左兵衛
鳥越 嘉藤太
黒岩勘五右衛門
永浜 太八
山野 正右衛門
西原 静吾
伊牟田 静八
山口 正兵衛
榎屋 力弥太
牧瀬 恕右衛門
牧瀬 数右衛門
中村 幸右衛門
中山 正一
前田 覚兵衛
松崎 祐宿
勝目 金之進
岩城 長藏
谷口 弥助
追立 弥市
川畑 正之進

出軍戦争之時大砲玉竿役勤

者也

終戦死骸函館葬富川遺影

大迫貞康敬誌

二 西南の役

征韓論に破れた西郷隆盛は、明治六年（一八七三）十月二十八日、官を辞して郷土鹿児島へ帰った。西郷の帰郷に続いて、桐野利秋・篠原国幹・別府晋介をはじめ、多くの在京県出身者が官職を辞して帰郷した。西郷は帰郷後、私学校・賞典学校を開いたが、私学校の勢力は日増しに強大となり、本校の外に多くの分校が県下各地に設立された。また、その勢力は行政の分野領域にも及び、区長や副区長、戸長や学校長なども私学校党の有力者で占められた。一方県令の大山綱良は、西郷に同情して全幅の援助を与えていたので、政府部内ではこの鹿児島県庁のやり方に大きな不信を抱き大問題となった。このような鹿児島形の形勢不穩の報に接した政府は、明治九年（一八七六）十二月、少警部中原尚雄（伊集院出身）ら十数人を鹿児島に派遣し、私学校の行動をさぐらせることにした。この中原らの帰郷が、西郷暗殺のためと誤解され疑われた。帰郷者の中の一人に喜入出身の安樂兼道

がいた。

ちようどこのころ、政府所管の兵器の兵器弾薬を大阪に搬出しようとして、明治十年（一八七七）一月、三菱汽船赤竜丸を鹿児島に派遣した。政府のこの処置に憤慨した私学校徒は、一月二十九日の夜校徒数十人が、草牟田の火薬庫を襲い、番人をしばりあげ、約六万個の弾薬箱を奪い、さらに翌三十日には、約一千余人の校徒が同火薬庫を襲つて倉庫四棟を破壊した上、多量の弾薬を奪った。さらに三十一日は二回にわたつて小銃や弾薬数万発を掠奪した。また二月一日の夜は造船所を襲い倉庫を破壊して雷管などを奪った。二日の夜は千余名が磯の集成館鉄砲製作所を急襲して、大砲三門とその付属品を奪った。

この時大隅半島の小根占で狩猟中であつた西郷は、急ぎ鹿児島へ帰つたが、既に時遅く、事態は切迫していて策の施しようもなくなつていた。私学校では政府詰問のためいよいよ上京の議が決した。この報が一たび伝わるや、私学校徒はもとより県下各地の青壮年は、ぞくぞくと鹿児島に集まつてきた。その数およそ一万三千人と言われている。この人員を歩兵五大隊と、砲兵二大隊とに

編成し二月十五日、五〇年来の大雪の中をまず先鋒隊出發、十六日二個大隊、十七日二個大隊、最後に西郷以下幕僚は殘隊を率いて十七日に出發した。

かくて西郷軍は熊本各地に転戦し苦闘を続けた。殊に田原坂の激戦では多数の死傷者を出した。官軍の激しい追撃にあい薩軍の戦況は日に日に不利となり、多数の戦傷者を出すに至ったので、兵員補充のため、小倉啓助・肥後莊之助・山名龜次郎らが喜入にも来て、士民を煽動し兵を募ったので、人心恟々、老若を問わず洞窟などに隠れ、人々はその生業につく暇もないありさまであった。こんな不穩を鎮めるため巡邏隊が派遣された。この巡邏隊派遣の記録を記すと次のとおりである。

川村參軍より達書

別紙記載之郷々へ明二日午前六時第三旅団ヨリ一中隊為巡邏隊差出候ニ付例之通其県官員差出シ説諭及帰順等之手続夫々取計可申尤顯娃郷ヨリ二手二分レ候管ニ付右之含ヲ以テ御差出方可被取計尚詳細之儀ハ該団へ引合可有之此旨相違候也

七月一日

別紙 鹿兒島ヨリ巡邏并出張左之通

谷山・喜入・指宿・山川・顯娃・知覽・鹿籠・

勝目・坊泊・加世田・秋目・伊作・吉利・伊集院・鹿兒島

七月三日、宇都中尉の率いる巡邏隊が喜入に到着し、説諭および帰順工作が行われたが、その模様を、随行した県官員から県令に対して次のように報告されている。

喜入郷出張官員ヨリ報告書

御命ヲ奉シ別僚第三巡邏兵ニ随ヒ、谷山ヲ経テ昨三日喜入ニ到着正副戸長を呼出シ、篤ト朝旨ノアル所ヲ申諭候処愈々反省帰順出願候者都合七十名有之尤重罪之者ハ無之悉ク脅迫セラレタルノ族ニ付全所戸長預ケ申付置候、然ルニ各郷之人情タル已ニ今日ニ至テハ大ニ悔悟之色ヲ顯シ候得共未タ警備ノ十分ナラザルガ故ニ賊徒再起之事狐疑シ為ニ帰順見合セ候者モ有之哉ニ見請申候、依テハ目下巡查配布之義第一之急務ト存候共此儀未タ御手順相付兼候儀モ可有之哉ニ存候間差向当分之間本當へ御照会之上兵隊御配布相成候様御取運相成候ハバ如何可有之哉尤宇都中尉ヨリモ參軍へ此旨上申之都合万々候間御覽考之上可然御指令相成度此段不取敢見込及上申候也

七月四日

帰順した者は七〇名であつたが、帰順を見合わせていた者も逐次帰順したので、その数は百數十人に達した。

こうして帰順した者は、全員自宅謹慎を命ぜられた。

川村参軍ヨリ達書

喜入、指宿其他出張先ニ於テ帰順願出候者不尠趣ニ付隊長兵卒之別不問此際總テ自宅謹慎申付置候様至急出張官員へ可申遣此旨相達候也 七月五日

七月十五日に、喜入私学校接収のため、第四旅団が来郷し、十七日まで滞在した。その本部は旧領主肝付兼柄（太郎）宅に置かれた。

参軍本営ヨリノ達書

私学校受トシテ其県官員之内屯名第四旅団第二大隊本部へ可被差出候也 七月十五日

追テ本部肝付太郎之宅ニ有之候事

戦利あらず敗退の苦戦を続けた西郷軍は、ついに城山を最後の決戦場として、各地の兵力を鹿児島に集結した。当時の緊迫した鹿児島島の情勢は、当時の県庁日誌で十分うかがい知ることができる。その日誌によれば、

九月二日

曾テ賊徒ノ可愛嶽ノ圍ヲ脱スルヤ沿道ノ諸郷ヲ蹂躪シ勢甚強暴此時ニ当テ庁下鹿児島ノ如キ官兵ハ皆諸道に進軍シ砲塁橋壁ハ皆既ニ之ヲ徹シ、戦守ノ具復備ル所ナシ、賊若シ

此虚ニ乗スレハ之ヲ如何ントモス可カラス。県令之ヲ憂ヘ為ニ兵ヲ総督府ニ請フコト再三兵未タ到ラズ、遷延八月三十一日ニ至ル。而シテ賊已ニ近シノ急報シバシバ到ル。時ニ兵ノ此地ニ在ル者ハ唯伊東少将ノ率ユル者七百ト運輸局等ヲ守ル者一百ト綿貫少警視率ユル巡查三百トノミ、県令伊東少将ニ之を面識ス、少将曰ク兵寡シ固ニ敗レルヲ保スル能ハスト、因テ人民及県官等避難ノコトヲ議シテ罷ム時正ニ夜九時ナリ、即夜人民賊徒ノ突入難許ニ付銘々覚悟ノ上危難ニ不罷様可致旨ヲ布達シ、且ツ区戸長ニ命シ其意ヲ毎戸ニ諭告セシメ内務卿ヘ止ム得ス避難スルノ状ヲ具申シ支庁各出張所ヘ之ヲ達シ而シテ庁中所蔵ノ紙幣及必要ノ簿冊等を収メ其米穀ハ之ヲ少将ニ委シ、各官員ニ達シ其家族ト皆汽船ニ移ラシムソノ船ハ高千穂、迎陽ノ二隻ナリ、但シ県令予メ之ヲ其船主ニ謀リ之ガ用意ヲ為サシメ、且ツ小船十余隻ヲ海岸ニ艀シ汽船ニ往復ノ用ニ供ス、汽船ハ投錨シテ港外五丁余ノ所ニ在リ官員等既ニ乗船ス、留テ庁中ニ守ル者ハ唯県令書記官及課長外属官十余名ナリ、九月一日午前十一時賊徒城山ノ背後岩崎ノ辺ヨリ突出シ小銃劇発直ニ県庁ニ迫ラントス乃告諭書ヲ庁壁ニ掲ケ以テ賊徒ニ遣ス、書中汝等無辜ノ人民ヲ殺害スル勿レ等の語アリ、病院患者ニ重テ治療ヲ請フ可キ旨ヲ懇諭シ庁下数所ニ県官正○汽船ニ避難ノコトヲ揭示シ而シテ後皆去ル、庁門ヲ出レハ銃丸既ニ及フ、市街雑沓県官相失フ、海岸ニ到レハ人民蟻

集シテ船ヲ争フ、無数ノ人民数箇ノ小船遂ニ能ク載スル所ニ非ス。県官等容易ニ汽船ニ達スルアリ、未タ船ヲ得サルアリ、船ヲ得テ上ル舟覆スルアリ既ニシテ僅カニ皆上舟ス、時ニ一群ノ賊徒或ハ長刀ヲ閃カシ或ハ小銃ヲ発シテ突然海岸ニ出ス、当県属池上荘平属官数名ト舟中ニ在リ、銃丸ニ中テ死ス……………以下略

こうして県官員らは高千穂丸・迎陽丸に乗船したが、喜入郷でも戸長・学区取締ら九名が高千穂丸に避難した。しかし賊徒乱入の危険もなくなったので、十四日に次のような帰郷の願書を提出し、警視出張所の許可が得られたので皆帰郷した。

喜入郷士族	志々目 義 質
同	新 納 久
同	二 見 精 弥
同	西 村 織右衛門
同	前 田 伊右衛門
同	中 馬 吉兵衛

私達儀本月一日賊徒共郷内へ入込募兵方等頻ニ致脅迫形勢ニ付密ニ相逃歎願ノ上高千穂丸へ乗船被仰付是迄御手厚御保護ニ奉預難有奉存候 然ルニ谷山郷并ニ今和泉郷其他近郷へ官兵派出相成候段伝承仕候ニ付最早右懸念モ有之間敷

候付帰郷被仰付度奉願候

明治十年九月十四日

喜入郷より薩軍として従軍した者は、

第一次従軍者（私学校入校者） 七七名

第二次従軍者（志願従軍者） 四七名

第三次従軍者（脅迫又は勧誘） 八五名

ほかに軍夫として七名が参戦し、四二名がこの戦いで戦死した。（うち一名は獄中で死亡）

戦死者の氏名は次のとおりである。

（東京市ヶ谷で獄中病死一名を含む）

第一次従軍者

志々目 真 幸	明一三・二	東京市ヶ谷死
前 田 盛 真	〳一〇・二	於熊本山鹿
勝 日 安 懐	〳一〇・三	於熊本松橋
伊牟田 太兵衛	〳一〇・二	於熊本熊本城外
岩 城 長 蔵	〳一〇・三	於熊本山鹿
勝 目 安 之	〳一〇・三	於熊本田原坂
山野 正右衛門	〳一〇・四	於熊本川尻
前 田 早 苗	〳一〇・四	〳
池 田 研 吉	〳一〇・四	〳

山口五郎左衛門	明一〇・四	於熊本川尻
山口精逸	〃一〇・八	於宮崎高鍋
黒岩与助	〃一〇・八	於宮崎長井村
中山正次郎	〃一〇・八	〃
松崎祐介	〃一〇・八	〃
新保圓右衛門	〃一〇・五	於鹿兒島山野
山野十助	〃一〇・七	於鹿兒島襲ノ山
池上藤次郎	〃一〇・七	於宮崎紙屋
中馬弥七	〃一〇・九	於宮崎下庄内
黒岩熊太郎	〃一〇・四	於熊本御船
中村清彦	〃一〇・四	〃
第二次従軍者		
奥田嘉内	明一〇・三	於田原坂
大山八内	〃一〇・三	〃
丸山正左衛門	〃一〇・三	〃
比地黒秀一	〃一〇・三	〃
山口市内	〃一〇・三	〃
鮫島利八	〃一〇・三	〃
朝隈助太郎	〃一〇・三	〃
徳永銀太郎	〃一〇・三	於熊本植木

玉置正藏	明一〇・四	於熊本八代
池上十次郎	〃一〇・四	於熊本人吉
池田三之助	〃一〇・四	〃
中馬源吾	〃一〇・五	於熊本簞瀬
第三次従軍者		
新保平次郎	明一〇・五	於鹿兒島入来
山本仲之丞	〃一〇・五	〃
石塚佐次郎	〃一〇・五	〃
軍夫 従軍者		
城ヶ野長次郎	明一〇・三	於熊本木留
樋高正次郎	〃一〇・四	〃
栗脇助市	〃一〇・九	於鹿兒島城山
山下徳右衛門	〃一〇・八	於宮崎美々津
川原松之助	〃一〇・五	於宮崎尾前
川原茂助	〃一〇・九	於鹿兒島城山
藤久保次郎	〃一〇・八	於宮崎高鍋
官軍として参加者も数十名の多きに達し、その中次の四名が戦死した。		
前田豊秋。八木健一。山口景豊。浜島敦以。		

戦後処理

ようやく戦役が終わると、政府は薩軍従軍者の処罰を行った。長崎に九州臨時裁判所を置き、さらにその出張所を鹿児島と宮崎に置いて、犯罪の審理に当たった。鹿児島県史によると、処罰者の総数は二、七六四人の多きに上ったと記されている。喜入郷の処罰者は、志々目真幸・榎屋兼明・佐藤良助らで、それぞれ次の判決文のとおり処せられた。

判決文

鹿児島県喜入郷下村土族

兼用長男

榎屋兼明

其方儀西郷隆盛等ノ逆意ニ与シ兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ半隊長トナリ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ懲役十年ノ処情状ヲ酌量シ懲役五年可申付処初メ戸長ノ達ニ出ルヲ以テ尚酌量シ除族ノ上懲役三年申付ル

明治十年九月十四日

判決文

鹿児島県喜入郷上村土族

佐藤良助

其方儀西郷隆盛等ノ逆意ニ与シ兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ半隊長トナリ官兵ニ抵抗スル科ニ依リ懲役十年可申付処情状ヲ酌

量シ懲役二年申付

明治十年九月十四日

志々目真幸略伝

真幸は天保十年（一八三九）十月、志々目十郎左衛門の長男として喜入郷麓に生まれた。幼少のころから武術を志し、東郷藤兵衛の門に入り、示現流の剣術を学び、また上原孫太郎の門に入り萩野流の砲術の奥義を究め、さらに伊地知正治について兵学を修め、文武両道を錬磨研鑽した。

戊辰の役に際し、出陣して京都の護衛の任に当たったが、後鹿児島常備隊の半隊長となった。この常備隊の解散によって帰郷した。戸長制度が施行されるに当たって、戸長に任ぜられた。明治七年（一八七四）、私学校の分校が喜入郷にも設立されることになって、真幸は郷内百有余の壮年を率いて私学校に加盟した。西南の役には薩軍に投じ二番大隊七番小隊に属して熊本へ向かい、高橋方面の守備に当たり、また熊本城攻撃軍にも参加した。田原坂の激戦において銃創を負いのち、振武隊の分隊長となり、さらに半隊長に昇進した。官軍の激しい追撃にあつた薩軍は、五月鹿児島に入り、真幸は武村または

伊敷方面の守備についた。のち都城へ転戦したが、再度銃弾に傷つき、肋骨下部を骨折し、身体の自由を失うに至ったので、長井村病院に收容されたが、八月十七日ついに官軍に降した。その後眼病を患い、喜入の自宅で療養していたが、榎屋兼明、佐藤良助らとともに、薩軍従軍者としての処罰が行われ、真幸は懲役二年の刑が科せられることになって、東京市ヶ谷の監獄に收容された。獄中では同じく投獄中の加治木彦七とともに和歌の研究に没頭していた。真幸が詠したもの、次のようなものがある。

七夕草花 七夕のあかぬわかれの朝のつゆに

ぬれても咲くか 秋萩の花

残 月 今朝もまた百舌鳥の鳴くまで岡の上の

松の上高く 月ぞ残れる

明治十三年（一八八〇）二月十一日、獄舎において病に罹りついに獄中に没した。齢四十一歳であった。

招魂塚

明治十年（一八七七）の西南の役で薩軍として殉難された同士の芳魂を一堂に集め冥福を祈るための招魂碑や招魂塚の建立が各郷でいっせいはじまった。喜入にお

いても明治十二年（一八七九）、従軍生存者、遺族、友人たちが相謀り、廃寺になっていた清涼院跡地の前庭に建立することを決め、三月に工を起こし七月に完成した。伝えられるところによると「生存者全員揃って労力奉仕に出て、廃寺などの跡地から蘇鉄を移植し、遠い山頂から松を運び、庭木を移し、若者は関の声をあげながら土地を拓き、自らの手で同士の冥福を祈りながら鎮魂の塚を建設した」という。塚の前面の「招魂塚」の三字は当時西郷邸に滞留中の川口雪峯先生に依頼したものである。

祭祀日は、旧二月十日、旧九月十八日、夜祭旧六月十二日であったが、現在は十月十日行われている。

なお、官軍に従軍し戦死した四名（前田豊秋、八木健一、山口景豊、浜島敦以）は招魂社に祀られ、その境内



招魂塚

に丁丑招魂碑が建立されている。

三 日清戦争

日清戦争は、近代日本が外国と戦った最初の戦争である。国土の狭い日本の発展を期するには、どうしても海外に進出し市場を獲得することが不可欠であった。維新以来国力が充実すると、日本は朝鮮と修交条約を結び、開国を迫って朝鮮に勢力を広げていった。一方清国は朝鮮を属国と見なし、宗属関係の強化に努力していた。朝鮮国内には日本と結ぼうとする独立党と、清国に頼ろうとする事大党とが対立し、ついに東学党の乱と呼ばれる内乱が起こった。日清両国はこの内乱を鎮圧するため、それぞれ朝鮮に出兵したが、明治二十七年（一八九四）七月二十五日、豊島沖の海戦によって両国間に戦争の火ぶたが切られた。八月一日、日本は清国に対して「朝鮮の独立を守り東洋の平和を保持する」を理由として宣戦を布告した。

戦争は日本に有利に展開し、連戦連勝、破竹の勢いをもって清国軍を朝鮮から駆逐し、旅順を占領し、山東の威海衛を陥れ、北京・天津を脅かすに至った。清国はつ

いに降伏し、明治二十八年（一八九五）四月、下関で講和条約が締結された。この条約の内容は、(1)清国は朝鮮の独立を認めること。(2)清国は日本に二億両の賠償金を支払うこと。(3)清国は遼東半島・台湾・澎湖諸島を日本にゆずることであった。

本町から日清戦争に出征した人は三十余名で、戦死者は次のとおりで、招魂社に祭られている。

中 島 十次郎
仮屋崎 茂 助
有 村 四 郎
牧 園 仁太郎

四 日露戦争

日清戦争の勝利によって、日本の国威は大いにあがり東洋の強国として認められるようになった。また清国から得た二億両の賠償金は、日本の機械工業発達の基となった。一方清国は小国日本に敗れてその弱体をさらけ出し欧州列国から「眠れる獅子」といわれるようになり、ドイツ・ロシア・イギリス・フランスなどの列国は、競って清国の要地を租借地として、自国の利権の拡大を

はかった。殊にロシアは関東州を租借し、旅順に要塞を築き、シベリア鉄道を開通しさらに東清鉄道の敷設権を得るなどして、満州に勢力を伸ばしてきた。このような列国の清国に対する利権拡大の様をみて、清国の志士は憤激し、ついに明治三十三年（一九〇〇）五月、外国人排斥を目的とする義和団が蜂起して北清事変となった。

これより先、明治二十八年（一八九五）四月、ロシア・ドイツ・フランスの三国は、遼東半島の清国への返還を日本に要求してきた。日本は日清戦争後間もないことであつて、経済的にも軍事的にも弱体化していたので、やむなくこの要求を受け入れなければならなかった。この三国干渉は日本国民を強く刺激し、軍備の充実がはかれるようになった。北清事変は列国連合軍によつて、間もなく鎮圧されたが、北清事変後ロシアは一五万の大軍を満州にとどめ、満州の支配を企図するとともに、ますます南下政策を強化して朝鮮にも手を伸ばし、日本を不安に陥れた。^{おとし}日本はロシアに対して満州からの撤兵を強く要求したが、ロシアはこれに応ぜず、ますます南下の勢を示した。ここにおいて明治三十七年（一九〇四）二月十日、日本はロシアに対して国交を断絶し宣戦を布

告した。当時世界最強の軍事国といわれたロシアに対する日本の開戦の決断は容易に下らなかった。数十回の御前会議を経てようやく決断に至つたといわれている。明治三十五年（一九〇二）に英国と結んだ日英同盟は、この決断に至る一要素となった。戦いは二月八日の旅順港の夜襲によつて火ぶたが切られた。陸軍総司令官は大山巖大将、連合艦隊総司令官は東郷平八郎大将で、ともに鹿児島出身であつた。日本軍は遼陽・沙河^{りやおやん}など各地に転戦し、悪戦苦闘を続け、多くの犠牲者を出したが、翌年一月に旅順の要塞や二〇三高地を占領し、さらに三月一日、奉天会戦において敵陸軍を降伏せしめ、一方海軍は五月二十八日、敵のバルチック艦隊を日本海海戦においてせん滅し、日本の大勝利となった。

明治三十八年（一九〇五）九月五日、アメリカのポーツマスにおいて講和条約が結ばれた。この条約によつて、日本は北緯五〇度以南の樺太の領有権、旅順・大連の租借権、満州における諸権利、朝鮮の指導権を得た。

日露戦争において大國ロシアに大勝した日本は、世界の一大強国として認められるようになった。こうしてロシアの満州進出を駆逐した日本は、反対に満州に進出す

る足がかりをつくった。本町の日露戦争従軍者は二九〇
 余名で、戦病死者は二六名で次のとおりである。

山崎茂吉	明三七・五	於旅順口
中釜竜吉	同	〃
有田助市	〃三七・五	〃沖の島付近
前畑多右衛門	〃二八・三	〃沙河
生見仁次郎	〃二八・三	〃奉天千家窪子
帖地清次	〃三七・七	〃大連湾外
浜園三熊	〃二七・八	〃マエウトン付近
上園末吉	〃二七・八	〃遼陽
黒岩政二	〃三七・九	〃同
横峯利太郎	〃三七・八	〃マエウトン
鈴三次郎	〃三八・三	〃奉天白義屯
米倉岩次郎	〃三八・三	〃奉天千家窪子
西原長次郎	〃三七・四	〃長崎戦病死
帖地伝次郎	〃三七・八	〃遼陽負傷
	三七・九	〃六師団野戦病院死
前畑藤吉	〃三八・四	〃熊本予備病院死
小川銀太郎	〃三八・二	〃盛京省病院死
弓指助太郎	〃三七・一〇	〃遼陽負傷

於大石橋病院死

中釜直吉 明三八・三

〃沙河堡

横井七郎 〃三八・一二

〃熊本予備病院死

横井岩吉 〃三八・一一

〃盛京省病院死

今釜新藏 〃三七・八

〃大孤山病院死

西 栄次郎 〃三七・八

〃安東県病死

帖地八太郎 〃三八・一

〃遼陽病死

小村藤助 〃三八・四

〃熊本病死

竹内哲馬 〃三八・七

〃義州病死

白尾国夫 〃三八・三

〃松樹咀子

五 第一次世界大戦

大正三年（一九一四）六月、オーストリアの皇太子夫妻が、セルビアの一青年に暗殺された事件をきっかけに、翌年オーストリアとセルビアの間に戦争が始まった。このころヨーロッパにおいては、利害の一致する国がたがいに同盟を結び、海外の植民地確保に狂奔していた。ドイツはオーストリア・イタリアと三国同盟を結んでいた。なので、オーストリアを助けて戦争に参加した。イギリスはドイツなどの三国同盟に対抗して、ロシア・フランス

と三国協定を結んでいたもので、ロシア・フランスと連合軍を組織して、ドイツ・オーストリア軍に対抗してセルビアを助けた。イタリアは三国同盟から抜けて連合国側につき、同盟国側にはトルコ・ブルガリアも加わって、ここにヨーロッパが二つに分かれて戦う第一次世界大戦となった。日本は日英同盟を結んでいた関係で、連合国側に加わり、ドイツに対して宣戦布告をした。

日本の陸軍は、ドイツの租借地である中国の青島を攻略し、海軍はドイツ領南洋諸島を占領した。この戦争はおよそ五年間にわたったが、大正八年（一九一九）、ドイツ・オーストリアの降伏によって終結した。第一次世界大戦の終結によってベルサイユ条約が締結され、国際連盟が誕生した。日本は国際連盟の委任を受けて、旧ドイツ領南洋諸島を統治することになった。この戦争に従軍した日本の兵員数は少なかったが、本町からの従軍者、戦死者があったかどうかは詳^{つまび}らかでない。

六 満州事変

第一次世界大戦中、日本は貿易が栄え経済的に多くの利益を得たが、大戦が終わると経済が行きづまり、大正

末期から昭和初期にかけて大不況に見舞われた。この不況を打破するため、大陸へ進出して市場の開拓を推進することををはかり、当時満州を日本の生命線と称した。

このころ満州は、張作霖が満州軍閥の総帥として支配していた。昭和六年（一九三一）九月十八日、奉天郊外の柳条溝において、南満州鉄道爆破事件が起こった。これをきっかけに日満両軍の間に一大軍事行動が開始されることになった。これが満州事変である。この事変には第六師団管下の熊本・都城・鹿児島各連隊にも動員令が下り、わが郷土部隊は勇躍出征した。日本軍は在留邦人の生命財産の保護と治安維持のため、つぎつぎに満州全土を占領し、昭和七年（一九三二）三月一日、満州国が誕生し、清朝廢帝溥儀^{ふぎ}が執政となった。

この事変調査のため、国際連盟からリットン調査団が米満調査したが、リットン調査団の報告を不満とした日本は、昭和八年（一九三三）三月に国際連盟を脱退した。昭和九年（一九三四）三月一日、満州国は帝政を布^しくことになり、溥儀執政が皇帝となった。

七 日華事変

昭和十二年（一九三七）七月七日、北京郊外の盧溝橋（ろこうきょう）付近で演習中の日本中国派遣軍と、ここの警備に当たっていた中国軍との間に衝突が起こった。この盧溝橋事件で近くの豊台駐屯中の日本陸軍は、直ちに出勤して盧溝橋の中国軍を攻撃し、北支事変（後支那事変と改称、さらに終戦後日華事変と改称）の火ぶたが切られた。

これより先中国では、蒋介石が大正十四年（一九二五）、広東に国民政府をたて、さらに昭和二年（一九二七）、南京に国民政府を樹立した。しかし毛沢東の率いる中国共産党が各地に蜂起し、蒋介石の中国国民党と対立して抗争が続いていた。日本が華北に進出する姿勢を示すと、国民党と共産党は手を握り、日本の華北進出に對抗した。

七月二十七日、日本関東軍・朝鮮師団・内地第五・六・一〇師団に動員令が下り、わが郷土部隊は三六旅団長牛島満少将の指揮の下、多数出征し、各地で善戦を続け、八月八日北京に入城した。政府は戦争不拡大方針を取ったが軍部は強くこれに反対したので、ついに全面戦争に突入していった。華北戦線にあったわが郷土部隊に

もやがて華中作戦参加の命が下り、上海戦を経て十二月十三日には南京を占領した。翌昭和十三年（一九三八）五月には徐州を占領、中国国民政府は重慶に移転して、米・英の援助のもと長期戦の様相を呈した。六月、第六師団に再度動員令が下り、郷土部隊は揚子江をさかのぼって漢口攻略戦に参加し、十二月二十七日、武漢三鎮を占領した。漢口作戦以後は、戦争は泥沼戦の様相となり、日本政府は「今後蒋介石の国民政府を相手にせず」との声明を出し、昭和十五年（一九四〇）、汪兆銘を主席とする南京政府を樹立させた。

国内においては、戦時体制がますます強化され、国家総動員法が制定され、大政翼賛会がつくられ、総力戦の組織が結成されて、長期戦遂行の体制が整えられていった。郷土部隊は一部を残して帰還命令が出され、昭和十五年（一九四〇）に復員した。大陸に残った日本軍は、占領地の警備や、各地の作戦に参加していたが、開戦以来四年、戦争の終結を見ぬまま、昭和十六年（一九四一）十二月八日、太平洋戦争がぼつ発した。

八 太平洋戦争

第一次世界大戦に敗れたドイツは、再起不能といわれるまでに徹底的に打ちのめされた。しかしよく困苦に耐え、国民の勤勉性と科学性によつて、次第に国力を充実していった。ことにヒトラー総統になると軍備を充実して強大な軍事力を蓄積するに至った。昭和十三年（一九三八）、ドイツはオーストリアを併合し、翌年にはチェコスロバキアの一部も併合した。またイタリアもムッソリーニが政権を掌握して強力に軍事力を増強し、昭和十四年（一九三九）にはアルバニア（フランス）を合併した。ドイツはソビエト連邦と不可侵協定を結び、昭和十四年（一九三九）九月、ポーランドに侵入し、イギリス・フランスはドイツに宣戦布告をして、ここに第二次世界大戦の火ぶたが切られた。イタリアはドイツ側に加わり、昭和十五年（一九四〇）六月、フランスに宣戦布告をしヨーロッパは両陣営に分かれて戦うことになった。この時日本は、日華事変開戦以来四年近くの間、中国と泥沼的戦争を続けていた。昭和十六年（一九四一）、アメリカは日中両国の仲介役となり、日中和平案を提示

したが、日本はこれに応ぜず、南方に石油その他の資源を確保することが先決であるとして、仏印（ベトナム）に進駐した。

これより先昭和十一年（一九三六）、日本はドイツと日独防共協定を結び、翌年イタリアも加わつて、日独伊三国防共協定を結んでいたが、昭和十五年（一九四〇）に日独伊三国軍事同盟を締結して、戦争体制へ突入していった。昭和十六年（一九四一）、ソ連との間に日ソ中立条約を結び、アメリカとの戦争を避けるため日米交渉を続けた。日独伊三国同盟の締結は、アメリカ・イギリスに強い刺激を与え、日本の南方進出を遺憾として、アメリカ・イギリスは自国内にある日本の資産をおさえ、石油の輸出を禁止し、中国とも結んで日本に対する経済封鎖を強化した。昭和十六年（一九四一）十二月八日、日本海軍はハワイ真珠湾を奇襲攻撃して、アメリカの太平洋艦隊をせん滅し、太平洋戦争の火ぶたを切った。

日本はイギリス・アメリカに宣戦を布告し、世界は枢軸国側と連合国側に分かれて戦うことになった。日本は戦争の初期において連戦連勝、破竹の勢いをもって進軍し、マライ（マレーシア）・ビルマ（ミャンマー）・フ

リピン・蘭領東印度諸島（ペトナウ）を次々に占領した。しかし昭和十七年（一九四二）になると、アメリカは体制を立て直して反撃に転じてきた。同年六月のミッドウェーの海戦において日本海軍は大敗を喫した。制海権制空権を失った日本は、第一線への物資や兵力の輸送が困難となり、昭和十八年（一九四三）二月、ガダルカナル島が奪還されたのを手始めに、戦局は次第に悪化し、四月には連合艦隊司令長官山本五十六がソロモン上空で戦死し、五月にはアッツ島日本守備軍玉砕、十一月にはマキン・タラワ日本守備軍玉砕と次々に各島の玉砕が続いた。昭和十九年（一九四四）七月にはサイパン島日本守備軍が玉砕し、昭和二十年（一九四五）になると、三月には硫黄島日本守備軍が玉砕した。四月になるとアメリカ軍は沖縄に上陸を開始した。沖縄救援のため出撃した日本最後の至宝戦艦大和は、坊之津沖合で撃沈された。こうして沖縄の日本軍も六月には全滅し、日本はいよいよ本土決戦を決意した。このころになると、本土空襲はますます熾烈をきわめ、本土は日増しに焦土と化していった。

これよりさき、イタリアは昭和十八年（一九四三）九

月、ドイツは昭和二十年（一九四五）五月、それぞれアメリカ・イギリスに無条件降伏した。こうして日本は、一部中立国を除く二十数カ国を相手に戦わねばならなくなった。アメリカ・イギリス・ソ連・中国は、ポツダム宣言を発表して日本の無条件降伏を勧告したが、日本がこれを無視したため、アメリカは広島・長崎に原子爆弾を投下した。またソビエト連邦は八月八日、日ソ中立条約を破つて、突如日本に宣戦を布告し、満州に侵入してきた。こうして日本はついに力つき、八月十五日、ポツダム宣言を受託して降伏した。かくて四年近い間戦った太平洋戦争は終結し、九月東京湾の米艦ミズリー号上で、降伏文書に調印し、日本は連合軍に占領管理されることになった。

この戦争で、本町も各所でアメリカ空軍の空襲を受け、多数の犠牲者をだした。ことに生見・前之浜は強い爆撃を受けた。前之浜は七月下旬から八月にかけて三度の空襲を受け、特に七月二十七日の空襲では一五〇戸の住家が焼失した。

太平洋戦争に本町からも数多くの人が、現役軍人としてまたは召集されて出征し、各地の戦線で軍功をたてた。



戦没者慰霊塔

そして数多くの軍人が祖国の繁栄を念じつつ、また故郷喜入の山河や肉親の姿に、断ち難き惜別の情を抑えつつ、南方の海に陸に、また大陸の曠野に散華した。彼らの英魂は招魂社に祭られ、遺族会を中心に毎年春秋二回祭典が行われている。ここに日華事変以来の戦没者の芳名を地区別に謹写する。

九 日華事変・太平洋戦争戦没者芳名簿

○瀬々串(一二九名)

戦没者名	籍	戦死場所	戦死年月日	年齢
前畑正蔵	陸支那		一一・八二五	二四
追立清香	々ラテンチン		一一・九二九	二三

今村操	軍属	中支	一三・一〇・六	二七
浜崎茂吉	陸	中支	一四・四・二八	
今村忠	々	中支	一四・七・二六	
高野未治	々	自宅戦病死	一四・一・一八	二六
浜崎武雄	々	中支	一三・一〇・二五	
川原道範	々	中支	一六・二・二七	二四
内木場進	海	ハワイ方面	一六・二・二〇	二三
前畑三之	陸	ハルビン満州国吉林	一七・七・二〇	二七
大塚勇	海	ニューギニア	一七・八・六	二三
小村直吉	陸	金沢陸軍病院	一七・一・一九	二三
今村一敏	々	ガダルカナル	一七・一〇・二六	二一
高野武吉	海	広東省	一七・五・三	三八
追立身光	々	本州北東海面	一七・六・二三	二四
牧添勲	陸	自宅	一七・一〇・七	二八
内木場宗雄	々	シンガポールブキテマ	一七・二・二三	二三
内木場幸男	々	南太平洋	一八・一・二〇	二九
前畑徳蔵	々	中支	一八・四・九	二三
浜田義盛	々	フィリピン	一八・一〇・八	二三
小村栄吉	々	プーゲンビル	一八・一一・二〇	二四
前畑甚吉	海	南洋群島	一九・一・一七	二三
浜崎休太郎	々	南洋群島	一九・二・二六	二八
追立好道	々	南洋群島	一九・二・二六	二五
大塚三俊	陸	内太平洋	一九・二・二八	二三

第四章 兵 事

内木場 次治	陸	ブルーゲンビル	一九三二・四二六	追立 常義	陸	ルソン島	二〇一・九三〇
浜田 信夫	ク	ブルーゲンビル	一九三三・四二四	丸野 松男	ク	中支那ケイリン	二〇一・二四二〇
浜崎 静	ク	ブルーゲンビル	一九五三・二四	今村 賢	ク	ルソン島	二〇一・二〇二二
前畑 義雄	ク	大島沖	一九六二・九三五	川原 米雄	ク	ルソン島	二〇一・二六二四
小村 勝一	ク	父島海上	一九七七・四三二	浜崎 義秋	海	フィリピン	二〇一・二八二八
浜崎 信幸	ク	ビルマ	一九七七・七二五	追立 侃	陸	ルソン島	二〇一・二二三五
川原 進	海	サイパン島	一九七七・八三五	川原 五俊	軍属	台湾	二〇一・一四二八
浜田 若男	ク	サイパン島	一九七八・八二二	川原 岩吉	陸	ルソン島	二〇一・三・四三八
有園 重利	陸	ニューギニア	一九八二・二四	浜田 義高	ク	ルソン島	二〇一・二二五二
浜田 三輝	ク	ブルーゲンビル	一九八二・六二五	内木場 行男	ク	硫黄島	二〇一・三二七二七
浜田 節	ク	ブルーゲンビル	一九八二・七二六	内木場 虎吉	ク	硫黄島	二〇一・三二七二四
新田 一	ク	ビルマ	一九八三・二二三	内木場 市雄	ク	硫黄島	二〇一・三二七二九
浜田 徳二	ク	中支湖南省	一九八二・五三四	浜田 重雄	ク	レイテ島	二〇一・三二八二五
小村 春吉	ク	中 支	一九八二・四二七	今吉 益雄	海属	黄 海	二〇一・三二九三〇
中迎 光義	ク	ニューギニア	一九九二・二二五	浜田 栄太郎	陸	ブルーゲンビル	二〇一・四・五三五
前畑 好徳	ク	中 支	一九九二・三三五	浜田 正見	ク	ビルマ	二〇一・四・六二四
今吉 明義	ク	マリアナ	一九九三・〇二二	小村 堅志	海	南西諸島	二〇一・四・七二六
高城 岩男	ク	桂林市	一九九二・一九二五	小村 信夫	ク	南西諸島	二〇一・四・七二二
今村 静	ク	西太平洋	一九九二・一八二五	浜島 敦雄	陸	満州興城戦病	二〇一・四・九二二
内木場 文利	ク	フィリピン	一九九二・一九二三	浜田 末廣	ク	北 支	二〇一・四・三二九
浜田 正則	海	東支那海	一九九二・一八二二	今吉 時男	海	ルソン島	二〇一・四・四二二
内木場 三輝	陸	スンダ列島	一九九二・一五二四	鬼塚 鉄男	ク	南西諸島	二〇一・五・三二八
浜崎 正太郎	軍属	西太平洋	二〇一・一三一七	追立 末男	陸	ボルネオ	二〇一・五・五三二

前畑清藏	陸	ルソン島	二〇・五二〇・四二	浜田 勇	海	本州東方海面	二〇・八二三・二六
浜田 廣吉	々	ルソン島	二〇・五二〇・二六	浜島 敦澄	陸	北支水済県趙義鎮	二〇・八二七・一三
内木場 忍	海	レイテ島	二〇・五二〇・二二	小村 栄藏	軍属	長崎原爆・自宅死	二〇・八二四・二六
前畑市二	陸	ルソン島	二〇・三二七・三八	浜田 国雄	陸	自宅	二〇・二二五・三一
今村 定二	々	セブ島	二〇・五二二・一三	前畑 早苗	々	シベリア	二〇・二二六・三〇
米倉 高	々	ラバウルより自宅	二〇・六一・一三〇	今吉 正行	々	シベリア	二一・一一・三五
内木場 正己	々	ルソン島	二〇・六一・一三	今村 定藏	々	沖繩	二〇・五一・三五
小村 三二	海	沖繩	二〇・六五・一〇	内木場 武盛	軍属	満州	二一・六・六三
浜田 六男	々	印度洋	二〇・六一・一〇	小村 フミ	々	奉天	二七・一〇・三一・二九
前畑 英次	陸	ルソン島	二〇・六〇・一六	川原 俊夫	軍属	マニラ	一九・一一・二五・三〇
前畑 正美	々	ルソン島	二〇・三二二・一五	浜田 三郎	陸	ビルマ	二〇・四・六・二三
川原 末一	々	沖繩	二〇・六二二・一七	浜田 五郎八	々		
浜田 篤	々	沖繩	二〇・六二三・三〇	追立 敬二	々		
内木場 徳之助	々	ビルマ	二〇・六二八・五二	追立 ミキ	々		
今吉 孝	々	レイテ島	二〇・七二三・三四	大藏 松右衛門	軍属	ルソン島	二〇・五三〇・
浜崎 市太	々	ルソン島	二〇・七二四・二七	川原 岩源	陸	ニューギニア沖	一八・三・三・三七
浜田 濟	々	レイテ島	二〇・七二五・二九	川原 勇吉	々	中支	一三・一一・五・三四
内木場 金次郎	々	ミンダナオ島	二〇・七二〇・三六	瀬戸口 武志	々	中支	一四・二三・三七
浜崎 太郎	々	ビルマ	二〇・七二三・三一	追立 幸藏	々	北京	一四・一〇・三・二三
前畑 栄藏	海	比島	二〇・七二五・四五	川原 一雄	軍属	中部太平洋	一九・七・八・三四
追立 満雄	陸	中支	二〇・七二五・二二	浜田 鐵雄	々	ニューギニア	二〇・四・一九・二八
岩下 博	々	サベ海南方海上	二〇・八・三・三六	内木場 定吉	々	チモール島	一九・一一・二九・二五
小村 善吉	々	中支	二〇・八・八・二三	小村 三次郎	陸	ブーゲンビル	二〇・二二・二・二六

第四章 兵 事

追立満志	陸	西部ニューギニア	一九二二	四一三	今別府栄吉	海	北太平洋	一八	九二〇	四一
追立一美	々	西部ニューギニア	一九九二	〇一三	樋高喜太郎	陸	熊本病院	一九二二	九二五	二五
追立武雄	々	ルソン島	二〇四二	五三一	樋高洋	々	中支	一八二一	一八二三	二二
浜田藤市	々	セブ島	二〇八二	三三四	玉泉重年	々	ブルーゲンビル	一八九二	四二六	二六
浜崎茂	々	満州	二一二二	二二九	上之園忠義	海	トラック東方	一九一五	一二二	二一
今吉助二	々	ルソン島	二〇五	一三七	下之園三郎	々	南支那海	一九一七	一二五	二五
前畑藤男	海	南西諸島	一九二〇	〇二九	前原秀雄	陸	ブルーゲンビル	一九三二	二二一	三一
小村三次郎	陸	ブルーゲンビル	二〇二二	一二七	前原清治	々	ブルーゲンビル	一九三七	二二四	二四
徳永行雄	々	ボーゲンビル	二〇四二	〇	前原勇	々	ブルーゲンビル	一九三七	二二七	二七
山本三郎	々	牡丹江省	一九四	一	今別府義雄	々	ブルーゲンビル	一九四二	二二五	二五
脇屋敷桂治	々	中支廣徳県	二三三	三三〇	松久保藤雄	々	南島島	一九五二	〇二三	二三
中間庭義治	々	満州国ノモンハン	一四七	七三一	樋高豊吉	々	ブルーゲンビル	一九五二	二二四	二四
○中名(二〇二名)										
玉泉藤雄	陸	ラテンチン	一二九	九二一	上之園鉄雄	々	東支那海	一九六二	九二三	二三
永野篤	々	上海	一三二	二二三	前原誠二	々	ブルーゲンビル	一九六二	九二四	二三
下之園秀雄	々	北支	一四九	九二二	北原清光	々	バシー海峡	一九七三	二二二	二二
下之園清志	々	北支	一五五	五四三	前原敬三	海	南洋群島	一九七八	二二三	二三
永野正夫	々	中支	一五六	六二二	前原弘	陸	ビルマ	一九七六	二二六	二六
玉泉順吉	々	福岡	一五八	七二六	樋高佐吉	海	南洋群島	一九八二	〇二四	二四
外蘭栄一	軍属	大連病院	一六二	〇三一	樋高直右衛門	軍属	小笠原諸島	一九八四	二二三	二三
前原勇雄	海	北太平洋	一七四	一八二	今別府文彦	々	ブルーゲンビル	一九八四	二二六	二六
垂口正一	々	ニューギニア	一七七	七三二	永野己之助	海	アンボン島	一九八五	二二六	二六
			二二六		平原廣行	々	自宅戦病死	一九九二	六一九	一九

玉泉直榮	陸	中 支	一九九四三四
松久保国雄	海	フィリピン	一九一〇二五二二
上堀内善吉	陸	漢口陸軍病院	一九九一三二
釜付満志	海	南 方	一九一二二二三
中山国雄	々	台湾北方海上	一九一二一九三二
永野国雄	々	東支那海	一九一二二二四
平原直吉	陸	男女列島海上	一九一二二二〇
樋高政吉	々	ルソン島	二〇一三〇三六
中山義憲	々	沖 繩	二〇六一九三二
中山光雄	々	ルソン島	二〇二二五二六
中山純利	々	ルソン島	二〇二二〇三五
下之園光男	々	ビルマ	二〇二二四三四
釜付猛	々	ルソン島	二〇二二二二六
平原岩吉	々	中 支	二〇二二四三七
樋高賢三	々	硫黄島	二〇二二七二四
樋高静太郎	々	硫黄島	二〇二二七三二
今別府一夫	々	硫黄島	二〇二二七三五
野添重義	々	硫黄島	二〇二二七三二
玉泉正義	々	フィリピン	二〇二二一三六
釜付朴	々	硫黄島	二〇二二一三五
外園辰夫	々	ルソン島	二〇二二一三三
上堀内助市	々	硫黄島	二〇二二一三〇
永野松一	々	ルソン島	二〇二二一七二四
京田義光	陸	ルソン島	二〇二二〇三七
釜付義雄	々	沖 繩	二〇二二〇二五
下之園竹夫	々	ブーゲンビル	二〇二二〇三二
永野満雄	々	シペリア	二〇二二〇三四
前原豊	々	フィリピンバシー海峡	一九七三二二三
上堀内常吉	々	ルソン島	二〇二二〇三〇
平原節	々	ミンダナオ島	二〇二二〇三二
上之園武春	々	印度支那	二〇二二〇三三
前原寛司	々	満 州	二〇二二〇三二
永野政吉	々	ルソン島	二〇二二〇三七
永野藤市	々	中 支	二〇二二〇三五
釜付光則	海	ビルマ	二〇二二〇二〇
前原峯吉	々	岩手県	二〇二二〇二二
前原義則	陸	奉 天	二〇二二〇二五
平原幸吉	々	ブーゲンビル	一九二二〇二六
前原慶造	々	朝鮮	二〇二二〇二八
樋高春雄	々	奉 天	二〇二二〇二四
久津輪喜八	海	宮古島	二〇二二〇二六
永野満雄	陸	バイカル戦病死	二〇二二〇二四
下之園三吉	々	上海病院	二〇二二〇二四
前原一義	々	シペリア	二〇二二〇二六
樋高森造	々	自宅	二〇二二〇二八
永野弘	々	満 州	二〇二二〇二九

第四章 兵 事

下之園 国雄	陸	自宅戦病死	二五・九二五・三二
外 蘭 克己	々	沖 縄	二〇・五八・一五
永 野 貞三	々	北 支	一九・二・二三・四
永 野 水雄	海	ビルマ	二〇・八・一一九
前 原 時義	陸	北 支	一三・八三〇・二八
松久保 市二	々	北 支	一三・九・一・二〇
平 原 幸雄	々	ブーゲンビル島	一八・二・二三・二四
永 野 貞三	々	山西省	一九・二・二・三四
樋 高 幸吉	々	ブーゲンビル島	一九・二〇・一一・二六
外 蘭 末春	々	硫黄島	二〇・三・二七・二五
松久保 博	々	中 支	二〇・七・二三・二五
前 原 義己	々	ニューギニア	一九・一・一九・二四
松久保 正吉	々	ニューギニアピアク島	一九・六・二三・三六
北 助 一	々	ルソン島	二〇・五・三・三七
樋 高 一助	々	ルソン島	二〇・七・二六・四三
樋 高 奎次	海	南洋群島	一八・二・二三・二六
松久保 満志	海	台 湾	一九・一一・二・二三
前 原 常雄	々	沖 縄	二〇・六・四・三二
中 道 辰雄	々	菲 島	二〇・四・二四・三二
松久保 清	々	沖 縄	二〇・六・一七・二〇
藤 元 正雄	々	鹿児島療養所	二四・九・三〇・四三
尾之江 正雄	陸	ブーゲンビル島	一九・二〇・二
大 毛 喬	々		二〇・三・二二
鳥 越 道則	陸	東京病院	一三・五・二五・一三
勝 目 貞愛	々	中国湖北省	一三・九・一一・二五
堀之内 岩美	々	中国安徽省	一三・七・二九・一四
池 上 直夫	軍属	中国山西省	一三・一・二七・二五
飯屋崎 政市	陸	中国馬祖山	一三・七・二三・三四
井 元 辰五郎	々	野戦病院	一三・九・二〇・三二
坪 口 太郎助	々	中国江西省	一四・三・三〇・二九
上 村 英二	々	中支湖南省	一四・九・二三・二四
坂 口 末雄	々	熊本病院	一四・一・二・二二
南 辰 次	々	蒙 古	一五・二・二・三八
日 高 敏明	々	中国山西省	一五・一・一五・二三
栗 脇 蔵助	々	中国山西省	一六・七・二三・二二
西 原 節	々	湖 北 省	一七・七・二八・二五
徳 永 明	軍属	鹿児島市	一七・六・二六・二二
緒 方 隆	陸	ミンダナオ	一八・四・二八・三八
中 島 義男	々	中国山西省	一八・四・二三・二四
飯屋崎 袈裟吉	海	東支那海	一八・五・二八・三八
南 克己	陸	朝鮮慶南南道	一八・八・二三・三三
村 岡 人志	々	中支金家山	一八・九・二四・四一
安 田 武志	々	ブーゲンビル	一九・二・二六
垂 口 龍夫	々	フィリピン	一八・二〇・八・二八
中 野 嶽三	軍属	中国湖北省	一八・一一・二六・三四

○喜入（一六二名）

大 蘭 勝 海	池 田 實 成 陸	白 浜 文 雄	志々目 正 明	垂 口 重 治	竹 下 正 信	坂 口 勇 雄	勝 目 満 安	城ヶ野 重 義	吉 牟 田 海 男	豊 倉 幸 男	牧 蘭 幸 男	前 田 盛 雄	吉 川 龍 吉	山 下 重 雄	鎮 守 秀 雄	藤 田 三 夫	新 納 久 男	地 頭 園 純 芳	黒 岩 正 夫	肝 付 兼 隆	飯 屋 崎 道 雄	安 楽 兼 文
南洋群島	宇 品 港	本 州	内太平洋	湖北省	ブーゲンビル	ブーゲンビル	ブーゲンビル	ブーゲンビル	神奈川県	沖 縄	中国湖南省	中国湖南省	台 湾	ビ ル マ	台湾バシイ海峡	軍 属 南 方	マリアナ	湖 南 省	長崎病院	バシイ海峡	中支湖南省	中支湖南省
一九・二・五・九	一九・一・八・五	一九・一・六・一八	一九・二・二・九・二	一九・二・二・五・二	一九・三・二・五・三	一九・三・二・九・二五	一九・三・二・六・二五	一九・三・三・四・二	一九・四・三・二	一九・五・六・二	一九・六・二・二・三	一九・七・二・七・三〇	一九・七・七・三・七	一九・七・七・三・三	一九・七・七・三・二七	一九・六・七・二・七	一九・七・二・八・二八	一九・八・一・〇・二・四	一九・八・二・九・四二	一九・八・二・九・三三	一九・八・二・三・二九	一九・九・三・三・三
北 園 国 香	豊 倉 清 治	牧 蘭 義 光	秋 山 徹	野 元 勇 吉	飯 屋 崎 勝 己	大 迫 秀 吉	中 釜 安 美	坂 口 義 男	川 添 一 雄	竹 下 末 春	地 頭 蘭 厚	白 川 喜 一郎	島 津 光 彦	野 元 秀 吉	鎌 田 篤	白 尾 次 男	栗 脇 善 吉	飯 屋 崎 喜 次 郎	佐 藤 正 秀	勝 目 安 明	指 宿 彦 次	伊 藤 政 男
中 支	マリアナ諸島	マリアナ諸島	南支那海	中支広西省	バシイ海峡	軍 属 陸	東支那海	中 国	鹿兒島病院	南支那海	レイテ島	台湾病院	ルソン島	ソ連アルタイ州	南海ニューハーパー	ルソン島	黄 海	ブーゲンビル	硫黄島	マニラ・フィリピン	ルソン島	ルソン島
一九・九・二・四・二	一九・九・三・〇・二	一九・九・三・〇・二	一九・九・二・七・一	一九・一・〇・二・八・三	一九・一・〇・二・四・一	一九・一・〇・二・三・二	一九・一・一・七・三	一九・一・一・一・三	一九・一・二・五・二	一九・一・二・七・二	一九・一・二・八・二	一九・一・二・三・〇・四	一九・一・二・七・二	一九・一・一・八・二	一九・一・二・一・一・八	一九・一・一・六・二・八	一九・一・一・八・四	一九・一・二・一・三・五	一九・一・二・一・七・二	一九・一・二・三・三・二	一九・一・三・一・三・八	一九・一・三・二・七・二

第四章 兵 事

飯屋崎末春	飯屋崎鶴吉	北園一豊	小川一洋	徳永兼憲	竹下正己	砂本覚助	永家松行	倉元次男	栗脇兼男	徳永兼行	永浜雄一	河野利雄	山崎州夫	竹下幸造	竹下勝美	山口賢三	竹下信雄	牧瀬方好	志々目義正	山崎厳	堀之内重雄	南吉三郎
々	々	々	々	々	陸	海軍属	海	々	々	々	々	陸	海	々	陸	海	陸	軍属	々	陸	海	陸
沖繩	フィリピン	ミンダナオ島	沖繩	ルソン島	比島ネグロス島	九州西方海	沖繩	中支	フィリピン	ボルネオ	満州三江省	フィリピン	台南上空特攻隊	ルソン島	ルソン島	南洋方面	ルソン島	東経二〇度北緯二五度	硫黄島	硫黄島	硫黄島	レイテ島
二〇・三・九・二三	二〇・六・一・二八	二〇・六・九・二四	二〇・六・三・二三	二〇・六・五・三六	二〇・六・三・二三	二〇・六・二・四一	二〇・六・四・三六	二〇・六・二・三八	二〇・五・一・六・三三	二〇・五・三・一・四四	二〇・九・二・一〇	二〇・五・五・	二〇・四・三・二〇	二〇・四・七・三四	二〇・四・九・二五	二〇・四・二・四・二四	二〇・四・二・五・二三	二〇・三・七・四六	二〇・三・七・二四	二〇・三・七・二五	二〇・三・七・三〇	二〇・三・七・四一
淵田藤雄	大藺薫	中原治雄	白尾国之	大藺松之助	南満雄	室田瑞穂	栗脇茂	鎮守東一	鈴木繁則	豊倉繁	尾籠一見	園田博也	山口二郎志	豊倉繁	日高勇	坂口忠夫	山口一郎	野元新吉	堀之内武雄	大藺三好	潟上秀雄	山口毅
陸	海	々	々	々	々	々	陸	軍属	陸	陸	々	々	々	々	々	々	陸	海	々	々	陸	
自宅	自宅	満州病院	ソ連病院	ジャワ島スマラン	ルソン島	満州	フィリピン	上海病院	南方海域	中支	マニラ	比島ミンダナオ		牡丹江省	河南省	ビルマ	レイテ島	マニラ	レイテ島	フィリピン	ルソン島	ルソン島
二一・四・四・二七	二一・四・三・二三	二一・一・二〇・二三	二一・一・二〇・二八	二一・一・二〇・二六	二一・一・一〇・二五	二一・一・一〇・二三	二一・九・三〇・二七	二一・九・二・三・三一	一九・九・五・三〇	二一・八・二・五・二五	二一・八・二・五・三八	一九・九・九・	二一・八・二・五・	二一・八・二・五・二六	二一・七・三・二・二三	二一・七・二・四・三六	二一・七・一・三・三一	二一・七・二・五・四六	二一・七・一・三・九	二一・七・二・〇・二五	二一・七・二・四・二六	二一・六・一・三・五

第七編 民 生

南	高	東	瀬	鎮	飯	牧	豊	緒	島	大	大	松	石	馬	蛇	小	中	池	牧	堀	倉	高
孝	崎	正	古	守	屋	蘭	倉	方	津	山	山	原	原	場	川	川	島	上	瀬	之内	元	崎
至	辰	芳	宗	正	義	益	重	初	弘	浅	稔	正	實	富	幸	秀	国	光	量	戸	利	彦
陸	軍	陸	陸	陸	々	々	々	陸	海	陸	海	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々
自	ハ	上	ソ	鹿	フ	シ	満	小	自	瀬	瀬	硫	江	支	フ	満	フ	湖	鹿	熊	沖	山
宅	ル	海	連	児	リ	ン	州	倉	宅	戸	戸	黄	西	那	リ	州	リ	南	児	本	縄	口
二	二	二	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
六	一	一	一	六	七	七	八	五	六	六	六	三	一	二	二	一	八	八	五	八	五	六
四	三	七	三	〇	〇	〇	九	三	八	三	三	七	二	三	三	二	二	二	二	二	二	二
二	五	八	二	七	二	二	三	五	一	一	一	七	二	三	三	二	四	四	三	三	三	三
堀	豊	豊	二	塚	藤	吉	竹	有	松	加	藤	垂	野	海	大	崎	小	丸	川	御	兼	植
之内	倉	倉	見	崎	田	国	内	村	崎	塩	久	口	元	江	山	森	川	岡	口	鍵	田	村
重	正	正	演	謙	己	祐	末	繁	高	申	保	国	純	数	三	兼	盛	正	武	泰	德	男
治	夫	夫	雄	一	之	則	治	治	明	夫	男	雄	義	馬	二	文	弘	文	夫	勇	肇	男
陸	々	々	々	々	々	々	海	陸	々	々	々	々	々	海	々	軍	海	々	々	陸	々	々
ソ	フ	フ	ビ	ニ	廣	硫	フ	朝	ソ	ソ	支	ソ	満	海	東	ペ	サイ	ニ	ソ	硫	比	ニ
ロ	イ	イ	ル	ュー	瀬	黄	イ	鮮	連	連	那	連	州	南	支	リ	ン	ュー	ロ	黄	島	ュー
モ	リ	リ	マ	ギ	院	島	リ	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々
ン	ン	ン	マ	ニア	院	島	ン	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々	々
一	二	二	二	二	二	一	二	二	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一
九	〇	〇	〇	〇	〇	九	五	九	七	一	一	一	一	六	一	七	六	六	六	八	四	九
二	三	三	三	三	三	二	二	三	三	六	六	五	五	五	四	二	二	二	二	二	八	三
六	四	三	〇	〇	九	七	二	三	二	三	三	五	五	三	〇	二	二	二	二	二	三	九

第四章 兵 事

安田武志	弓指恵	弓指十吉	飯伏明光	下野利夫	弓指国男	丸田徳久	小田光雄	弓指幸雄	弓指敬	神恵徳治	弓指肇	弓指義光	田代徳義	田代国徳	小田正雄	弓指長吉	浜田政紀	弓指三好	植村実男	指宿定正
陸	陸	マニラ	グアム島	グアム島	ブーゲンビル	南方ブーゲンビル	中支	中国湖南省	内太平洋	東支那海	香港病院	ニューギニア	南太平洋	熊本病院	中国河南省	中国湖北省	満州国安徽省	陸	陸	中国安徽省
一九二二・六三〇	一九二一・五二三	一九二八・七二三	一九二八・〇一九	一九二五・〇二七	一九三二・一三二	一九三二・一三二	一九三二・一三二	一九三二・一三二	一九二二・九二三	一九二二・七三七	一九二二・〇二三	一九二二・〇七三	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四	一九二二・一三四
丸田肇	小田清治	弓指友吉	弓指義治	弓指休兵衛	川畑勝己	小田仁長次	種子尾馨	小田宗夫	丸田義己	横井光二	小田国圓	弓指藤吉	種子尾重雄	丸田兼男	丸田信雄	寺師勝己	浜田盛政	弓指慶吉	田代藤市	弓指早次
陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸	陸
フィリピン	硫黄島	レイテ島	漢口病院	戦病死	満州	ソ連チタ州	フロレス島	満州	フィリピン	ルソン島	比島	ビルマ	ガダルカナル	レイテ島	フィリピン	フィリピン	沖繩	ビルマ	ルソン島	比島バギオ
一九二二・六二四	一九二二・三七二	一九二二・七五三	一九二二・三三五	一九二二・七三二	一九二二・三二二	一九二二・二〇三	一九二二・二二五	一九二二・九一	一九二二・七一三	一九二二・七七三	一九二二・七二〇	一九二二・七二五	一九二二・六三〇	一九二二・六三〇	一九二二・五七三	一九二二・四三〇	一九二二・四三〇	一九二二・四三〇	一九二二・三九五	一九二二・三三九
丸田肇	小田清治	弓指友吉	弓指義治	弓指休兵衛	川畑勝己	小田仁長次	種子尾馨	小田宗夫	丸田義己	横井光二	小田国圓	弓指藤吉	種子尾重雄	丸田兼男	丸田信雄	寺師勝己	浜田盛政	弓指慶吉	田代藤市	弓指早次
一九二二・六二四	一九二二・三七二	一九二二・七五三	一九二二・三三五	一九二二・七三二	一九二二・三二二	一九二二・二〇三	一九二二・二二五	一九二二・九一	一九二二・七一三	一九二二・七七三	一九二二・七二〇	一九二二・七二五	一九二二・六三〇	一九二二・六三〇	一九二二・五七三	一九二二・四三〇	一九二二・四三〇	一九二二・四三〇	一九二二・三九五	一九二二・三三九

〇一倉(四二名)

○前之浜（一七八名）

有田満雄	陸	北支河北省	一一・一〇・二四・三三	今釜助市	陸	ブーゲンビル	一九・一・二・三三
山下時治	ク	中国江蘇省	一一・一一・二五・三二	有田春吉	海	南方方面	一九・一・二四・二二
山下俊見	ク	中国江西省	一一・二〇・九・三三	浜園俊雄	ク	ビスマルク島	一九・二・二二・三〇
鈴盛之助	ク	中国江西省	一一・三〇・一〇・二二	内園満穂	陸	熊本病院	一九・二・二五・三〇
中釜豊吉	ク	ノモンハン満州興安北省	一四・八・三〇・二四	有田清熊	海	クエゼリン島	一九・二・二六・二八
南秀光	ク	北支河南省	一六・三・三二・二五	浜田種王	ク	佐世保	一九・二・二六・二九
鈴定二	ク	指宿病院	一六・七・二・二五	比地黒則治	陸	ブーゲンビル	一九・三・二四・二四
横峯藤義	ク	熊本病院	一六・一〇・三一・二五	山下周徳	ク	ブーゲンビル	一九・三・二二・三〇
仮屋昇	ク	鹿児島病院	一六・二二・二六・二二	中釜秀吉	ク	ソロモン群島	一九・三・二二・三三
鈴重彦	ク	マライ半島	一七・一・二二・二九	赤崎義雄	ク	フィリピン	一九・三・二二・三五
鈴八竹	海	ジャワ島	一七・一・二七・二八	増永司	ク	ブーゲンビル	一九・四・三七・二三
仮屋清藤	ク	蘭印方面	一七・三・二・二三	有田秀盛	ク	大島龜徳沖	一九・四・二九・三八
堀松雄	陸	江西省	一七・七・一〇・二三	内園利光	ク	中華民國	一九・六・二五・二四
浜蘭正一	ク	中国湖北省	一七・八・二三・二八	山口義雄	ク	沖繩	二〇・六・一〇・二三
鈴清治	ク	自宅	一七・七・二四・二三	鈴東一郎	ク	ブーゲンビル	一九・六・三・二八
浜蘭正徳	ク	熊本病院	一七・二・二七・二三	山下末春	ク	朝鮮全羅南道	一九・七・五・二三
中釜末蔵	ク	南方諸島	一八・一・二〇・三三	馬込教雄	ク	バシー海峡	一九・七・三二・二八
石塚好男	ク	ソロモン群島	一八・一・三〇・二六	上木侃	海	南方方面	一九・八・一〇・二〇
原永操	ク	西南太平洋	一八・九・三〇・三三	内蘭盛清	陸	ブーゲンビル	一九・八・二二・二四
山下次雄	ク	フィリピン	一八・一〇・八・二七	堀栄	海	比島	一九・八・三二・二四
鈴東慶二	ク	ニューギニア	一八・一一・二九・二四	前蘭春香	ク	南洋方面	一九・八・二二・二四
藤久保菊雄	海	南支那海	一八・一二・二三・二二	増永三七男	陸	フィリピン	一九・九・二二・二七

第四章 兵 事

中釜吉彦	陸	中支	一九・九二五二三
浜蘭福一	々	ブーゲンビル	一九・九六二六
藤久保忠道	海	台湾沖	一九・〇一九二二
石塚実	々	比島沖	一九・〇二五二四
内蘭金一	陸	中支	一九・一五三二
前蘭岩吉	々	フィリピン	一九・二六二七
横峯甚徳	々	フィリピン	一九・二二四二六
山下清治	々	ブーゲンビル	一九・二二九一八
飯屋助一	々	ハルマヘラ島	一九・二二六三〇
堀屋豊吉	々	バリタン海峡	一九・二二六三三
鈴木善之助	々	ブーゲンビル	一九・二二九三二
堀東留吉	々	フィリピン	二〇・一五三三
横峯栄徳	海	南支那海	二〇・二二五二三
堀時雄	陸	ビルマ	二〇・二二五二五
中釜敏博	々	湖南省	二〇・二二五二五
前蘭利夫	々	硫黄島	二〇・二二七二九
藤久保定吉	々	硫黄島	二〇・二二七二六
内蘭哲念	々	硫黄島	二〇・二二七二五
内蘭正行	々	硫黄島	二〇・二二七二六
比地黒義則	々	硫黄島	二〇・二二七二七
藤久保一見	々	ビルマ	二〇・二二七一六
前蘭春男	々	フィリピン	二〇・二二二三
内蘭一市	々	ブーゲンビル	二〇・二二四二七
山下俊男	陸	硫黄島	二〇・三二七二六
有田達雄	海	印度支那海上	二〇・三二九二九
内蘭清治	陸	硫黄島	二〇・三二七三五
鈴木国吉	々	硫黄島	二〇・三二七三〇
川越静雄	海	南西諸島	二〇・四七三二
中蘭勇	陸	フィリピン	二〇・四二三二
中釜愛之助	々	フィリピン	二〇・五二四三六
横峯善蔵	海	野比海軍病院	二〇・五二七四四
有村三男	陸	ルソン島	二〇・六一二六
堀直吉	々	ブーゲンビル	二〇・六二四五
鈴木早八	々	ルソン島	二〇・六二三五
土肥磯次	々	ビルマ	二〇・六三〇三一
浜蘭末広	々	ザバル沖	二〇・六八二〇
浜蘭国広	々	レイテ島	二〇・六三〇三九
横峯勝巳	々	比島ネグロス島	二〇・六二二四
前蘭貞市	々	中支	二〇・七二六二四
有村茂	々	フィリピン	二〇・七二三二九
有村礎吉	々	自宅	二〇・七二二四三
横峯徳盛	々	フィリピン	二〇・七一三三〇
飯屋栄蔵	々	比島	二〇・七四三四
山下正雄	々	フィリピン	二〇・七二六二五
竹下栄一	々	ビルマ	二〇・七二三二四
堀克巳	々	フィリピン	二〇・七二三二二

今 釜 勇 海 太平洋	二〇・七二九・一八	鈴 義 雄 海 ソロモン島	一八・二一・一二三
藤久保 末 吉 陸 ニューギニア	二〇・七二八・二四	堀 秀 夫 陸 南 支	一九・八二八・三三
横 峯 栄 二 〃 フィリピン	二〇・七二四・三三	前 原 吉 雄 〃 ブーゲンビル	一九・九二七・二六
鈴 伊 佐 男 海 広 島	二〇・七二八・二三	堀 幸 雄 〃 ルソン島	二〇・一二〇・一二
鈴 三 男 陸 中 支	二〇・七六六・二三	鈴 岩 七 海	
横 峯 盛 経 〃 牡 丹 江	二〇・八二二・三六	中 蘭 常 吉 陸 中 華 民 国	二二・九二〇・二一
山 下 静 雄 〃 広 島	二〇・八六六・二四	前 蘭 秀 吉 〃 中 華 民 国	一三・一〇二・三四
有 田 米 吉 〃 熊 本 病 院	二〇・八六六・三八	赤 崎 国 雄 〃 満 州	一四・八二八・二四
山 崎 重 雄 〃 マニラ	二〇・八二二・二六	山 下 喜 一 軍 属 東 京	一四・九二四・三五
鈴 正 治 〃 仏 印	二〇・八三二・二一	堀 豊 吉 〃 中 華 民 国	一四・九三三・三四
下 村 和 夫 海 自 宅	二〇・九七九・一九	中 釜 俊 男 陸 満 州	一四・八八九・二三
鈴 清 盛 陸 フロレス島	二〇・一〇三二・二七	榎 下 道 夫 〃 中 華 民 国	一四・九二二・二一
月 野 行 雄 〃 中 支	一九・七二六・	中 蘭 己 之 助 〃 熊 本 病 院	一五・八八四・二五
鈴 東 次 雄 〃 シベリア	二一・一一二・二二	堀 節 〃 中 華 民 国	一五・二二八・三一
鈴 江 正 明 軍 属 シベリア	二一・三三三・一九	浜 園 勇 〃 南 洋 群 島	一九・二二七・二七
仮 屋 清 治 陸 印 度 支 那	二〇・六二四・二〇	鈴 正 男 〃 硫 黄 島	二〇・三三七・二三
鈴 愛 吉 〃 浜 松 病 院	二一・六七二・八	鈴 米 吉 〃 台 湾	二〇・一二九・二三
中 釜 純 俊 〃 自 宅	二二・三六二・五	堀 次 雄 〃 ルソン島	二〇・三九二・七
仮 屋 満 信 〃 自 宅	二二・四三二・四	松 山 利 光 〃 セレベス島	二〇・八八九・三三
有 村 忠 夫 〃 自 宅	二二・五九二・四	鈴 愛 吉 〃 浜 松 病 院	二一・六六七・三七
永 山 純 〃 自 宅 戦 病 死	二三・五八三・五	藤久保 秋 春 〃 ブーゲンビル	二〇・九二七・二五
浜 蘭 正 吉 〃 ブーゲンビル	一九・三二五・三〇	有 田 友 一 〃 ソロモン	一九・三二七・二六
鈴 正 雄 〃 硫 黄 島	一八・三二七・二四	前 原 吉 雄 〃 ソロモン	一九・九一七・二七

第四章 兵 事

中 蘭 岩 雄	内 蘭 義 彦	堀 進 海 台	鈴 正 義 軍 属 南洋群島	赤 崎 裕	藤 久 保 藤 恵	倉 元 利 春	鈴 義 雄	有 村 豊	川 野 武 男	田 上 政 一	横 峯 勝 己	川 野 市 郎	浜 園 忠 夫	有 田 吉 蔵	中 蘭 龍 吉	有 村 三 男	永 江 登	前 園 秋 徳	浜 園 明 吉	内 蘭 龍 雄	内 蘭 一 雄	浜 園 清 春
々	々	々	々	々	々	々	海	陸	軍 属	々	々	々	々	々	々	々	々	々	中 支	中 国	中 支	ソ ロ モ ン
一九二二	一九八七	二〇一五	一九六二	一九七三	一九七三	一九七三	一九八一	一四五一	二〇六一	二〇三七	二〇六三	二〇七二	二〇七一	二〇八二	二〇二二	二〇六一	一九〇二	二〇二二	二〇一三	二〇一五	二〇五三	一九八二
一九二九	一九一九	一九一七	一九一七	二〇二〇	二〇二二	二〇二二	二〇二二	二〇二六	二〇二五	二〇二五	二〇二五	二〇二五	二〇四〇	二〇四〇	二〇二二	二〇二五	二〇二二	二〇二二	二〇二六	二〇二二	二〇二二	二〇二四

米 倉 常 雄	鈴 東 繁	生 見 一 雄	鈴 正 助	前 蘭 春 香	前 蘭 朗 雄	鈴 岩 七
々	々	陸 中 支	軍 属 日本海	々	々	海 南洋群島
中 支	支 那	支	ビ ル マ	南 洋 群 島	南 方 海 域	南 洋 群 島
一三六二	一二〇八	一二〇一	二〇七六	一九八二	二〇三二	一九八二
五三	二四	二〇	一四六	二〇二二	二〇二二	二〇三二

○生見（一七六名）

荒 井 伊 之 助	大 久 保 元 雄	池 田 清	堀 小 吉	鈴 東 佐 久 一	藤 久 保 藤 男	吉 川 龍 吉	飯 屋 清 一	高 崎 忠 義	赤 崎 数 男	石 塚 未 隆	山 口 時 吉	藤 久 保 武 雄	内 蘭 純 清	鈴 正 助	前 蘭 春 香	前 蘭 朗 雄	鈴 岩 七
海	々	陸 福 建 省	々	軍 属 海南島	海 太 平 洋	空 台 湾	々	々	海	々	軍 属 菲 島	々	海	軍 属 日本海	々	々	海 南洋群島
第 百 一 海 軍 病 院	沖 縄	福 建 省	々	海 南 島	太 平 洋	台 湾	バ ン ク ー パ ー	自 宅	フ ィ リ ピ ン	菲 島	フ ィ リ ピ ン	フ ィ リ ピ ン	ビ ル マ	日 本 海	南 洋 群 島	南 方 海 域	南 洋 群 島
一七五一	二〇六二	一九二五	二〇二二	二〇八三	一九六〇	一九七七	一九二七	二〇七一	一九二五	二〇四三	二〇四三	二〇四三	二〇七六	二〇六二	一九八二	二〇三二	一九八二

田中清蔵	陸	中支	一三六・八二二	中道武吉	軍属	牡丹江病院	一八・〇二六・三七
久津輪貞吉	々	中支(江西省)	一三七・五二八	帖地留彦	陸	マレー半島(ランゲン)病院	一八・〇三〇・二五
田貫七郎	々	中支	一三八・九三二	村田古雄	々	ソ連	一八・一二二・七三
森満善吉	々	中支(野戦病院)	一三九・九三二	帖地秀則	々	パラオ沖	一九・一・二二・七
岡元義彦	々	臺北陸軍病院	一三九・九二二・四	上崎末吉	々	中支	一九・八・五・二三
帖地寅夫	々	南京	一四一・二六・二五	川畑武男	海	ビスマーク	一九・二二・二・二〇
餅原雄蔵	々	中支	一四八・八九・二四	下村寛治	々	クエゼリン島	一九・二・六・二〇
西秀吉	々	北支	一五五・五二・二三	西照雄	陸	ブーゲンビル	一九・三・三・二七
上久保正夫	々	北支	一五五・五二・二二	帖地重彦	々	ブーゲンビル	一九・三・四・二八
帖地道春	々	中支	一五二・〇九・二二	久保園慶吉	々	ブーゲンビル	一九・三・六・二七
川畑正雄	海	南支那海	一九二・一・一・二三	上久保幸儀	海	東支那海	一九・九・二・七二
川畑秀吉	陸	熊本病院	一六七・七三・二三	岡元龍吉	陸	ブーゲンビル	一九・三・二・二一
猪前吉次郎	軍属	戦病死	一六九・九一・四六	生見義高	々	ブーゲンビル	一九・三・二・二七
川畑己徳	海	ロンボック海峡	一七三・三二・二三	生見三次郎	々	熊本(病院)	一九・四・二・八三・五
生見一美	陸	ブーゲンビル	一九五・五二・二三	東国雄	々	河南省	一九・五・五・三一
生見直	々	満州	一七六・一七・二六	帖地時春	々	中国湖南省	一九・九・一・五二・五
東庄次	々	中支長州	一七六・六三・二七	田貫武弘	々	中支	一九・六・二・八二・三
米倉国治	海	ソロモン	一八三・三三・二七	森満一男	海	南洋群島	一九・七・二・二〇
幾野茂蔵	軍属	ガダルカナル島	一八三・三八・三七	森満貞吉	陸	硫黄島	一九・七・二・四二・六
岡元周吉	陸		一八三・三二	川畑勇記	々	ブーゲンビル	一九・七・二・二四
帖地住吉	々	戦病死	一八四・四二・二八	久保園茂	々	南洋群島(ニューギニア島)	一九・七・九・三〇
西貞吉	海	横須賀	一八七・二七・二〇	浜崎浅一	々	ブーゲンビル	一九・七・四・三三
鈴慶造	々	濠州	一八八・四二・二七	久津輪久雄	海	本邦西方海上	一九・八・七・三〇

第四章 兵 事

川 畑 国 男 陸 中国長沙	二〇・七・七二二	米 倉 勇 吉 軍属	ワイリピン	二〇・二二三・四九
松 山 重 己 軍属 南方方面	一九・八・二〇一八	生 見 秀 男 陸	ワイリピン	二〇・二一八・二三
上 久 保 貞 二 陸 中 支	一九・九・二二五	丸 山 興 四 郎 軍属	マニラ	二〇・二二三・二九
石 塚 良 治 海 南印度洋	一九・九・二二四	久 津 輪 茂 則 陸	ワイリピン	二〇・二三三・二七
生 見 小 吉 陸 ブーゲンビル	一九・一〇・六三二	東 義 彦 陸	ワイリピン	一八・一〇・八二五
東 辰 雄 海 フイリピン	一九・一〇・二五二〇	帖 地 藤 一 陸	硫黄島	二〇・三・一三七・三六
西 盛 吉 陸 中支湖南省	一九・一〇・二五三五	帖 地 吉之輔 陸	ワイリピン	二〇・三・一三七・三八
久 津 輪 弘 海 台 湾	一九・一〇・二五三九	上 久 保 純 夫 陸	硫黄島	二〇・三・一三七・二四
古 殿 藤 次 陸 中 支	一九・一〇・二五三三	西 岩 雄 陸	硫黄島	二〇・三・一三七・二六
田 貫 一 弘 海 フイリピン	一九・一〇・二五二二	浜 崎 貞 夫 陸	硫黄島	二〇・三・一三七・二七
生 見 晃 陸 南 支	一九・一〇・二五二六	浜 村 宰 次 陸	硫黄島	二〇・三・一三七・二七
久 津 輪 実 敏 陸 フイリピン	一九・一〇・二五二〇	森 満 次 男 陸	レイテ島	二〇・三・一三七・二二
上 久 保 秀 夫 陸 五島列島	一九・一〇・二五二五	浜 田 一 彦 軍属	沖 縄	二〇・三・一三七・二二
古 殿 秀 吉 陸 濟州島	一九・一〇・二五二三	生 見 文 二 陸	東支那海	二〇・三・一三七・一七
森 満 操 陸 レイテ島	二〇・一・一・二二〇	生 見 竹 四 郎 海	ワイリピン	二〇・四・一・一三
久 保 園 喜 三 郎 陸 ニューギニア	一九・一〇・二五二三	永 尾 正 道 陸	ブーゲンビル	二〇・四・一・二九
田 貫 義 雄 陸 ソロモン	一九・一〇・二五二七	生 見 義 彦 陸	朝鮮近海	二〇・四・一・四五
山 田 茂 雄 海 ベリウ島	一九・一〇・二五二六	帖 地 義 彦 陸	仏 印	二〇・四・一・二四
東 光 雄 陸 フイリピン	一九・一〇・二五二〇	宮 園 定 造 海	台湾北方海上	二〇・四・一・二七
東 清 重 陸 ブーゲンビル	二〇・一・一・二二四	中 村 岩 助 陸	ルソン島	二〇・四・一・二四
西 満 二 陸 沖 縄	二〇・一・一・二二五	木 下 清 秀 軍属	大瀬崎南西方面	二〇・四・一・三二
山 筋 榮 吉 陸 ブーゲンビル	二〇・一・一・二二五	田 貫 弘 陸	大瀬崎南西方面	二〇・四・一・二四
東 勢 造 陸 湖南省	二〇・一・一・二二三・三九	海 江 田 興 次 郎 陸	大瀬崎南西方面	二〇・四・一・二四

生見勇雄	陸	ビルマ	二〇・五一・三一	久津輪時義	陸	満州三江省	二〇・八二・八三
古殿末治	〃	印度支那	二〇・五三・〇二	中山勇吉	海	沖繩	二〇・八二・四三
東小右衛門	〃	ブーゲンビル	二〇・六三・二七	東秋雄	陸	中国長沙	二〇・一一・二六
平原岩夫	海	沖繩本島	二〇・六二・四二	木佐貫清則	〃	湖南省	一九・九二・六三
古殿善造	陸	フィリピン	二〇・六三・三三	東義久	〃	於ソ連収容所	二一・二二・九三
岡元義則	〃	中支	二〇・六二・九二	村田一雄	海	横須賀海軍病院	一八・二二・七三
田貫光雄	〃	中国広西省	二〇・六二・四二	保田宰吉	陸	戦病死	二一・六七・四一
餅原三次	軍属	ミンダナオ島	二〇・六二・九二	宮園貞吉	〃	中支	二一・八二・七七
浦田貞蔵	海	沖繩本島	二〇・六二・四三	生見進	海	内地	二三・一一・二四
釜口時義	陸	ブーゲンビル	二〇・六二・八二	生見繁	〃	指宿国立病院	二五・一一・二六
東一馬	〃	レイテ島	二〇・七一・二九	東政兼	陸	自宅	二八・二二・六三
久津輪貞吉	〃	ビルマ	二〇・七二・六三	西純雄	〃	内地	二八・二二・八三
東豊吉	〃	レイテ島	二〇・七一・三八	上久保秀雄	〃	健軍病院	二〇・八二・〇二
西秋見	海	太平洋方面	二〇・七二・八二	宮原繁吉	〃	小笠原諸島	二〇・二二・〇三
川畑定吉	陸	フィリピン	二〇・七一・二七	久津輪幸吉	海	ニューギニア	一七・〇二・二九
上久保森男	〃	フィリピン	二〇・七二・二七	迫田善蔵	陸	中華民国	二三・五二・一三
上久保重吉	〃	フィリピン	二〇・七二・二五	塚田穰二郎	〃	鹿児島病院	一四・二二・二四
上久保武雄	軍属	鹿児島	二〇・八二・三八	東義彦	〃	フィリピン	一八・二〇・八二
上久保英次	陸	比島レイテ	二〇・七一・二四	米倉清吉	軍属	比島方面	一九・八二・五〇
小竹山	〃	〃	二〇・七二・五三	田貫武七	陸	硫黄島	二〇・三二・二七
浦田清政	海	菲島方面	二〇・七二・三三	上久保實敏	〃	五島列島	一九・一一・五九
生見満雄	陸	満州	二〇・八二・二二	海江田一彦	軍属	奄美大島	二〇・三三・二〇
西静造	〃	中支湖南省	二〇・九一・三七	柿本一哉	陸	国立立川病院	二一・三三・四二

第四章 兵 事

川崎弘光	軍属	ボルネオ	二〇・一・二九	二六
米倉三夫	陸	中 支	一九・九・三〇	二四
生見貞彦	々	ニューギニア	一九・四・二五	三四
上久保静吉	々	ビルマ	二〇・四・二一	三一
海江田彦造	軍属	大瀬崎南西方	二〇・四・二七	一八
木佐貫正則	陸	満 州	二〇・一・二九	二二
岡元義助	々	フィリピン	二〇・八・二一	三四
宮原寅吉	々	シベリア	二一・三・二四	四五
田貫良吉	々	中華民国	一九・九・九	二二
馬場茂吉	々	ソ 連	二一・一〇・二八	三四
生見貞吉	々	ルソン島	二〇・六・二五	三五
村田貞男	々	満 州	二一・四・二七	三一
益口篤盛	々	満州大連	二一・六・二一	三六
帖地嘉吉	々	中華民国	一三・八・九	
牧瀬一夫	々	ジャワ	二一・一〇・一	三〇
久津輪幸吉	海	ニューギニア	二七・一〇・二九	四二
米倉国雄	軍属	本州南方	一九・二・二四	三七
古殿寅吉	々	外南洋	一九・三・七	一九
上久保幸儀	海	東支那海	一九・九・二七	二一
岩崎重徳	軍属	南西諸島	二〇・三・二七	二〇
山筋武雄	海	南支那海	二〇・三・二三	三六
浦田清造	々	南西諸島	二〇・三・一	三八
岡元周一	々	東印度	二〇・七・二〇	四二

杉山重己	海	南洋群島	一九・八・一〇	一六
森満慶吉	軍属	印度洋	二〇・三・二六	三六
帖地一雄	海	マニラ	二〇・二・二六	二六
川畑寅雄	軍属	指宿国立病院	二一・三・一九	二四
徳澄敏則	陸	バシー海峡	一九・八・九	二七
神田己之助	々		二三・五・二五	三三
山下竹二	々	南洋方面	二〇・三・二四	
川永軍吉	々	マリアナ島方面	一九・九・三〇	
西国男	々	比島ルソン島	二〇・三・二四	二三
津留繁雄	々	蒙古聯合自治	一五・八・二四	二二
泰山田義一	々	ニューギニア	一九・七・六	
丸野時義	々	武 昌	一九・一・三	三一

以上七八八名

第五章 警 察

第一節 沿 革

明治三年（一八七〇）ごろから、ヨーロッパのフランス警察制度を基にして、種々研究が進められていたが、翌四年（一八七二）にわが国の国情に適合する邏卒制度らそつがとり入れられた。その後司法省・内務省の設置によって、幾度か手直しされた。明治七年（一八七四）一月、東京警視庁が発足し、各県に警視出張所が置かれた。鹿児島県には、明治十年（一八七七）七月、御着屋跡おつきやに警視出張所が開設され、警視局少警視綿貫吉直が所長となつた。ついで七月二十四日、県下一七カ所に警視分署が置かれた。下のとおりである。

当時喜入郷は谷山郷・川辺郷とともに、谷山警視分所の管轄下であつた。同年十一月名称が改称されて、警視分署は警視署となつた。明治十一年（一八七八）十月、

伊集院警視分署	
— 谷 山	々
— 加治木	々
— 大口	々
— 向 田	々
— 宮之城	々
— 山川	々
— 加世田	々
— 垂 水	々
— 志布志	々
— 高山	々
— 小根占	々
— 国 分	々
— 蒲 生	々
— 栗 野	々
— 桜 島	々
— 河田村	々

鹿児島警視出張所（所長）

鹿児島警視出張所は閉鎖され、県警察課が開設された。同時に県内次の一〇警察署と、一六の分署が置かれた。

鹿児島警察署		分 署	
鹿児島警察署	谷山・伊集院	鹿 屋	大根占・志布志
水 引	阿久根・出水・宮之城	加世田	知覧・山川・伊作
加治木	蒲生・牛山・福山	都 城	小林
宮 崎	高鍋	飫 肥	
延 岡		大 島	徳之島

その後警察区画はしばしば改正され、明治十三年（一八八〇）一月に至り、新たに派出所が設けられ、左頁の表のように組織された。

その後も何回か改正され、明治十九年（一八八六）十二月の改正で、警察本署が警察本部に改められた。このころ喜入村はこの所轄に属していたかつまびらかでな

警 察 本 署 (署 長)										
大 烏	延 岡	鉄 肥	宮 崎	都 城	加 治 木	隈 之 城	鹿 屋	加 世 田	鹿 児 島	警 察 署
徳之島	細島		高鍋	高岡・志布志	国分・末吉	宮之城・牛山	阿久根・出水・ 垂水・大根占	山川・知覧・伊作・ 市来	谷山・種子島	分 署
	三田井	福島	上田島・美々津	小林	福山			枕崎		派 出 所

いが、明治二十年（一八八七）七月に施行された巡査配置法から考えると、知覧分署の管轄に置かれていたものと思われる。大正十五年（一九二六）六月三日、勅令第一四七号をもつて地方官制度を改正し、分署設置制度を全廃するとともに、その第三九条に「各府県管内二警察署ヲ置ク。ソノ位置名称及管轄区域ハ知事之ヲ定ム」と定められたことにより、同年七月一日、従来の分署をすべて警察署に昇格させたので、県下の警察署の数は三三三となり、この制度はその後長く維持された。この時喜入

村は、指宿村・今和泉村・山川村とともに、指宿警察署の管轄に属することとなった。

昭和二十三年（一九四八）三月、大戦後の民主思想に基づく画期的な新しい警察制度が発足した。それは自治体警察と、国家地方警察の二本建てで組織されたが、喜入町は国家地方警察の管轄であつた。自治体警察は、市および人口五、〇〇〇人以上の市街地的町村に設置され、当該市町村長所轄の公安委員会の管理下で、その区域内のあらゆる警察行政に当たり、その経費は、本来当該市町村で負担するものであつた。国家地方警察は、自治体警察の管轄する区域以外の区域を管轄し、経費は国で負担するものであつた。昭和二十七年（一九五二）四月二十八日、日米平和条約を発効し、我が国はようやく占領政策から離れて、自主独立の道を進むことになり、警察制度についても、当然改革の検討が進められていたが、昭和二十九年（一九五四）六月八日、新警察法が公布され、同年七月から施行された。鹿児島県においては、県下に三三の警察署を置き、鹿児島など五市一町の自治体警察を廃止し、県警察に統合された。本町は、指宿市・山川町・利永村とともに、指宿警察署に属し、同時に規

則に基づいて、喜入巡查部長派出所は、指宿警察署喜入警部補派出所に昇格した。喜入警部補派出所は昭和三十一年（一九六四）四月、機構改革のため、警察官部長派出所と改称され、さらに昭和四十年（一九六五）四月一日、部長派出所が廃止されて喜入駐在所となり、同時に前之浜駐在所を統合したので、前之浜駐在所は連絡所と改称され現在に至っている。

このような警察の沿革の中に、本町出身の安楽兼道は、永年警察界に勤務し、累進して各県の警察部長となり、ついに警察界最高の責任者である警視総監を四回も勤め、我が国警察界の発展に大きく貢献した足跡は、誠に偉大である。

安楽兼道略伝

安楽兼道は、嘉永三年（一八五〇）十二月、新納一角の二男として麓^{ふもと}に生まれた。幼名精助。父新納一角は色白やせ型の美丈夫、精悍^{せいかん}な薩摩武士であった。母歌子は聰明にして賢母の誉れが高かった。九歳の時安楽八左衛門（兼通）の養子となり、名を兼道と改めた。漢学師白浜太郎八の門に入り、十四歳まで修学した。十四歳のと

き、藩内拔群の剣豪志々目真幸の門に入り、示現流と西洋砲術の操練法を学んだ。明治四年（一八七二）、二十二歳の時、郷常備隊から選ばれて御親兵として上京、明治六年（一八七三）に除隊して鹿児島医学校に入り、英語の修学に精励した。この年西郷隆盛は征韓論に敗れて鹿児島に帰った。私学校徒少壮の徒の間に不穩^{おん}の空氣が漲り、私学校への入学強要が激しくなった。兼道は、中央の実状を視察した上で去就を決しようと思ひ上京した。政府に仕官して国のために尽力することが大切であることを悟り、明治八年（一八七五）警視庁に奉職した。二十六歳であった。明治九年（一八七六）十二月、鹿児島県下の形勢刻々緊迫して行くのを憂え、鹿児島県出身者二〇名は川路大警視の別邸に集まり、「各自郷里に帰り大義名分を説き、前途を誤ることなきよう勸説する」との意見で一致して、帰郷することになった。兼道は一月に喜入に帰着し、松崎十兵衛ら郷里の主だった人びとと会合して帰郷の目的を話し、大義名分を説いたが、大勢既に決っていて、努力は水泡に帰した。二月四日、私学校徒に捕らえられ鹿児島に護送され、既に捕らえられていた同志らとともに、峻烈^{しゅんれつ}な取り調べを受けた。彼

の陳述は受け入れられず、川路警視の密命であろうと流血の拷問を受け、西郷隆盛暗殺云々の供述書に無理に捺印させられた。同志らが次々に処刑されるのを見て、自分の運命の時を待っていたが、三月十日、柳原勅使の来鹿によって辛くも虎口を脱し、鹿児島を出帆して東京に帰り、警視局（警視庁を廃し警視局を置く）に復職した。後裁判により無罪の判決となった。明治十二年（一八七九）、権中警部の時、琉球を沖縄県とすることになり、勅使が派遣された。安樂兼道は巡查二〇〇名を率いて随行した。琉球では廃藩置県を喜ばず、不穏の空気が強かったが、兼道の努力によって無事大業を成就した。明治十三年（一八八〇）三十一歳の時、石川県三等警部となった。当時石川県は、最も難治の県として有名で、大久保利通の刺客島田一部の出身地でもあり、自由民権論を主張して政府を攻撃する演説会が、いたる所で開かれ、警察は、この取り締まりに忙殺された。在任一年半で騒乱も次第に収まった。明治十五年（一八八二）三十三歳の時高知県警察部長となった。高知県は板垣退助の故郷で、自由民権論の発祥の地である。兼道が赴任したのは、自由党が結成されて約一年後のことであつた。政府は特

に安樂兼道を抜擢^{てき}して、人心一新をはかったのである。在任四年、陰悪な世相の治安に当たり、難局を打開し県民に好感を与えて熊本県に栄転した。明治十九年（一八八六）三十七歳の時、熊本県警察部長となった。熊本県は九州の中で最も政争の激しい所であつた。兼道は常に公平な態度で臨み、在任九年に及んだ。寛容な度量と円満な人格が県民に好感を与えた。明治三十年（一八九七）四十八歳の時、福島県知事、翌三十一年四十九歳の時、岐阜県知事を経て三十二年（一八九九）五十歳の時内務省警保局長となり、この時警察協会を創設した。明治三十三年（一九〇〇）伊藤内閣の時、警視總監に抜擢された。三十七年（一九〇四）には貴族院議員となった。三十九年（一九〇六）に西園寺内閣誕生するや、再び警視總監となり、四十四年（一九一）の第二次西園寺内閣の時も懇請されて三たび警視總監となった。大正二年（一九一三）に山本内閣が発足するや、組閣に当たって山本権兵衛は兼道に入閣を勧めたが、兼道はこれを固辞して四たび警視總監となった。この時六十四歳。

官界退職後は、千代田ガス会社社長・日本人造肥料会社社長・北海道拓殖会社社長・不動貯金銀行取締役など



安楽兼道の胸像

を歴任して、実業界でも活躍した。喜入旧市にある伊牟田尚平の記念碑は、碑には大正十年とあるが、除幕式は大正十四年に兼道が誕生地に建立した。昭和六年（一九三二）、警視庁新庁舎落成に当たり、天皇の行幸があったが、兼道は前官待遇の資格で拝謁の榮に浴した。昭和七年（一九三二）四月永眠、八十三歳であった。十三日勅使下向、幣はく並祭祀料として金七〇〇円の御下賜があった。兼道は「才の人というより徳の人、口の人というより行の人」と某氏が評したように、温厚篤実、包容の徳に富み、春風駘蕩自ら人心を緩和した。外柔内剛友情に厚く、一巡査にまでその徳を慕われていたという。兼道の胸像は喜入小学校玄関の前庭に建てられている。

第二節 駐在所の誕生

1 駐在所の発足

明治二十年（一八八七）七月、巡査配置法が施行され町村に巡査を常駐させる制度が実施された。県下を一六〇区に分け、一区ごとに一名の巡査を配置した。その主な業務としては、受持区域内の巡ら査察と、戸口調査で

知覧警察署

受持区	在勤所在地	受持町村
一区	給黎郡郡村の内	郡村分割
二区	同 郡村の内	郡村分割・永里村分割・厚地村
三区	同 西元村	西元村
四区	同 永里村	永里村分割・瀬世村
五区	同 東別府村	東別府村分割
六区	同 南別府村	南別府村・東別府村分割
七区	同 塩屋村	塩屋村
八区	同 瀬々串村	瀬々串村分割
九区	同 前之浜村	瀬々串村分割・中名村・前之浜村分割
十区	同 生見村	生見村・前之浜村分割

あった。明治二十一年（一八八八）四月二十八日付によると、喜入村は知覧警察署に所属し前の表のようになっている。

駐在所の名称については、当初巡査配置所と呼ばれていたが、明治二十一年（一八八八）四月、巡査在勤所と改められ、さらに同年十二月に巡査駐在所と改められ、区に数字をつけて第〇〇区巡査駐在所と呼ばれるようになった。

その後明治四十三年（一九一〇）十二月、県告示によって、区順による名称を廃止し、駐在所の上に地区名をつけて呼称することとなり、現在まで続いている。

2 喜入駐在所

本町は、指宿市・山川町とともに、指宿警察署に属し、同時に規則に基づいて、喜入巡査部長派出所は、指宿警察署喜入警部補派出所に昇格した。喜入警部補派出所は、昭和三十九年（一九六四）四月、機構改革のため警察官部長派出所と改称された。

さらに、昭和四十年（一九六五）四月一日に部長派出所が廃止され、喜入駐在所となった。同時に前之浜駐在所を統合したので、前之浜駐在所は連絡所と改称された。

平成十三年（二〇〇一）三月二十六日、喜入六九七八番地に新築移転し駐在所員二名が配置された。

警備管轄は、喜入、中名中・下、一倉で、パトカー一台を常備して警護に当たっている。

3 瀬々串駐在所

明治二十年（一八八七）ごろの駐在所については、記録がないので不明確であるが、民家を借用し、巡査の住居が事務所を兼用していたようである。大正二年（一九一三）四月、瀬々串三一七八番地（宮崎神社境内）に事務所が設置され、瀬々串・中名を管理した。昭和二十三年（一九四八）三月、制度改正により、中名校区の受け持ちは、中名駅前の中名駐在所として分割設置されたので、瀬々串校区のみを管轄することになった。昭和二十六年（一九五二）十月、ルース台風により建物が半壊し



喜入駐在所

居住不能となったので、三一〇三番地に移転改築された。昭和三十四年（一九五九）の警察機構の改革により、中名巡查駐在所は廃止され、瀬々串駐在所の所轄するところとなった。建物が老朽化し使用不能となったので旧役場瀬々串出張所の建物を改造して、昭和三十六年（一九六二）六月に移転した。さらに昭和四十九年（一九七四）十二月二十五日、瀬々串三三八番地（旧瀬々串小学校校庭）に新築移転したが、老朽化のため、平成十五年（二〇〇三）三月二十五日新築して現在に至っている。



瀬々串駐在所

警備管轄は、瀬々串・中名上で、パトカー一台を常備し駐在所員一名が配置され警護に当たっている。

4 生見駐在所

古い記録については不明であるが、明治四十一年（一

九〇八）ごろ、生見区費約二〇〇円を投じて、生見二六五二番地に巡查駐在所の住宅および事務所が建築され、生見校区を所管していた。昭和四十八年（一九七三）十二月十三日、一三五六番地（旧生見中学校敷地内）に新築移転して現在に至っている。



生見駐在所

警備管轄は、生見・前之浜で、駐在所員一人が配置され警護に当たっている。

5 旧前之浜駐在所（前之浜連絡所）

古い記録については不明であるが、明治四十年（一九〇七）ごろ前之浜七〇八三番地に、前之浜区民の協議により、住宅および事務所が建築され、前之浜校区を所轄していた。昭和十三年（一九三八）、前之浜小学校が現在地に移転したので、その跡地を土地整理し、昭和十四

年（一九三九）に八〇九三番地（現在地）に移転した。昭和四十年（一九六五）四月、喜入駐在所に統合されたので、前之浜連絡所と改称された。

現在は、生見駐在所の管轄となり、前之浜の警護に当たっている。

第三節 交通安全と防犯

戦後急激な自動車の増加により、昭和二十四年（一九四九）十一月一日、道路交通取締法が施行された。「人は右・車は左」の対面交通となった。昭和二十六年（一九五二）には、ガソリン車の快速を競う時代となった。昭和三十七年（一九六二）五月、交通安全協会指宿支部を指宿交通安全協会と改称し、新しく本町と山川町に支部が設けられた。

昭和四十一年には、交通事故による死亡者が多く「交通戦争」ということが生まれたものである。警察や交通安全協会では、各機関と一致協力し、道路交通法の目的に沿って交通安全対策に取り組んだ。

その後、昭和四十五年（一九七〇）六月には指宿地区

交通安全協会に改められ、現在に至っている。

本町では、交通安全に対して、警察と交通安全協会が協力しながら交通事故防止に努めている。

交通事故多発と同様に、急増する青少年の犯罪や非行化防止のため、揖宿地区防犯組合連合会が組織され、警察と協力しながら犯罪防止に努めている。

管内における交通事故発生件数は次のとおりである。

交通事故発生件数

年次	件 数		死 者		負 傷 者	
		内喜入		内喜入		内喜入
昭和49年		61		2		89
昭和50年		53		2		81
昭和51年		55		6		99
昭和52年		38		2		55
昭和53年		49		3		76
平成 7 年	461	111	10	6	607	164
平成 8 年	484	88	5	0	615	125
平成 9 年	486	99	6	1	619	146
平成10年	469	105	10	2	570	142
平成11年	486	99	6	1	619	146
平成12年	457	94	4	0	592	129
平成13年	486	99	6	1	619	146

資料：指宿警察署

注：管内の数字である

第六章 消 防

第一節 明治維新前後の 消防とその推移

昔は江戸などのような大都市には、消防組という組織があり、消防活動を行っていたが、田舎には消防の組織的活動団体はなかった。藩政時代には、火災が発生すると、ホラ貝を吹き鳴らして、近隣の人びとに知らせ、知らせを聞いた近郷近在の人びとは、早速手に手に水桶みずおけやとび口などを持って現場に急ぎ消火に当たった。大火となると、全く手の施しようがなく、自然の鎮火を待つより外に術すべがなかったようである。また火元の人は惨めなもので、隣近所や親戚せきの所には世話にならない習わしで焼け跡に小屋を作り、そこで雨露をしのぐ苦難の生活が強いられ、一度火事を出せば、七代後までも災いが続くと言われた。喜入では、二才組にせぐみが消防ならびに警備・治

安の主役を努めていたが、消防の設備は全くなく、各人思い思いに現場に駆けつけ、消火に当たっていたので、いたずらに混雑を増すばかりで、十分な効果を挙げることは困難であつたようである。

鹿児島県に消防組織が設置されたのは明治十一年（一八七八）で、西南の役の薩軍敗残兵鎮圧のため、東京警視庁から鹿児島に派遣された警察隊が、戦火に備えて持参した消防ポンプ（フランス、サンドメーション会社製）が活躍し、偉功を立てたと言われている。明治二十一年（二八八八）、従来の警察署直属の消防組は廃止され、県令第四四号をもつて、「消防組織編成規則」が制定され、一町村一組もしくは数組を、あるいは数町村統合して一組を編成することが規定された。この県令によって、多くの町村が私設の消防組を結成した。県下の結成状況は次のとおりである。

年 代	組 数	組 員	ポンプ	龍吐水
明治一六	一六六	六、八八九	？	一九六
〃 二二	九九九	五九、三〇〇	七	？
〃 二七	六四一	三〇、六九〇	二一	？

喜入に組織的な消防組が発足したのは明治二十八年（二八九五）で、私設消防組として指定され、喜入村消防組と名づけられた。編成は、組頭一名、小頭一名、消防手三三名であった。この新発足に際し、村当局が釣付綱（火災の際家屋を引き倒す綱）の購入費を予算に計上したところ、村議会は、当地方の家屋は、市街地の家屋とはその構造が異なるので、その要なしとして否決する場面もあったが、結局消防費として、三五円二七銭が計上され、組頭の指揮統制によつて活動する組織的な消防組が発足し、活動するようになった。明治四十四年（一九一〇）には、初めて「直通式腕用ポンプ」一台（二五〇円七〇銭）が購入された。その後年とともに消防器具も漸次整備されていった。

大正二年（一九一三）五月三十一日、瀬々串上集落の大火の際、一意消火に精励していた消防手栗脇松之助は負傷し、以後長年病床に伏していた。村当局はこの栗脇に対し、本県消防規則により、公務手当を支給し、その治療に当たさせた。栗脇松之助は、明治九年（二八七六）二月、市郎の長男として仮屋崎に生まれ、幼少のころから任侠心にんぎょうに富んだ人であった。昭和四年（一九二九）十

二月に病没した。

また旧市出身の室田景辰は、幼少より刻苦勉励し、東京に出て巡査となり、献身警察業務に尽粹し、累進して警視に任ぜられ、大正元年（一九一二）日本消防署東京本部長となり、高等官四等従四位勲三等に叙せられた。大正四年（一九一五）官を辞した。

第二節 太平洋戦争中の消防組織

日華事変勃発後ぼつぱつは、陸海空の防衛強化の緊要に迫られ特に防空体制の強化によつて、消防組の業務は増大した。その任務遂行、目的達成のために、昭和十四年（一九三九）一月、警防団令が公布され、警防団は地方長官の監督を受け、警察署長は地方長官の命を受けて警防団を指揮監督することに改められたので、警防団は軍や警察に協力して防空・消防の業務はもちろん、一般社会の治安活動をも行うことになった。

喜入村では、昭和十四年（一九三九）四月一日に従来の消防組が警防団に改組され、団長・副団長、各校区分団長が置かれた。初代の団長には牧瀬節が就任した。

各分団の団員数は次のとおりであった。

瀬々串分団	四〇名	中 名分団	四〇名
宮 坂分団	六〇名	前之浜分団	五〇名
生 見分団	四〇名		

各分団には分団長が置かれ、村内の警防に当たった。

第三節 戦後の消防組織

昭和二十二年（一九四七）の消防団令の施行によつて、戦時中活動した警防団は解散し、再び消防団となった。翌二十三年（一九四八）三月に消防組織法、同年八月に消防法が公布され、消防事務処理のため、市町村の規模に応じ、消防本部・消防署・消防団・消防職員が置かれることになった。またこれまで警察の指導監督下にあった消防団は、警察行政から離れて、自治体消防となり、市町村の管理に代わり、これに必要な諸経費も市町村で負担することになった。

喜入村においても、昭和二十二年（一九四七）に警防団は解散して、新しく消防団が発足して、従来警察の指揮監督下にあったものが、村長の責任の下で消防活動を

するように改められ

た。初代団長には弓指与吉が就任した。団長、

副団長の下に、各校区

に分団長が置かれ、団

員一八五名の編成で発

足した。この新しい消

防団発足と同時に、消

防委員会が設立され、

松久保栄助・牧瀬節・

丸田直市・堀甚之助・

米倉末吉の五人が委員

に選出された。

その後時代の進展に伴い、消防の設備も整備され、昭和四十年（一九六五）には役場分団が、昭和四十三年（一九六八）には農協分団が新設されて、組織の拡充がはかられた。

農協分団はその後役場分団に吸収され、役場分団も昭和五十一年（一九七六）に解散した。

昭和五十一年（一九七六）四月一日消防本部および消



消防出初め式

防署が設置された。

昭和五十三年（一九七八）当時の消防組織および防火設備は、次のとおりである。

施設	分団	瀬々串	中 名	宮 坂	前之浜	生 見	計
団員	二四	一一	一一	一一	一一	一一	一一
消防自動車	一	一	一	一	一	一	五
積込車				一			一
可搬ポンプ	一		一	二	一	一	六
水防槽	一四	一六	一六	二〇	七	一〇	六七
消火栓	三一	二七	二七	五三	三〇	四三	一八四

第四節 消防署の誕生

消防組織法第十条の規定による消防本部および消防署を置かなければならない市町については、毎年度自治大臣が指定するところとなっているが、本町においては新日本石油基地株式会社の原油備蓄があるところから、災害の予防、住民の安全を図るため、常備化による消防力

の強化が必要となってきた。昭和五十年（一九七五）、喜入町議会では消防本部および消防署の設置等に関する条例を可決し、同年四月十三日、自治大臣より政令に基づく指定によって、消防本部および消防署を置くことになった。建築の面積および経緯は次のとおりである。

敷地面積 六五九平方メートル
建物一階 三〇八平方メートル

同 二階 一七一平方メートル

着 工 昭和五十一年四月三十日

竣 工 昭和五十一年九月二十七日

経 費 五、一九万円

業務開始 昭和五十一年十月一日

消防本部および消防署

消防本部は、火災・救急のことはもちろんのこと、地域住民が安心して住める町づくりを消防団員と力を合わせて、地域防災のために頑張っている。

火災の時に、消防車が火災現場に到着するまでの間、地域の人に消火の協力をしてもらうために、各地域に消火栓を設置している。平成十四年（二〇〇二）度は、三基の消火栓を新設する計画である。



消防本部・消防署

消防本部の職員数

(人)

消防長	次 長	係 長	主 査	消防士	計
1	1	6	8	9	25

消防団員の数

(平成14年 3月31日現在)

地区名	団 長	副団長	分団名	分団長	副分団長	部 長	班 長	団 員	計
喜入町消防団			瀬々串	1	1	2	3	13	20
			中 名	1	1	2	3	13	20
			喜 入	1	1	2	3	13	20
			一 倉	1	1	1	1	7	11
			前之浜	1	1	2	3	13	20
			生 見	1	1	2	3	13	20
計	1	1	—	6	6	11	16	72	113

消火栓の数

(平成14年 3月31日現在)

地区名	瀬々串	中 名	喜 入	一 倉	前之浜	生 見	合 計
消火栓の数	60基	49基	89基	21基	48基	52基	319基

防火水槽の数

(平成14年 3月31日現在)

地区名	瀬々串	中 名	喜 入	一 倉	前之浜	生 見	合 計
防火水槽の数	21基	21基	34基	13基	14基	16基	119基

消防人員と消防施設

(平成14年 3月31日現在)

年次	消 防 署									消 防 団				消 火 栓	防 火 水 槽
	高所放水車	ポンプ自動車	原液搬送車	化学車	救急車	指令車	積込車	広報車	職員	ポンプ自動車	小型ポンプ	消防分団数	消防団員数		
平成9年	1	1	1	2	2	1	1	—	24	6	6	6	112	307	114
平成10年	1	1	1	2	2	1	1	—	24	6	6	6	112	310	115
平成11年	1	1	1	2	2	1	1	—	24	6	6	6	113	313	117
平成12年	1	1	1	2	2	1	1	1	24	6	6	6	113	316	118
平成13年	1	1	1	2	2	1	1	1	24	6	6	6	113	319	119
平成14年	1	1	1	2	2	1	1	1	24	6	6	6	113	319	119

海や川などの消防水利が近くになく、消火活動に支障をきたす場所に防火水槽を設置し、消防隊が消火活動を行いやすい環境づくりに努めている。

現在、消防本部には六名の救急救命士がいて「呼吸または心臓のどちらか、あるいはその両方が停止した傷病者」に医師の指示を受けて「器具を用いた気道確保・心臓への電気ショック・点滴」などの高度な救命処置を実施している。

また、救急隊として専門的な教育を受けるために、約二カ月間消防学校に入學して救命率向上に努めている。本町の施設設備は、表のとおりである。

第五節 大火災の記録

記録にある町内の大火災を列記すれば次のとおりである。

元禄一五年・三・一 麓^{ふもと}集落一五棟全焼
宝永七・一二・一〇 前之浜川中集落二三棟全焼
正徳五・一・四 生見集落大火
享保二〇・二・一 生見田貫^{たぬき}集落五棟全焼

明治三二	・ 八	中名中集落大火
明治四一	・ 一・二二	前之浜集落八〇余棟全焼
大正一	・ 一一・四	前之浜川上集落一三棟全焼
大正二	・ 五・三一	瀬々串上集落五六棟全焼
大正一一	・ 一・一	前之浜川上集落九七棟全焼
昭和二〇		生見川畑集落戦災
昭和二〇	・ 七・二七	前之浜集落戦火一五〇棟全焼
昭和二〇	・ 八・六	前之浜集落戦火
昭和三〇	・ 一〇・二四	中名中集落七九棟全半焼
昭和三八	・ 一〇・一四	瀬々串上集落六九棟全半焼
昭和四〇	・ 八・四	喜入麓東集落七棟全焼
昭和四〇	・ 八・一一	喜入刈田集落一〇棟全半焼
昭和四〇	・ 九・二二	前之浜鈴集落一八棟全半焼
昭和四一	・ 五・二五	瀬々串集落四棟全焼
昭和四八	・ 七・八	中名中集落八棟全焼
昭和五九	・ 七・八	前之浜川下集落五棟全半焼
昭和六二	・ 一二・二七	生見田貫集落四棟全焼

平成年度における年度別火災統計および救急出動状況は、次のとおりである。

年別火災統計

年	区別	火災件数					燃損棟数		罹災世帯			死傷者	
		建物	林野	車両	その他	合計	住家	非住家	全焼	半焼	部分焼	死者	負傷者
平成元		4	2		1	7	4		2		2		1
平成2			1			1							
平成3		6		1	2	9	6	2	4	1	3		2
平成4		3	4	1		8	3	1	3	1			1
平成5		1	6			7	4		3		1	2	1
平成6		4	6	1		11	3	2	4	1			1
平成7		2	2	1	2	7	3		2		1	1	
平成8		4	1	1		6	2	2	2		2		1
平成9		3	2	2	3	10	3		2	1		1	3
平成10		1	1	1	3	6		1			1		
平成11		9		1	3	13	5	5	7		3		
平成12		2		2	2	6	6	1	4		3		1
平成13		2	1	1	1	5	2		1	1			
平成14		5		1	2	8	1	4			5		

救急出動状況

(平成14.3.31日現在)

年	種別 区分	合 計	救 急 事 故 種 別											不 搬 送 件 数
			火 災	自然 災害	水 難	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自 損 行為	急 病	そ の 他	
平成元年	出動件数	230	2			48	5	7	24	4	3	116	21	
	取扱件数	194	2			38	5	7	23	4	3	103	9	36
	搬送人員	204	2			47	5	8	23	4	3	103	9	
平成2年	出動件数	260		1	1	53	5		39		2	136	23	
	取扱件数	232				44	4		38		2	127	17	28
	搬送人員	250				62	4		38		2	127	17	
平成3年	出動件数	284	2		1	59	5	7	35	1	8	151	15	
	取扱件数	259	2		1	49	5	7	33		6	144	12	25
	搬送人員	278	2		1	68	5	7	33		6	144	12	
平成4年	出動件数	236	1			58	4	6	32	1	2	113	19	
	取扱件数	202	1			46	4	6	28	1	1	102	13	29
	搬送人員	216	1			60	4	6	28	1	1	102	13	
平成5年	出動件数	288	1	1	1	56	5	5	47	2	3	145	22	
	取扱件数	258	1	1		49	5	5	46	2	3	130	16	30
	搬送人員	264	1	1		54	5	5	46	2	3	131	16	
平成6年	出動件数	296		1	1	57	9	6	34	3	6	147	32	
	取扱件数	272		1	1	50	9	6	33	3	4	138	27	24
	搬送人員	288		1	1	66	9	6	33	3	4	138	27	
平成7年	出動件数	327			1	72	4	7	40	1	8	152	42	
	取扱件数	291			1	63	2	6	38	1	7	140	33	36
	搬送人員	316			1	87	2	6	39	1	7	140	33	
平成8年	出動件数	312	1			33	8	6	52	2	3	175	32	
	取扱件数	298	1			28	8	6	52	2	3	169	29	14
	搬送人員	315	1			44	8	6	52	2	3	170	29	
平成9年	出動件数	334	1			59	6	6	36	2	5	172	47	
	取扱件数	301	1			53	6	6	35	2	1	160	37	33
	搬送人員	319	1			70	6	7	35	2	1	160	37	
平成10年	出動件数	325				59	1	5	31	4	2	175	48	
	取扱件数	300				51	1	5	30	4	2	164	43	25
	搬送人員	322				71	1	6	30	4	2	165	43	
平成11年	出動件数	356			1	58	2	3	35	2	7	195	53	
	取扱件数	323			1	52	2	3	34	2	5	180	44	33
	搬送人員	338			2	66	2	3	34	2	5	180	44	
平成12年	出動件数	384	1			57	8	2	56	1	2	204	53	
	取扱件数	357	1			49	8	2	54	1		194	48	27
	搬送人員	374	1			59	8	2	61	1		194	48	
平成13年	出動件数	401				53	3	9	62	3	5	212	54	
	取扱件数	372				45	3	9	58	2	3	204	48	29
	搬送人員	384				55	3	9	58	2	3	204	50	